

文教委員会資料

所管事務の調査（報告）

「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画の素案について」

資料1 国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画 素案 概要版

資料2 国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画 素案

資料3 国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画策定スケジュール

資料4 国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画素案に関する意見募集について

平成29年10月3日
教育委員会事務局

1 策定の趣旨

○史跡橘樹官衙遺跡群を将来にわたり保存し、史跡の価値と魅力を広く伝えていくため、史跡の適切な保存管理、活用、整備、管理運営体制等についてのマスタープランとともに、個別の基準を定めるための基本方針を、文化庁の指導に基づき定める「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」の策定を行う。

2 計画の位置づけ

○「川崎市総合計画」における（施策4-8-2）市民の文化芸術活動の振興に位置付けられている橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業の今後の基本的な方向性を定めるために策定する。
○平成25（2013）年度に策定した「川崎市文化財保護活用計画」では、基本理念や基本的な考え方を積極的に推進していくための基本方針の1つとして、各文化財個別の保存活用計画を策定することを謳っており、本計画はその具体的な取組の1つとして策定する。

図1 関連する主な計画

計画名	所管局
川崎市総合計画	総務企画局
第2次川崎市教育振興基本計画「かわさき教育プラン」	教育委員会事務局
川崎市文化財保護活用計画	教育委員会事務局
第2期川崎市文化芸術振興計画	市民文化局
都市計画マスタープラン全体構想	まちづくり局
川崎市シティプロモーション戦略プラン	総務企画局
川崎市緑の基本計画	建設緑政局
新・かわさき観光振興プラン	経済労働局

3 計画の期間と進捗管理

〔計画期間〕

概ね30か年の中長期方針を示すマスタープランと、そのうち当面実施すべき取組を短期方針として定めている。今後、国史跡への追加指定、橘樹官衙遺跡群における発掘調査の進展、史跡の保存整備・活用事業の実施等を踏まえ、概ね10年で内容の見直しを図る。

〔進捗管理〕

史跡の保存・活用には継続的な計画自体の経過確認と、定期的な点検評価が必要であるため、経過確認及び点検評価を適切に行うことで、各施策の到達進度の把握や課題の抽出を行う。

到達進度を表す指標は、計画の適切な進捗管理のため、文化庁や神奈川県教育委員会の指導・助言を受けながら、川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会で審議の上、保存管理、活用、整備、管理運営体制のそれぞれについて、進捗状況、実績の点検、課題抽出等の指標を明示したチェックシート（自己点検シート）を作成した。

4 国史跡橘樹官衙遺跡群の概要

(1) 指定告示

名称：橘樹官衙遺跡群

指定基準：「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」

史跡の部二（都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡）

官報告示：平成27（2015）年3月10日付け 文部科学省告示第38号

(2) 指定の理由

多摩丘陵の平坦面に立地する武蔵国橘樹郡家（郡衙）正倉跡と考えられる橘樹郡衙跡（千年伊勢山台遺跡）と評の役所の施設の可能性がある掘立柱建物跡なども検出された郡寺跡である影向寺遺跡からなる。地方官衙の成立から廃絶に至るまでの経過をたどることができる全国的にも希有な遺跡であり、その成立の背景や構造の変化の過程が判明するなど、7世紀から10世紀の官衙の実態とその推移を知る上で重要である。

(3) 指定地の概要

所在地 神奈川県川崎市高津区千年字伊勢山台415番2外48筆等

面積 12,083.61㎡

所有関係 国有地 548.25㎡（所管；財務省関東財務局横浜財務事務所）

市有地 2867.01㎡

民有地 8668.35㎡（所有者7名、うち保持者4名、保持・占有者1名、占有者2名）

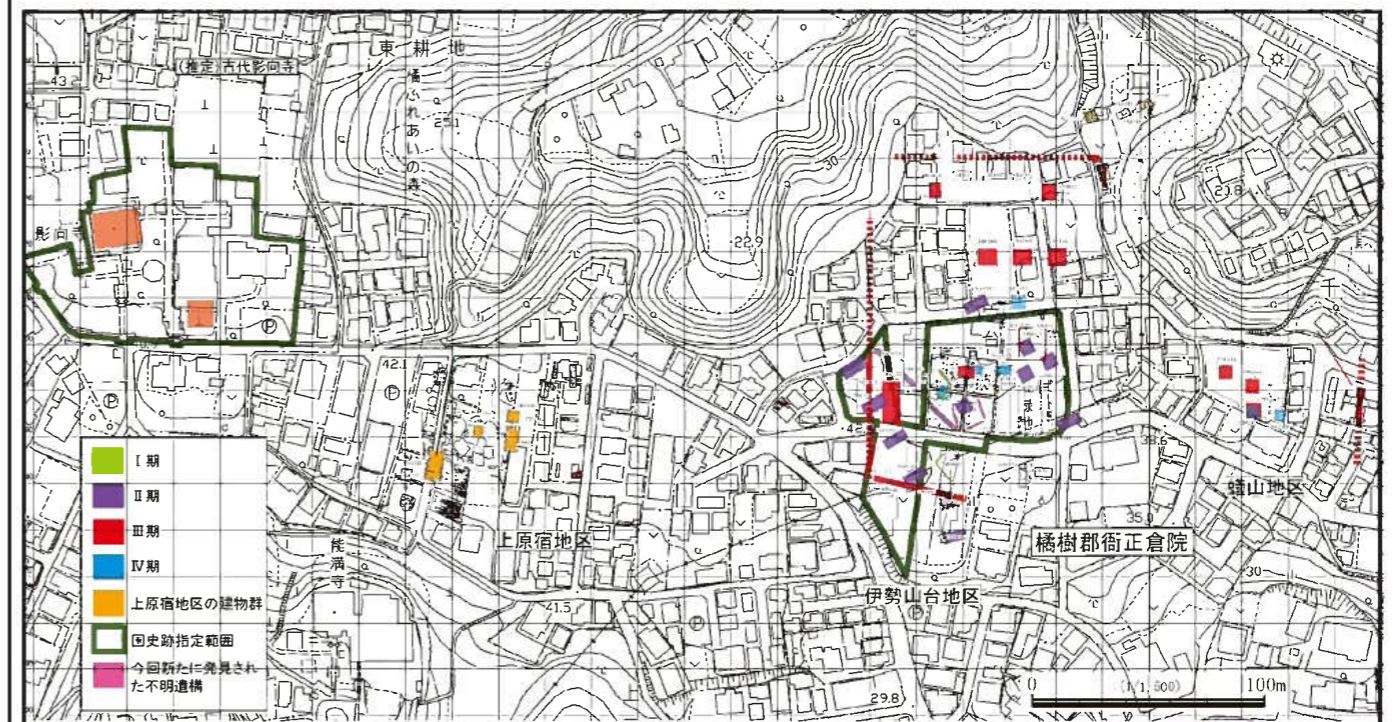
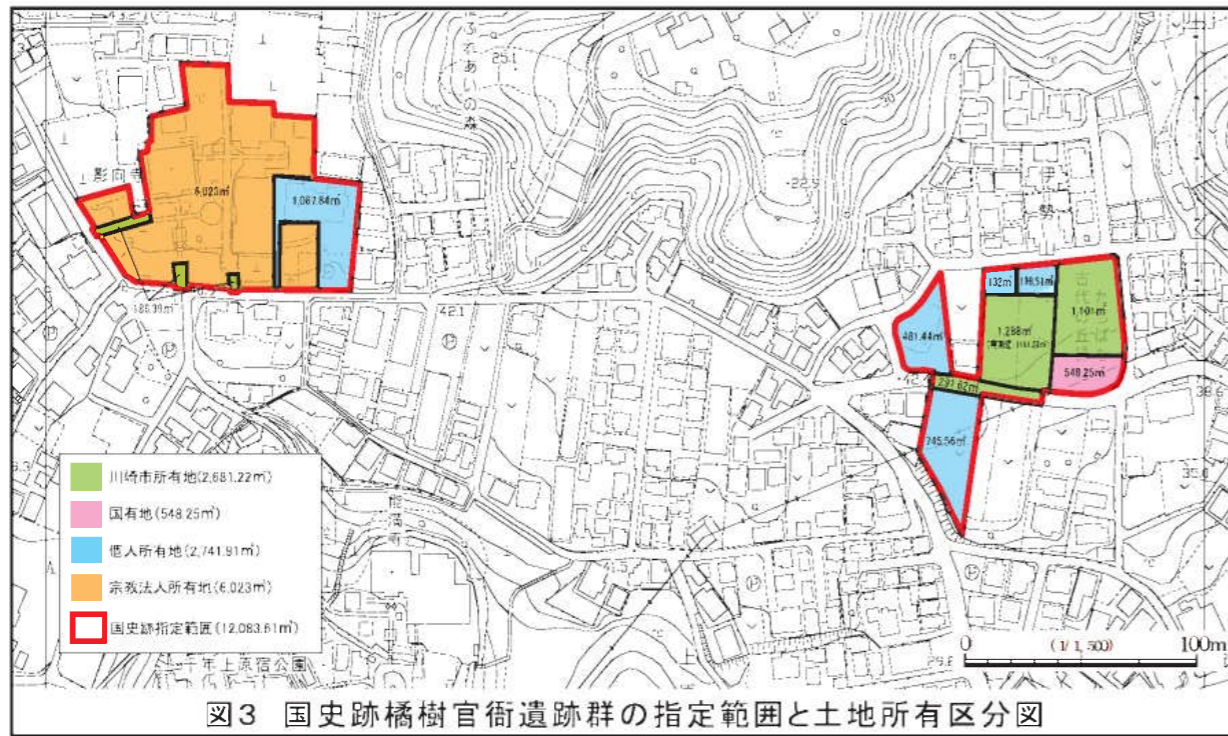


図2 橘樹官衙遺跡群で発見された建物群

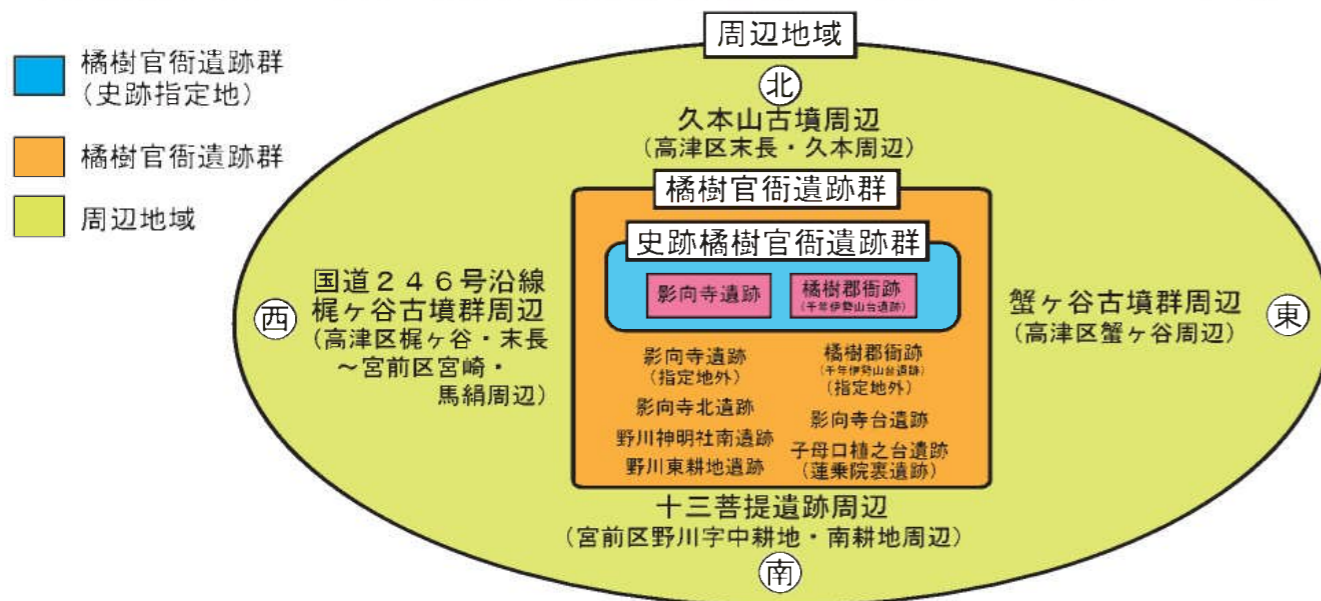
国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画 素案 概要版 ～計画の対象範囲等～



5 計画の対象範囲

史跡橋樹官衙遺跡群の指定地は、遺跡群の一部分にすぎず、遺跡群を理解するためには、周辺地域に集中している県及び市指定の文化財をはじめとする多様な歴史的・文化的資産と結びつけることが必要である。そうすることで、その歴史的価値がさらに高まり、より有効な活用を図ることが可能となる。

本保存活用計画では下図の範囲を「橋樹官衙遺跡群周辺地域」として取扱うこととする。



6 現状と課題

(1) 保存管理

- 史跡指定地内は、原則として現状維持を図り、遺構・遺物を保護している。
- たちばな古代の丘緑地として市民に供用している史跡地の一部については、史跡の日常的な保全管理を千年町会が母体として構成された橋樹郡衙跡史跡保存会の協力を得ながら行っている。
- 史跡指定地として、来訪者が訪れやすいように定期的な維持管理を行う必要がある。

(2) 活用

- 現在は、教育委員会や区役所、市民活動団体等が行うまち歩き事業等において、史跡橋樹官衙遺跡群をコースに取り入れ、橋樹郡衙跡では、案内板・刊行物・AR (Augmented Reality) アプリケーション等を用いて解説を行っている。
- 川崎で育ち、将来を担う子ども達が地域の歴史を伝える史跡を知ることは非常に重要である。現在も一部学校への出前授業や、校外学習への専門職員の派遣等を行っているが、市域全体への対応は困難である。今後、市内の各学校で学習を主体的に取り組めるよう、教材の開発や、教員への支援が必要である。
- 史跡に関する情報の発信は、川崎市のホームページや市政だより等既存の媒体を利用しているほか、必要に応じて遺跡解説のリーフレット等を作成しているが、SNS (Social Networking Service) 等情報発信手段が多様化していることから、有効な情報発信媒体の検討を行うことが必要である。

(3) 整備

- 遺跡の位置関係や内容、また周辺の遺跡・文化財等を把握できる設備がない。また、橋樹郡衙跡と影向寺遺跡間のアクセスを示す案内板等が不十分であるとともに、他部局が設置したサインとの重複が見られるため、案内板等の整理が必要である。
- 史跡を訪れる場合の公共交通機関は、路線バス「影向寺」バス停・「千年」バス停等であるが、遺跡群の所在する台地はバス通りから急な坂道や階段を上らないと到達できない。また、史跡周辺は道路幅が狭く、歩道もない場所が大半であるが、車の通行量は多いことから、史跡等の見学時に危険な場合もある。遺跡来訪者用の駐車・駐輪スペースは現状整備されていないため、スペースの確保が必要である。
- 史跡が地域住民の生活空間と重なっていることから、史跡を見学する際に住民のプライバシーに十分配慮する必要がある。

(4) 管理運営体制

- 史跡の保存・管理については、既に地元の遺跡保存会と協働して行っている部分もあり、保存会の育成・充実に協力しつつ、今後さらに連携しながら進めていく。
- 史跡整備等の進展に応じて、公有地の管理・活用に係る人的資源の拡充と育成とともに、地域住民や関係行政庁との連絡調整を図っていく必要がある。また、橋樹官衙遺跡群の保存・活用・整備事業は、住民、有識者、行政が関わり合いながら携わることが望ましく、橋樹郡衙跡史跡保存会や影向寺重文・史跡保存会とも連携しながら各種事業を運営する必要がある。

国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画 素案 概要版 ～計画のマスタープラン等～

7 橋樹官衙遺跡群保存活用計画のマスタープラン

(1) 史跡橋樹官衙遺跡群の確実な保存と継承

史跡橋樹官衙遺跡群は、我が国の古代史上の重要な価値を有する国民共有の財産であり、地域のかげがえのない歴史的・文化的資産である。この史跡を、未来にわたって確実に保存し、継承する。

(2) 継続的調査による遺跡群の全体像の解明

史跡橋樹官衙遺跡群の全容解明や関連する遺跡等の歴史的価値を把握するため、それらの情報を広く発信し、市民・地元住民等の理解を得ながら、継続的に調査を実施していく。

(3) 史跡橋樹官衙遺跡群やその周辺の景観と歴史的・文化的資産を活用した歴史的まちづくりの推進

史跡橋樹官衙遺跡群及び周辺地域には、多くの遺跡や文化財、谷戸や緑地等が所在しており、橋樹官衙遺跡群とこれら文化財や自然環境等を総合的に捉え、市民や地域の理解・協力を得ながら、豊かな歴史資産及び自然資産に根付いた良好な景観を守り、歴史的まちづくりを推進する。

(4) 地域を知る学びの場や人材を育成するひとづくりの場としての整備・活用

史跡橋樹官衙遺跡群の整備・活用を通じて、歴史や文化を知ることによって郷土に対する愛着を醸成し、この地域がもつ歴史や価値を活かしたまちづくりを図るとともに、それらを担う人材の育成も図る。

(5) 管理運営体制の構築・整備

史跡橋樹官衙遺跡群を将来にわたり保存・活用していくため、市の文化財保護部局が中心となって関係行政機関・土地の権利者・地域住民・企業等と連携した管理運営体制を構築する。

8 マスタープランにおける短期方針

史跡橋樹官衙遺跡群については、マスタープランに基づき保存活用を進めていくが、遺跡群の全容解明、史跡の追加指定、土地の公有地化等については、長期的な視点で、段階的に進展していくことから、まず順次取り組むことが可能な、今後10年程度の保存管理・活用等に関する短期方針を定める。

(1) 本格的な整備を行う前に簡易的な解説板やサイン等を設置し、市民等の活用しやすい環境を整える。

(2) 重要な遺構等が発見されている、または発見された場合は、地権者等の協力を得ながら追加の国史跡指定を目指すとともに、優先的に公有地化を図っていく。

(3) 公有地化の進捗状況に応じ、段階的な保存整備・活用を推進する。

(4) 史跡橋樹官衙遺跡群の価値を広く知ってもらうための情報発信を積極的に図る。

(5) 史跡における現地見学会や講座等を通じて、市民への周知を図るとともに、史跡の保存を図る社会的雰囲気作りを進める。

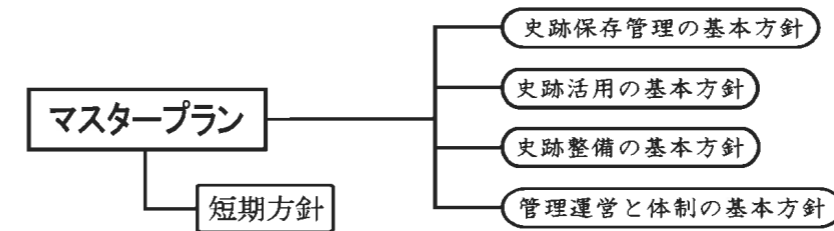


図5 史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画の構成

9 史跡保存管理の基本方針

○史跡の価値、課題の整理、保存活用のマスタープランを踏まえ、史跡を継続して、適切に保存管理していくための基本方針を以下のように定める。

(1) 史跡の確実な保存と継承

史跡指定地のうち橋樹郡衙跡については確実に保存管理し、整備活用を図るために計画的に公有地化を図る。また、影向寺遺跡については、影向寺境内での寺院活動を継続できるよう十分な配慮をしつつ、遺跡を確実に保存管理する。

(2) 地域と協働した史跡の保存管理

史跡橋樹官衙遺跡群が所在する橋・野川地区の住民、町内会、影向寺関係団体等、地域全体の理解を得ながら協働して保存管理を行いつつ、文化庁、神奈川県教育委員会、川崎市の関連部局、学術研究団体等とも連携を図り、市民・有識者・行政が幅広く協力して保存管理を行う。



写真1 史跡保存会の活動

(3) 史跡橋樹官衙遺跡群の公有地化

史跡橋樹官衙遺跡群を将来にわたり確実に保存管理し、広く市民が活用するための整備を実施するため、計画的に史跡指定地の公有地化を進める。また、未指定地については、調査研究の成果に基づく遺構の重要性や保存の必要性に応じて、住民の理解を得て追加指定を図っていく。

(4) 史跡橋樹官衙遺跡群の全容解明に向けた調査の実施と追加指定

史跡橋樹官衙遺跡群の調査を継続的に実施し、遺跡群の全容解明を進めることで、遺跡群の価値をさらに高め、その調査成果に基づき遺跡の保存を図る。また、遺跡群内の未指定地についても、調査成果に基づく遺構の重要性や保存の必要性が明らかになった地域は、住民や地域の理解を得て、追加指定を図っていく。

(5) 周辺の歴史文化資産・自然文化資産を活かした保存管理

史跡橋樹官衙遺跡群及びその周辺には、史跡地内と同等の価値を有する遺構が確認された、あるいは遺構が想定される未指定地や遺跡・文化財等の歴史文化資産、谷戸・湧水・里山等の自然文化資産が多く所在しており、その恵まれた地域の特徴を活かしながら、地域にガイダンス施設を設置する等、実際に歴史や自然を体感・体験できる場と史跡や周辺の歴史・自然文化資産等を学習する場というバランスのとれた一体的な活用が図れるような保存管理を進める。

国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画 素案 概要版 ~活用の基本方針等~

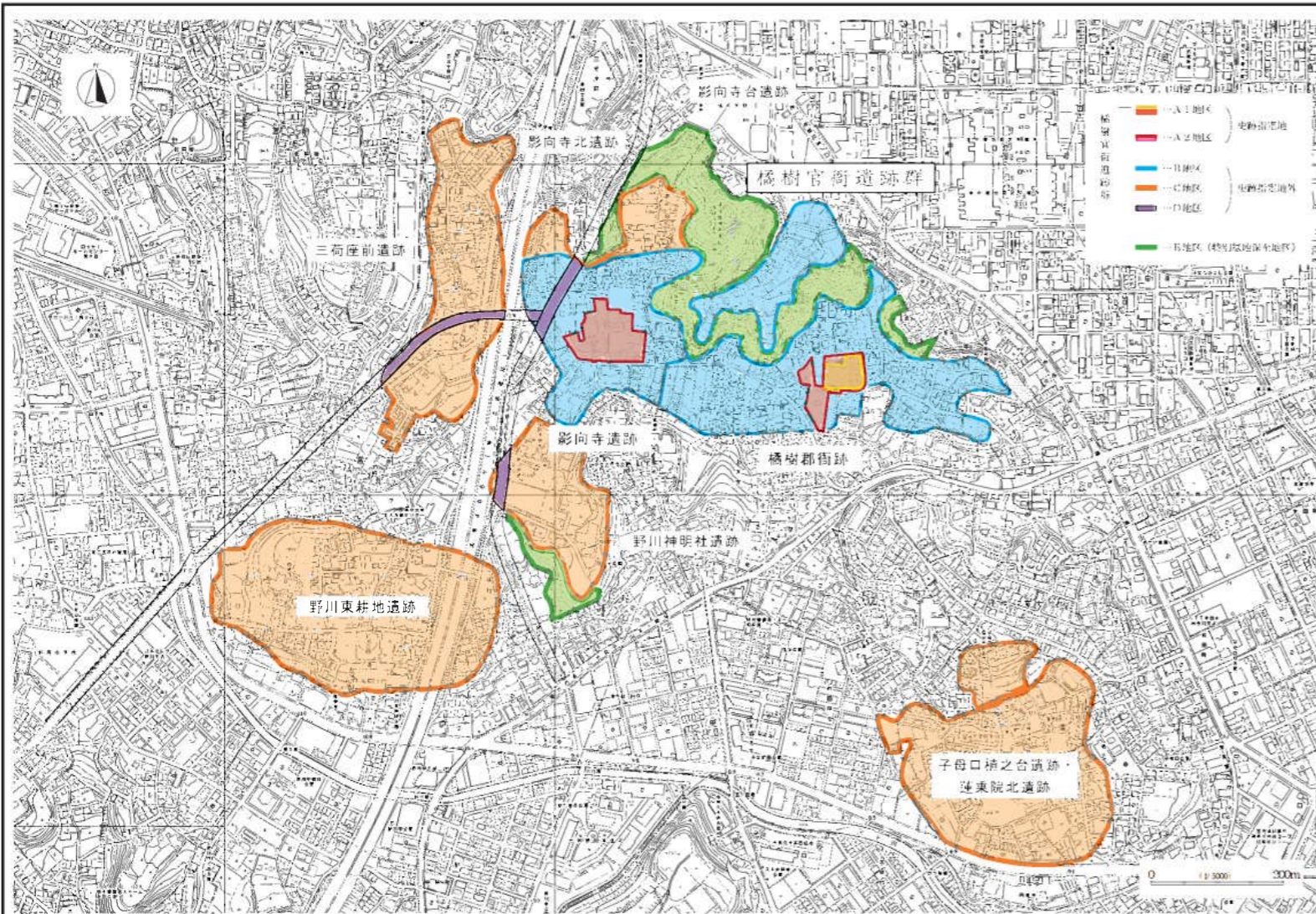


図6 保存管理の基本方針に基づく橋樹官遺跡群の地区区分

地区名称	地区の概要	定める取扱基準	公有地化の方針
A1地区	国史跡指定地のうち公有地化完了済みの地区		—
A2地区	国史跡指定地のうち私有地	現状変更許可の基準 (文化財保護法第43条)	史跡の保存整備活用のため、寺院地以外は優先的に公有地化する。
B地区	未指定の橋樹郡衙跡・影向寺遺跡(周知の埋蔵文化財包蔵地)		重要な遺構が発見された場合等は追加指定の上、公有地化
C地区	橋樹官衙遺跡群に関連する周知の埋蔵文化財包蔵地	土木工事等の取扱基準 (文化財保護法第93・94条)	橋樹官衙遺跡群に関連する重要な遺構が発見された場合、追加指定の上、公有地化
D地区	埋蔵文化財包蔵地のうち都市計画道路の路線敷		都市計画道路の事業進捗に合わせ協議
E地区	周辺の特別緑地保全地区		一定程度公有地化済み

図7 保存管理の基本方針に基づき定める取扱基準の概要

10 史跡活用の基本方針

○史跡橋樹官衙遺跡群は、東国における古代律令制度に基づく地方支配の実態を明らかにする上で、極めて重要な価値を有する遺跡であり、この史跡を将来にわたり、確実に保存していくためには、遺構を適切に保存管理するとともに、史跡のもつ価値や魅力を広く伝えていくため、周辺の地形や景観と一体としての活用を進めていかなければならない。

また、住宅密集地の中、現地に立てば今なお古代の雰囲気を感じるとともに、地形に合わせて規則的に配置された橋樹郡家(郡衙)正倉院やその他の郡家諸施設の様相、郡家に隣接して造営された古代寺院、かつてそれらの施設で行われたであろう郡家の政務や儀礼、役人達の活動の様子等について想像し、楽しく史跡に触れ合ってもらえる取組を行う必要がある。

さらに、橋樹郡域には古代律令体制成立以前に「橋花屯倉」が設置されたとされ、この橋樹の地と大和王権との関係性を示している。こうした史跡や遺跡等を合わせて活用することで、川崎市のみならず、日本の古代史を学ぶことが可能である。

史跡の活用については、これらを踏まえ、史跡活用の基本方針を以下のように定める。

(1) 史跡橋樹官衙遺跡群の存在や価値、または調査研究成果等の積極的な情報発信

史跡橋樹官衙遺跡群やその価値等を様々な手段を用いて広く周知していくとともに、新たに発見された成果等を速やかに発信し、情報の共有を図る。また、市民と連携し、過去の調査・研究成果を公開・活用するとともに、研究機関とも連携し、全国的な調査研究を進める。

(2) 地域の歴史・魅力を学ぶことのできる場づくり

学校教育と連携を図り、史跡橋樹官衙遺跡群やその周辺地域の歴史や価値を学び、周辺の谷戸や豊かな緑地など、多様で豊かな地域の魅力を知ることができる場とする。また、生の歴史に触れた感動や驚嘆といった貴重な体験をできる場とする。また、自らのルーツや歴史に対する興味等、生涯学習の場として幅広い年代の方が学ぶ場とする。



写真2 発掘調査現地見学会

(3) 史跡橋樹官衙遺跡群を活用したひとづくり・まちづくりの推進

地域住民・市民等が気軽に集う憩いの場として利用するとともに、地域住民や市民団体等と連携しながら、史跡橋樹官衙遺跡群を通じて、郷土に対する愛着を醸成し、この地域がもつ歴史や価値を活かしたまちづくりを図り、またそれらを担う人材の育成も図る。

また、史跡等の歴史的・文化的資産も地域の資産として活用すべきものであることから、周辺に住宅地が広がる史跡用地において、災害時の避難場所や防災用具の保管場所等、地域の防災拠点としての機能をもった場とする。



写真3 出前授業

国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画 素案 概要版 ～整備・管理運営と体制の基本方針～

11 史跡整備の基本方針

○史跡橋樹官衙遺跡群では、本計画に基づく適切な保存管理を前提として、その歴史的価値と魅力を広く周知するために、史跡公園として整備を図る。史跡公園は、地域住民や市民等にとって憩いの場や交流の場として利用されるとともに、学習の場ともなるよう整備していく。

また、史跡橋樹官衙遺跡群の周辺に展開する歴史的・文化的資産との一体的な活用を図り、郷土の歴史や日本の古代史を体感できる場としての整備を目指すとともに、新たな文化交流を生み出し、将来にわたり史跡を保存・活用していくための人材育成、まちづくりの拠点としていく。

これらを踏まえ、史跡整備の基本方針を以下のように定める。

- (1) 史跡橋樹官衙遺跡群の適切な保存と確実な継承のための整備
- (2) 古代官衙遺跡の景観等が体感できる整備
- (3) 史跡橋樹官衙遺跡群や周辺の歴史的・文化的資産、また最新成果を発信できる場の整備
- (4) 史跡橋樹官衙遺跡群を中心に、地域住民や市民等が様々な活動や交流ができる場の整備
- (5) 史跡への交通アクセスやサイン、ガイダンス施設・便益施設(駐車場・バリアフリー化等)の整備等、利用者の利便性の向上
- (6) 史跡指定地内の調査の進捗状況、古代官衙関連施設の分布状況、公有地化の進捗状況に応じた、段階的な整備

地区区分	整備の方法
史跡指定地 A1地区	<ul style="list-style-type: none"> ●すでに公有地化が完了しており、一部は「たちばな古代の丘陵地」としてすでに市民に供用している。 ●今後は、史跡橋樹官衙遺跡群の本質的価値の1つでもある橋樹郡衙正倉院のイメージを示しながら、公開活用していくため、地下に郡衙関連の遺構がある場所については、当時の様子を分かりやすく示す整備や地下遺構の存在を地上部に表示する等の整備を行う。 ●園路の整備を行うことで指定地周囲の市道へのアクセスを確保するとともに、史跡解説板やサイン等を適切に設置し、またベンチ等の便益施設も適所に配置する。
史跡指定地 A2地区	<ul style="list-style-type: none"> ●橋樹郡衙跡の範囲は、優先的に公有地化を進め、A1地区同様、史跡橋樹官衙遺跡群の本質的価値の1つでもある橋樹郡衙正倉院を顕在化し、公開活用していく。 ●A1地区における整備状況を十分考慮し、地下に郡衙関連の遺構がある場所については、当時の様子を分かりやすく示す整備や地下遺構の存在を地上部に表示する等の整備を行うとともに、空地であった場所については、野外での研修や行事等にも利用できる広場として整備する。 ●A1地区や指定地周囲の市道へのアクセスを容易にし、橋樹官衙遺跡群や周辺に展開する歴史的・文化的資産との回遊性を確保するとともに、史跡解説板やサイン等を適切に設置し、ベンチ等の便益施設も適所に配置する。 ●影向寺遺跡の範囲は大部分が宗教法人影向寺所有地であり、公有地化を進めることが困難であることから、土地所有者との調整を図り、宗教活動の妨げにならないよう配慮しながら、例えば基壇の整備等や史跡解説板・サイン等を適切に設置し、ベンチ等の便益施設も適所に配置する。
史跡指定地外 B地区	<ul style="list-style-type: none"> ●史跡指定地以外の橋樹官衙遺跡群の範囲内であり、未確認の郡衙をはじめ、正倉院の一部、館、厨という郡衙の主要な施設や古代寺院に関連する重要な遺構等の存在が想定される地区であるため、今後、すでに郡衙及び古代寺院に関連する遺構等が確認された区域、また調査によって新たに郡衙及び古代寺院に関連する遺構等が確認された区域については、条件が整い次第追加指定を目指し、史跡指定された区域については、A2地区として段階的に公有地化を図り、その遺構等の内容に応じた整備を図る。 ●橋樹郡衙正倉院東区画簿が確認されている橋樹郡衙跡山地区及び北区画簿等が確認されている伊勢山台地区、そして橋樹郡衙の館と推定される遺構が検出されている上原宿地区については、本地区の中でも優先的に追加指定を目指し、将来的な公有地化並びに整備を図る。 ●影向寺遺跡東側についても、古代影向寺の土地利用状況を明らかにする上で重要な地区であることから、優先的に追加指定を目指し、将来的な公有地化並びに整備を図る。
史跡指定地外 C・D・E地区	<ul style="list-style-type: none"> ●史跡橋樹官衙遺跡群を構成する橋樹郡衙跡(千年伊勢山台遺跡)及び影向寺遺跡以外の、広義の橋樹官衙遺跡群を構成する遺跡内、史跡橋樹官衙遺跡群を構成する影向寺遺跡内(周知の埋蔵文化財包蔵地:高津区No.148、宮前区No.5)にある都市計画道路「野川橋生線」及び広義の橋樹官衙遺跡群を構成する三軒塚前遺跡内(周知の埋蔵文化財包蔵地:宮前区No.4)にある「登戸野川線」計画路線、史跡橋樹官衙遺跡群を構成する橋樹郡衙跡及び影向寺遺跡の周辺の「橋特別緑地保全地区」・「千年特別緑地保全地区」・「東野川特別緑地保全地区」であり、郡衙正倉院別院や官衙に関連する重要な遺構、また官衙との密接な関係性が推測される集落跡等が存在する。今後の調査で、郡衙や古代寺院との関係性が明らかになった重要な遺構等が確認された区域については、指定条件が整い次第、追加指定を目指し、史跡指定された区域については、A2地区として段階的に公有地化を図り、その遺構等の内容に応じた整備を図る。

図8 整備の方法

12 管理運営と体制の基本方針

○史跡橋樹官衙遺跡群の保存管理にあたっては、行政のみの力には限界があることから、土地の権利者、地域住民、企業、研究者、関係行政機関等との連携と協働が不可欠である。以下に史跡の管理運営と体制に関する基本方針を示す。

- (1) 川崎市が史跡橋樹官衙遺跡群の管理団体としての役割を果たすための、地域と連携・協働した保存管理の体制構築及び管理運営の推進
- (2) 土地の権利者の理解と協力を得た管理運営の実施
- (3) 文化庁、神奈川県教育委員会をはじめ、関係行政機関との連携による保存管理



写真4 行政・学識者・市民等が参加する橋樹官衙遺跡群調査整備委員会

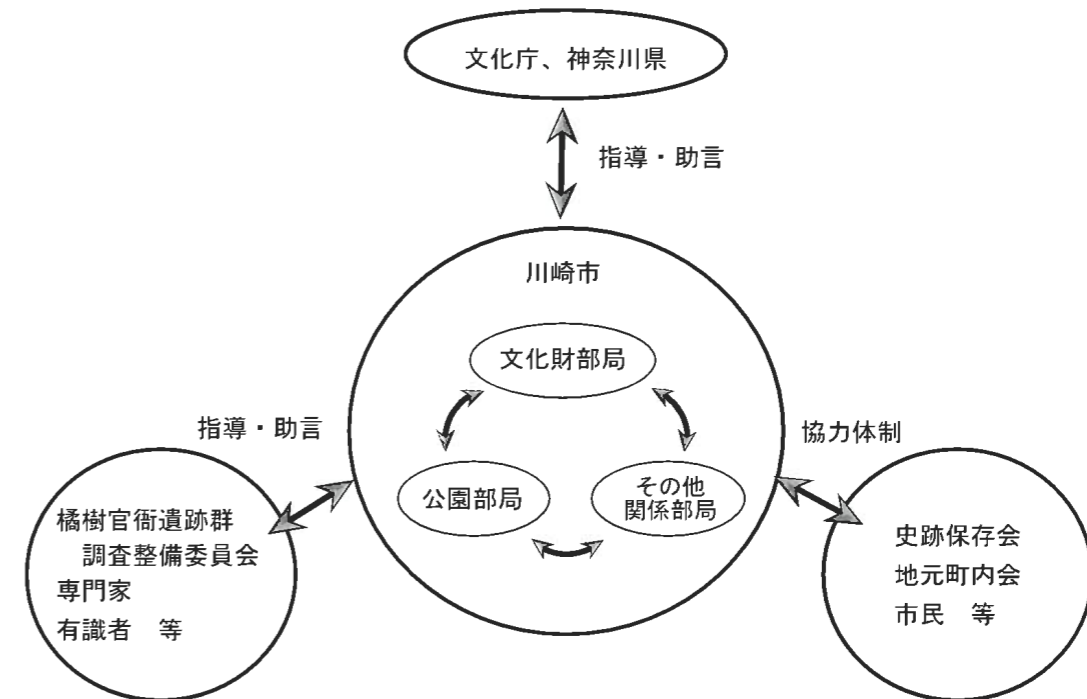


図9 管理運営・体制のイメージ

国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画 素案

平成29（2017）年9月

川崎市教育委員会

航空写真

例 言

- 1 本書は、神奈川県川崎市高津区千年及び宮前区野川に所在する国史跡橘樹官衙遺跡群の保存活用計画書である。
- 2 この保存活用計画策定事業は、川崎市教育委員会が事業主体となり、平成 28 (2016)・平成 29(2017)年度の 2 ヶ年にわたり、国宝重要文化財等保存整備費補助金の交付を受けて実施した。
- 3 本計画は、川崎市附属機関設置条例に基づき設置されている「川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会」で検討した内容をもとに、事務局である川崎市教育委員会が策定した。
- 4 本計画策定にあたり、文化庁文化財部記念物課、神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課の指導・助言を受けた。
- 5 本計画策定に関わる事務は、川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課が担当し、関連事業の一部を株式会社 TEM 研究所に委託した。
- 6 本計画書の執筆は、川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課が行った。

目 次

序文	
例言	
第1章	計画策定の沿革・目的 …………… 1
第1節	計画策定の沿革…………… 1
第2節	計画の目的…………… 1
第3節	計画策定に向けた検討体制と検討経過…………… 4
第4節	上位関連計画と本計画の位置づけ…………… 7
第5節	計画の実施…………… 14
第2章	橘樹官衙遺跡群の概要 …………… 15
第1節	指定に至る経緯…………… 15
第2節	指定の状況…………… 16
第3章	橘樹官衙遺跡群の本質的価値と構成要素 …………… 36
第1節	保存活用計画における対象地域…………… 36
第2節	橘樹官衙遺跡群の本質的価値…………… 37
第3節	橘樹官衙遺跡群の副次的な歴史的価値…………… 38
第4節	橘樹官衙遺跡群及び周辺地域の社会的な価値…………… 40
第5節	構成要素の特定…………… 41
第4章	現状と課題 …………… 42
第1節	保存管理…………… 42
第2節	活用…………… 43
第3節	整備…………… 44
第4節	管理運営体制…………… 44
第5章	橘樹官衙遺跡群における保存活用のマスタープラン …………… 45
第1節	マスタープラン…………… 45
第2節	短期方針…………… 46
第6章	史跡の保存管理 …………… 47
第1節	保存管理の基本方針…………… 47
第2節	橘樹官衙遺跡群及びその隣接地における地区区分と構成要素…………… 48
第3節	現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針・取扱基準…………… 51
第4節	土地公有地化の方針…………… 54

第7章	史跡の活用	55
第1節	活用の基本方針	55
第2節	活用の方法	56
第8章	史跡の整備	59
第1節	史跡整備の基本方針	59
第2節	整備の方法	59
第9章	管理運営と体制	62
第1節	管理運営と体制の基本方針	62
第2節	管理運営の方法	62
第10章	施策の実施計画策定と進捗管理	64
第1節	実施すべき施策と実施期間	64
第2節	施策の進捗管理と方法	65

第1章 計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革

史跡橘樹官衙遺跡群は、武蔵国橘樹郡の役所跡である橘樹郡衙跡（千年伊勢山台遺跡）とその西側に隣接して造営された古代寺院跡である影向寺遺跡から構成される古代官衙遺跡である（第1・2図）。遺跡群は、地方官衙の成立から廃絶に至るまでの経過をたどることができる希有な遺跡で、その成立の背景や構造の変化の過程が判明するなど、7世紀から10世紀の官衙の実態とその推移を知る上で重要であるとして、平成27（2015）年3月10日に川崎市初の国史跡に指定された。

橘樹官衙遺跡群を構成する橘樹郡衙跡については、国史跡指定を目指す中で、川崎市の貴重な歴史的文化的遺産として保存活用の基本的な考え方を定め、今後の保存・活用・整備の推進を図るため、平成24（2012）年度に「橘樹郡衙推定地保存活用の基本的な考え方について」を政策決定し、その基本方針として次の3点を掲げた。

- 1 橘樹郡衙は全国的にも貴重な歴史文化遺産であり、後世まで継承する遺跡として位置づけ、保存・整備・活用を進める。
- 2 橘樹郡衙の中核部分を重点保護エリアに設定し、地権者からの同意を得る等、国史跡の指定を目指した取組みを進める。
- 3 国史跡指定後は、国庫補助等を活用しながら保存・整備を進め、地域の協力を得ながら積極的な活用を図る。

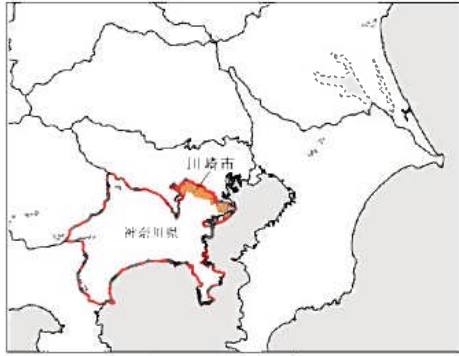
この政策決定を受け、川崎市教育委員会は、平成25（2013）年度に有識者による橘樹郡衙調査指導委員会を設置し、その指導・助言を受けて、国史跡指定を目指した取組を進めるとともに、地域の歴史文化を活かした魅力あるまちづくりを推進することを目的に「川崎市文化財保護活用計画」を策定した。国史跡指定後は、平成27（2015）年度に橘樹郡衙調査指導委員会を川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会に改編し、史跡の保存・整備について指導・助言を行う整備部会を新たに置き、この中で史跡橘樹官衙遺跡群の保存活用計画策定を進めてきた。

第2節 計画の目的

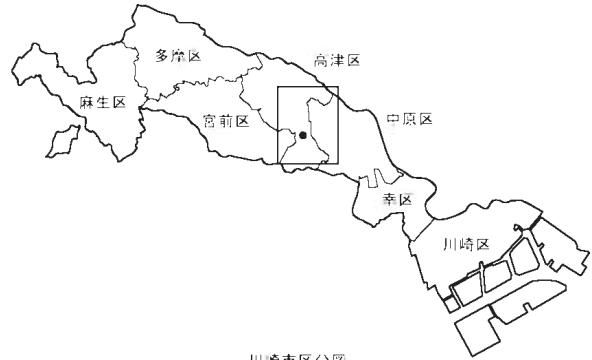
平成25（2013）年度に策定した「川崎市文化財保護活用計画」では、基本理念や基本的な考え方を積極的に推進していくための基本方針の1つとして、各文化財個別の保存活用計画を策定することを謳っている。

本計画はその具体的な取組の1つとして策定したものであり、史跡橘樹官衙遺跡群を適切に保存し、次世代へと確実に伝達していくため、史跡等の本質的価値と副次的な価値およびそれぞれの構成要素を明確化し、それらを保存管理・活用するための明確な原則・方針・手段等を定めたマスタープランである。

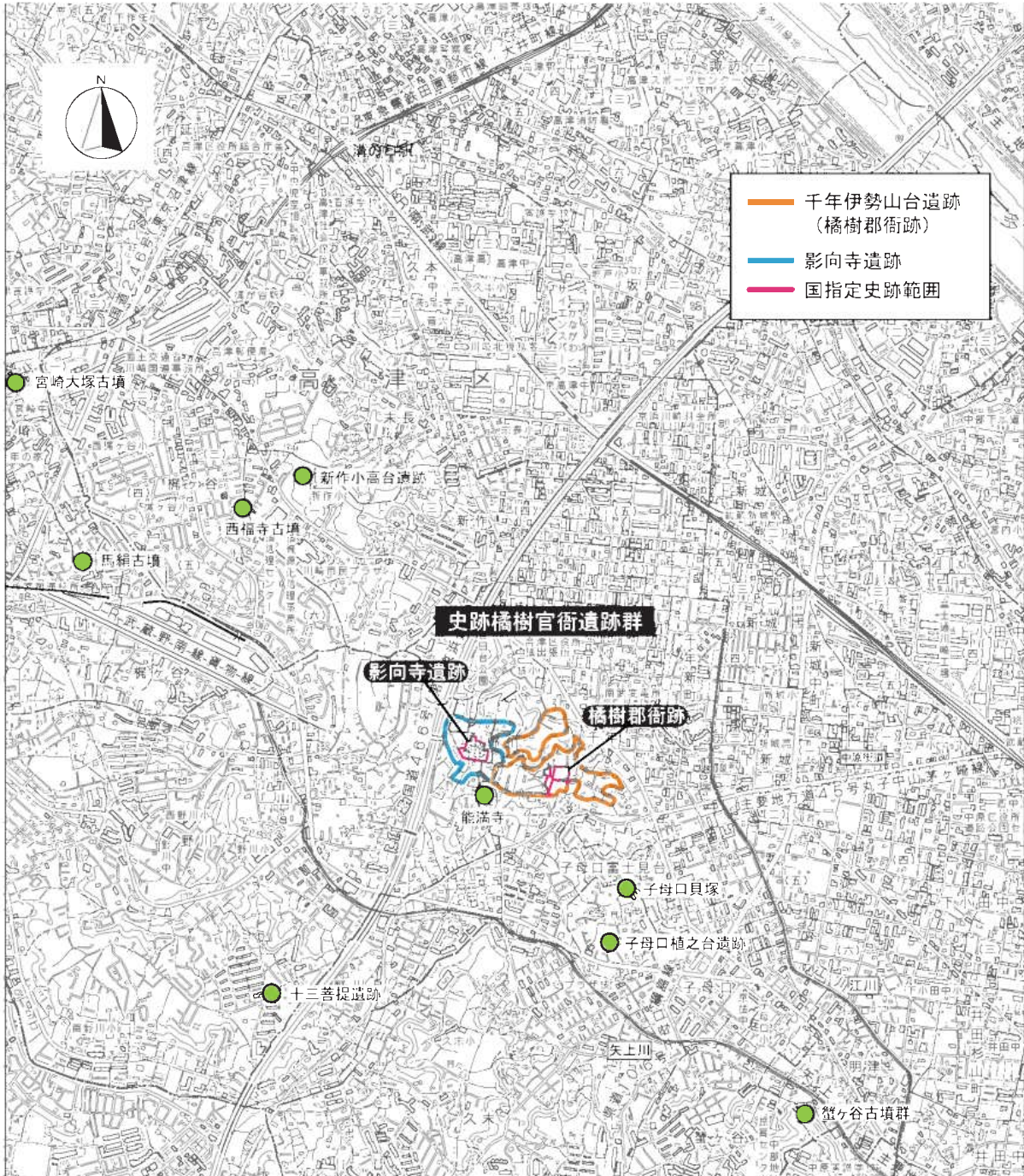
なお、本計画策定後の国史跡への追加指定、橘樹官衙遺跡群における発掘調査の進展、史跡の保存整備・活用事業の実施等を踏まえ、本計画は概ね10年をもって、見直しを図るものとする。



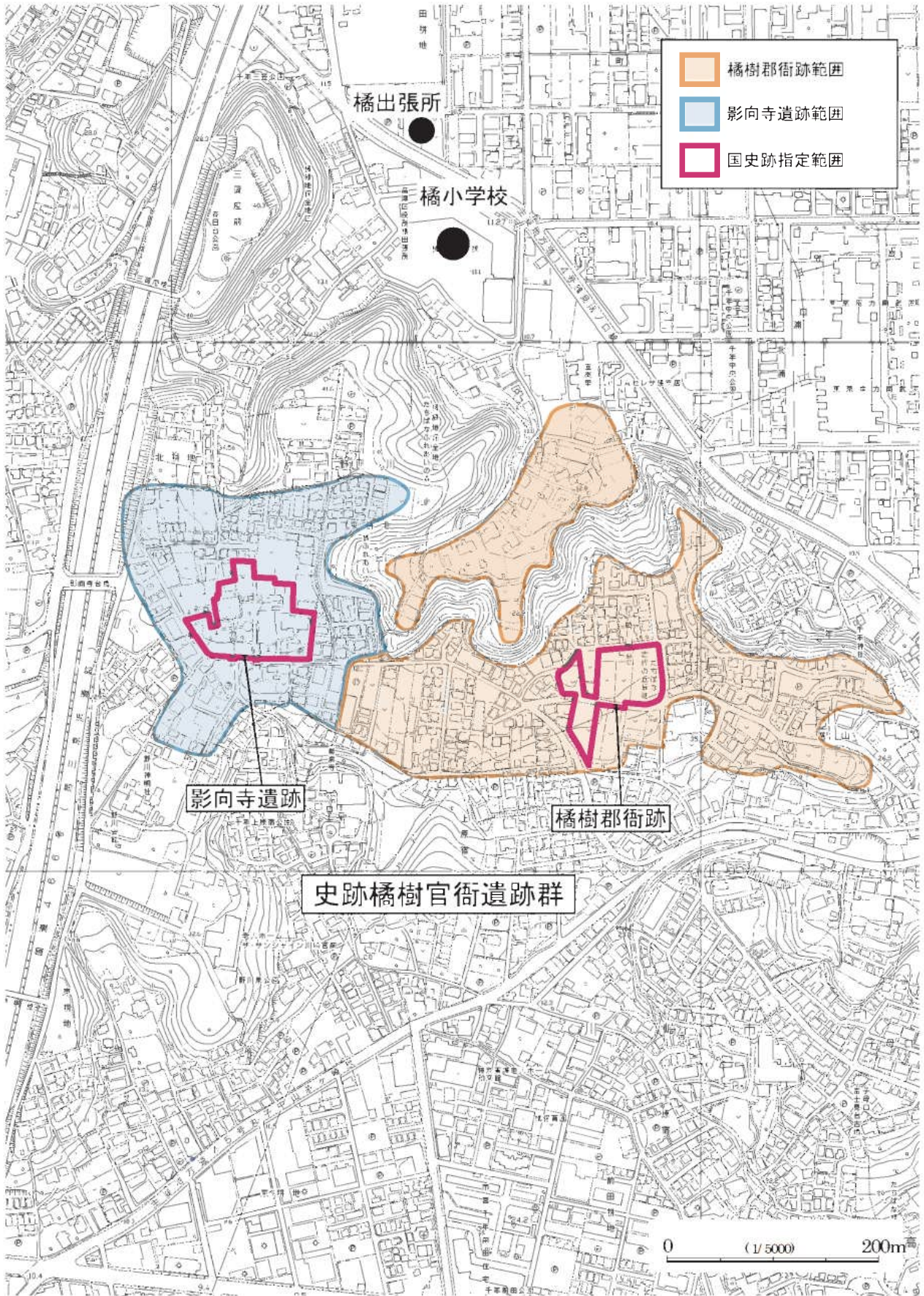
神奈川県・川崎市位置図



川崎市区分図



第1図 遺跡群広域位置図



第2図 遺跡群位置図

第3節 計画策定に向けた検討体制と検討経過

(1) 専門委員会

史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画の策定にあたっては、川崎市附属機関設置条例により設置されている「川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会（以下、「調査整備委員会」という。）」において、専門的な立場から客観的な意見等や指導・助言を受けた。委員会は、史跡の調査・研究及び保存・整備等に関する専門的知識を有する学識者からなる委員で組織し、委員会の下部組織として、調査・研究等を扱う調査部会、史跡の保存・整備等を扱う整備部会の2つの専門部会を置いている。

保存活用計画策定に関する検討については、主に整備部会で行った。整備部会には、地域や市民の目線からの意見等も取り入れるため、地元町会や史跡保存会の地元代表者がオブザーバーとして参加した。

[川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会名簿（平成28・29（2016・2017）年度）]

(委員)

委員氏名	所属役職等	部会
大上 周三	元神奈川県教育委員会課長代理	調査部会（考古学）
小澤 毅	三重大学人文学部教授	調査部会（考古学）
山本 暉久	昭和女子大学教授・川崎市文化財審議会委員（平成28（2016）年度）	調査部会（考古学）
御堂島 正	大正大学教授・川崎市文化財審議会委員（平成29（2017）年度）	調査部会（考古学）
山中 敏史	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 名誉研究員	調査部会（考古学）
佐藤 信	東京大学大学院人文社会系研究科・文学部教授	調査部会・整備部会（古代史）
田尾 誠敏	東海大学非常勤講師	調査部会・整備部会（考古学）
倉本 宣	明治大学農学部教授・川崎市文化財審議会委員	整備部会（造園学）
中井 檢裕	東京工業大学大学院理工学研究科教授・川崎市都市計画審議会委員	整備部会（都市計画）
箱崎 和久	独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所都城発掘調査部 遺構研究室長	整備部会（建築史）
松田 陽	東京大学大学院人文社会系研究科准教授	整備部会（文化資源学）

(オブザーバー)

氏名等	所属・役職等
山下 信一郎	文化庁文化財部記念物課史跡部門文化財調査官
谷口 肇	神奈川県教育委員会教育局文化遺産課世界遺産登録推進グループ GL
石原 耕造	神奈川県教育委員会教育局文化遺産課世界遺産登録推進グループ
恩田 勇	神奈川県教育委員会教育局文化遺産課埋蔵文化財グループ主幹
柏木 靖男	高津区千年町会
中里 達男	宮前区野川町会
柏木 一昭	宮前区野川町会
亀ヶ谷 修（平成28（2016）年度）	宮前区野川町会
白井 哲夫（平成29（2017）年度）	宮前区野川町会
大川 健	橘樹郡衙跡史跡保存会
小泉 一郎（平成28（2016）年度）	影向寺重要文化財・史跡保存会
柴原 裕（平成29（2017）年度）	影向寺重要文化財・史跡保存会
TEM研究所	計画策定に係るコンサルタント業者

(事務局)

氏名	所属・役職等
金子 浩美	川崎市教育委員会事務局生涯学習部長
服部 隆博	川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課長
栗田 一生	川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課担当係長
小柳津貴子	川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課主任

(2) 庁内検討委員会

史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画策定に向け、調査整備委員会の指導・助言等を基に、保存活用計画案を検討するとともに、川崎市役所内における円滑な調整・協議及び情報の共有化等を図るため、市役所内に副市長を議長とした局長級で組織する「橘樹官衙遺跡群保存整備活用に関する庁内検討委員会」を設置し、開催した。さらに、その下に課長級で組織する作業部会である幹事会を設置し、具体的な調整を実施した。

[橘樹官衙遺跡群保存整備活用に関する庁内検討委員会名簿]

(庁内検討委員会委員)

議長	副市長	菊地 義雄
委員	総務企画局長	加藤 順一
委員	財政局長	大村 研一(平成28(2016)年度)
委員	財政局長	唐仁原 晃(平成29(2017)年度)
委員	市民文化局長	唐仁原 晃(平成28(2016)年度)
委員	市民文化局長	鈴木 賢二(平成29(2017)年度)
委員	経済労働局長	原田 津一
委員	まちづくり局長	金子 督
委員	建設緑政局長	藤倉 茂起
委員	高津区長	山田 祥司(平成28(2016)年度)
委員	高津区長	高梨 憲爾(平成29(2017)年度)
委員	宮前区長	野本 紀子(平成28(2016)年度)
委員	宮前区長	小田嶋 満(平成29(2017)年度)
委員	教育長	渡邊 直美
委員	教育委員会事務局教育次長	西 義行

(幹事会委員)

幹事長	教育委員会事務局生涯学習部長	金子 浩美
委員	総務企画局都市政策部企画調整課担当課長	三田村有也(平成28(2016)年度)
委員	総務企画局都市政策部企画調整課担当課長	中岡 祐一(平成29(2017)年度)
委員	財政局財政部財政課長	水澤 邦紀
委員	財政局資産管理部資産運用課長	佐藤 勝彦
委員	市民文化局市民文化振興室担当課長	高橋 智常(平成28(2016)年度)
委員	市民文化局市民文化振興室担当課長	永石 健(平成29(2017)年度)
委員	経済労働局産業振興部観光プロモーション推進課長	松元 直樹(平成28(2016)年度)
委員	経済労働局産業振興部観光プロモーション推進課長	中山 健一(平成29(2017)年度)
委員	まちづくり局総務部企画課長	松元 信一(平成28(2016)年度)
委員	まちづくり局総務部企画課長	塚田 雄也(平成29(2017)年度)
委員	建設緑政局緑政部みどりの保全整備課	鈴木 健司
委員	高津区役所まちづくり推進部企画課長	中谷 明美
委員	高津区役所まちづくり推進部地域振興課長	鈴木 和彦
委員	宮前区役所まちづくり推進部企画課長	高石 佳明
委員	宮前区役所まちづくり推進部地域振興課長	白井 豊一(平成28(2016)年度)
委員	宮前区役所まちづくり推進部地域振興課長	笹倉 賢治(平成29(2017)年度)
委員	教育委員会事務局総務部企画課長	古内 久
委員	教育委員会事務局生涯学習部文化財課長	服部 隆博

(3) 委員会等の経過

[川崎市橋樹官衙遺跡群調査整備委員会]

- 第10回 平成28(2016)年6月9日
- 第11回 平成28(2016)年9月9日
- 第12回 平成28(2016)年11月25日
- 第13回 平成28(2016)年12月6日
- 第14回 平成29(2017)年3月13日
- 第15回 平成29(2017)年6月23日
- 第16回 平成29(2017)年7月28日

[橋樹官衙遺跡群保存整備活用に関する市内検討委員会]

- 第1回 平成28(2016)年6月7日
- 第2回 平成29(2017)年3月21日

[橋樹官衙遺跡群保存整備活用に関する市内検討委員会幹事会]

- 第1回 平成28(2016)年5月26日
- 第2回 平成28(2016)年9月2日
- 第3回 平成28(2016)年3月10日
- 第4回 平成29(2017)年8月9日

第4節 上位関連計画と本計画の位置づけ

川崎市は、本市の将来像を示す「川崎市総合計画」に基づき、「『成長』と『成熟』の調和による持続可能な『最幸のまち』」を目指した取組を進めている。また、各地域の歴史や文化・伝統の中で育まれた文化財等は「歴史文化資産」として捉え、本市のまちづくり・人づくりを進めていく上での重要な構成要素であるとしている（第3図）。

◆川崎市総合計画（平成28（2016）年3月策定）

川崎市総合計画においては、めざす都市像「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまちかわさき」、及びまちづくりの基本目標「安心のふるさとづくり」・「力強い産業都市づくり」を基本理念として掲げている。

本計画は、今後30年程度を展望し、本市がめざす都市像やその実現に向けた5つの基本政策等を定める「基本構想」、概ね10年間を対象として基本政策を体系的に推進するための23の政策を定める「基本計画」、4年程度の具体的な取組を定める「実施計画」の3層の構成を持たせている。

その中で、「橘樹官衙遺跡群」については、次のように位置づけている。

（基本政策4）活力と魅力あふれる力強い都市づくり

[政策4-8] スポーツ・文化芸術を振興する

＜施策4-8-2＞市民の文化芸術活動の振興

- 誰もが手軽に文化芸術にふれ、多くの市民が文化芸術の楽しさを感じることができるよう市民が文化芸術活動に参加しやすい環境づくりを進めるとともに、市民、文化団体等の多様な主体と協働・連携しながら文化芸術活動の振興を図ります。
- 市民の郷土に対する認識を高め、貴重な文化財を次世代に継承していくため、その保護と活用に取り組むとともに、文化財に関する学習機会の充実や多様な主体との連携による文化財の魅力を活かした地域づくりを進めます。

事務事業 **文化財保護・活用事業**

市民の郷土に対する認識を深め、地域の人々の心のよりどころとして、文化の向上と発展に貢献するため、歴史の営みの中で、自然環境や社会・生活を反映しながら、生まれ、継承されてきた文化財の適切な保存と活用を進めます。

事務事業 **橘樹官衙遺跡群保存整備・活用事業**

古代川崎の歴史的文化遺産を構成まで継承するため、市内で初めて国史跡に指定された「橘樹官衙遺跡群」の活用を図ります。

◆第2次川崎市教育振興基本計画「かわさき教育プラン」（平成27（2015）年3月策定）

「かわさき教育プラン」は、教育委員会の取組内容を記載した行政の計画であるとともに、本市の今後約10年間の教育が目指すものを当事者間で共有し、連携・協力の下に取り組みを推進するための指針となるものである。

（基本理念）夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く

これからの人・社会のために教育ができることを真剣に考え、市民と手を携えながら、教育の力で新しい川崎の未来とそこでいきいきと活動する市民を育てていきます。そしてその実現のために、新たな「かわさき教育プラン」の基本理念を、今後教育が果たすべき役割や未来への普遍的な願いを考慮し、「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」と定め、新しい時代に向けた教育施策を推進していきます。

（基本目標）**自主・自立** 変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと

共生・協働 個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高めえる社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと

（第1期実施計画：平成27（2015）～平成29（2017）年度）

〔基本政策Ⅷ〕文化財保護活用と魅力ある博物館づくり

■政策目標

「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、新たな文化財保護制度の整備に取り組むなど、文化財の保護・活用を推進します。

博物館施設「日本民家園」、「かわさき宙と緑の科学館」の博物館活動の充実により、各施設のさらなる魅力向上を図り、本市の魅力として発信します。

（施策1）文化財の保護・活用の推進

「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、新たな文化財保護制度の整備に取り組むとともに、市民が文化財に親しむ機会の充実を図り、文化財ボランティア等の地域人材の育成・確保を図ります。また、橘樹官衙遺跡群の保存管理・史跡整備等を計画的に推進します。

- 「川崎市文化財保護活用計画」に基づいて、文化財の調査・保護・活用を推進し、指定文化財の保存修理等を行います。
- 未指定・未登録の文化財の保存・活用も含めた新たな文化財保護制度などの備に取り組むとともに、文化財を保護・活用するための拠点を充実します。
- 国史跡に指定された橘樹官衙遺跡群の保存管理計画を策定するとともに、史跡整備計画の手法等の検討を行い、活用に取り組めます。
- 市民が文化財に親しむ機会を充実させ、文化財への意識を高めるとともに、文化財ボランティア等の地域人材の育成・確保に取り組めます。

◆川崎市文化財保護活用計画（平成26（2014）年3月策定）

本市には、多数の文化財が存在しており、これらの文化財を通じて、市民が地域の歴史に親しみ、地域を再発見し、川崎のまちを「ふるさと」として感じつつ、地域の歴史や文化を生かした魅力あるまちづくりを推進するため、「文化財が人をつなぎ、地域を守り育むまちづくり」を基本理念に、文化財に関する現状と課題を踏まえながら、市民の貴重な財産である文化財を総合的に保護・活用し、他の行政分野の計画や施策と整合性をとりつつ、川崎市の文化財の保護活用の方向性を示したものである。

■今後の文化財保護活用施策の方向性

（基本方向1）「文化財の価値の共有と継承」

- 文化財の総合的な把握
- 文化財の歴史や文化的価値を明確化するための調査の充実
- 文化財に関するデータベースの整備
- 文化財に関する防災対策の充実
- 各文化財の特性に応じた適切な管理の推進
- 行政各分野の関連計画等との連携により、多様な制度の積極的な活用による文化財の保存・継承

（基本方向2）「文化財の魅力を生かした地域づくり」

- 市民への文化財に関する学習機会の充実
- 文化財を通して子どもたちの地域への愛着と誇りを育む教育環境の充実
- 文化財の効果的な情報発信
- 多様な主体との連携による文化財を生かした地域の活性化
- 文化財を保護活用する施設のさらなる充実

（基本方向3）「文化財をみんなで支える仕組みづくり」

- 次世代につなげる新たな文化財保護活用の考え方の構築
- 新たな文化財保護制度の整備
- 文化財に関する専門人材の育成
- 市民協働による文化財保存及び活用を行う環境づくり
- 文化財を核とした地域ネットワーク機能の強化
- 文化財保護活用拠点機能の充実

◆第2期川崎市文化芸術振興計画（平成26（2014）年3月策定）

川崎市文化芸術振興条例（平成17（2000）年2月17日制定）の理念に基づき、市民の多様で主体的な文化芸術活動を尊重し、本市の文化芸術の振興を図り、文化芸術を通じた創造力、人の交流、資源の活用等によるまちづくりを行い、地域の活性化と市民の誰もが生き生きと豊かに暮らせるまちを目指すため、基本方針を設定した。

(基本方針)

●文化芸術の振興による創造的で持続的なまちづくりの推進

文化芸術の振興は、都市が創造、発展、繁栄するための重要な要素であり、その活動と情報発信を通じて、まちの活性化を進めます。また、市民が愛着と誇りをもって暮らすことができるまちづくりを進めることによって、創造的で人間らしい感性豊かな人を育む地域社会をつくりまします。

●市民の主体的な文化芸術活動の尊重と支援

市民が主体的に実施する多様な文化芸術活動に対して、環境の整備と場所、施設、方法等の必要な情報提供を行い、その活動の自主性、創造性を尊重し、様々な角度から支援を行います。

●関係機関等との連携による文化芸術の振興と地域づくり

市民、企業、文化団体や大学等が、コミュニケーションを図りながら連携・協働を促進し、それぞれが役割を担うことにより、効果的で継続的に文化芸術を振興するとともに、地域づくりを進めます。

●文化芸術活動を通じた都市・地域間の交流の推進

国内外の都市や地域との文化交流を積極的に推進し、文化的価値観の違いを認め、相互に尊重するとともに、多様な文化芸術活動、生活様式、伝統等に触れるための情報発信と人的交流を進めます。

◆都市計画マスタープラン全体構想（平成29（2017）年3月改定）

全体構想では、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」を目指す都市像とし、「子どもたちの笑顔があふれ、高齢者や障害者等、誰もが社会に貢献しながら生きがいを持つことができ、産業都市として力強く発展し続ける、そのような成長と成熟が調和し、誰もが幸せを感じられる川崎をめざし、「安心のふるさとづくり」と「力強い産業都市づくり」をまちづくりの基本目標に定めています。

こうした基本目標等を踏まえ、分野別の基本方針がかかげられており、文化財に関しては、土地利用の基本方針等において、自然的資源、歴史的・文化的資源などの地域資源を活かした魅力とにぎわいのある街なみを形成するため、地域特性に応じたまちづくりをめざすことなどの方針が示されています。

◆川崎市シティプロモーション戦略プラン（平成27（2015）年3月策定）

地方自治体の責務は、市民のために持続可能な地域社会の構築を実現することにある。本市も、地域特性や社会状況等を踏まえながら、子どもたちの笑顔があふれ、各世代が社会に貢献しながら生きがいを持つことができ、また、産業都市として力強く発展し続け、成長と成熟が調和していく持続可能な都市となることを目指している。

そのためにも、本戦略プランでは、川崎の魅力・地域資源を更に磨き上げ、市民・事業者等が地域の魅力を自発的に発信できる環境を構築し、市内外への情報発信を充実させ、自らが川崎に愛着や誇りを持ち“川崎とはどのようなまちか”を語れるようになること、そして市外の人々が川崎に住みたい、訪れたい、また、そこで働きたい、学びたいなどと思えるようになることをねらいとしている。

(基本方針)

- 特色のあるまち、市民等（市民・企業・団体等）による多種多様な取組など、多面性のある特徴を活かします。
- 市民が“自分たちのまちはどのようなまちか”と“川崎はどのようなまちか”を認識・語れるようにします。
- 行政と市民等の相互連携によって、魅力情報を市内外に発信します。

目標1 市民の「川崎への愛着・誇り（シビックプライド）」の醸成

目標2 川崎の対外的な認知度やイメージの向上

[発信する魅力分野]

1 特徴的な分野

(2) 文化芸術分野

本市では、ミューザ川崎シンフォニーホールを核とし、市内にある音楽大学やフランチャイズオーケストラなどの音楽資源を活用した「音楽のまち」の取組や、市内にある4つのシネコンや映画の大学など、豊富な映像資源を活用し川崎の魅力を発信する「映像のまち」の取組を推進しています。また、美術館・博物館などの魅力的な施設が多数あり、文化芸術や歴史を身近に感じることができる環境が整っています。

具体例

- ◆音楽のまちづくりの推進（フェスタサマーミューザKAWASAKI、かわさき市民第九コンサートなど）
- ◆映像のまちづくりの推進（「映像のまち・かわさき」フェスティバル、教育現場での映像づくりの支援など）
- ◆魅力的な文化施設等（藤子・F・不二雄ミュージアム、岡本太郎美術館など）
- ◆川崎の歴史・文化資源（東海道かわさき宿交流館、橘樹官衙遺跡群など）

◆川崎市緑の基本計画（平成30（2018）年3月改定予定）

川崎市の都市公園の整備、緑地の保全、緑化の推進を総合的に進めていく計画であり、様々な主体が一丸となって地球環境に配慮した緑の取組を目指すため、「多様な緑が市民をつなぐ地球環境都市かわさきへ」を基本理念として掲げている。さらに、基本理念のもと、川崎市の緑が目指すべき5つの将来像を設定している。また、歴史的な文化資源と一体となり、ふるさとの風景や伝統文化を伝える自然環境資源の保全、魅力の向上を推進し、地域愛の醸成を図るといった緑の活用の観点を新たに位置付けている。

5つの将来像

- 様々な主体が協働し、持続的な緑の保全、創出、育成の取り組みが行われ、多様な緑が支えられている。
- 川崎を特徴づけるつながりのある緑が生まれ、地球環境に配慮した取り組みが行われている。
- 地域の核となる多様な緑が保全・創出・育成され、風格と美を兼ね備えた都市が形成されている。
- 地域特性に配慮した緑と水のネットワーク形成が地域ぐるみにより取り組まれ、身近な生活空間に四季のうつろいが実感できる緑豊かなまちになっている。
- 地域に根ざした多様な緑の保全・創出・育成の中から「かわさき緑の市民文化」が生まれ、持続的な地球環境都市への飛躍が図られている。

◆新・かわさき観光振興プラン（平成28（2016）年2月策定）

かわさき観光は、“観光客が訪れてみたい「まち」は、地域の住民が住んでみたい「まち」である”という観光まちづくりの原点に立ち返り、生活者が「住んで良かった」、来訪者が「行って良かった」と心からの満足が得られるように、観光振興を通じて「まち」のあらゆる『ゆしみ力』を高めることを目指す。

（戦略5）地域・まちの魅力を活かした観光拠点の形成

武蔵小杉、溝口、鷺沼、新百合ヶ丘などの都市拠点における地域資源・魅力を活かした観光まちづくりを推進し、「まちのゆしみ力」を強化します。

施策内容

- ①武蔵小杉・等々力周辺を中心とした中原区の観光まちづくり
- ②新百合ヶ丘周辺を中心とした麻生区の観光まちづくり
- ③溝口周辺を中心とした高津区の観光まちづくり
- ④鷺沼周辺を中心とした宮前区の観光まちづくり

③溝口周辺を中心とした高津区の観光まちづくり

JR武蔵溝ノ口駅や東急電鉄の溝ノ口駅周辺には、江戸時代に庶民の信仰を集めた「大山詣（もうで）」で知られる大山街道、下流の農地の水を正確に分けるため昭和16（1941）年に造られた国登録有形文化財「二ヶ領用水久地円筒分水」、奈良・平安時代の武蔵国橋樹郡の役所であり市内初の国史跡に指定された「橋樹官衙遺跡群」、毎年、対岸の世田谷区と同時開催で花火大会を開催している多摩川など、歴史・文化、自然などの様々な地域資源が点在しています。

④鷺沼周辺を中心とした宮前区の観光まちづくり

周辺エリアとの連携による魅力・特徴を活かした更なる集客の促進・鷺沼エリアの周辺には、江戸時代から初山地区に伝わる伝統芸能の「初山獅子舞」や1200年の歴史を

誇る市内最古の寺院で、橘樹官衙遺跡群の一つとして国史跡に指定された「影向寺（ようごうじ）」、多摩丘陵の懐かしく美しい自然が残る「東高根森林公園」などの個性的な伝統文化や自然景観が残されています。

(戦略10)「市民」が担い手となった取組の支援

「市民」自らかわさき観光の魅力と愉しみを知り、観光客との交流を通じて新たな気づきや自信を得て、地元・川崎への誇りと愛着を育めるよう、多様な体験機会・自己表現機会の充実を図ります。

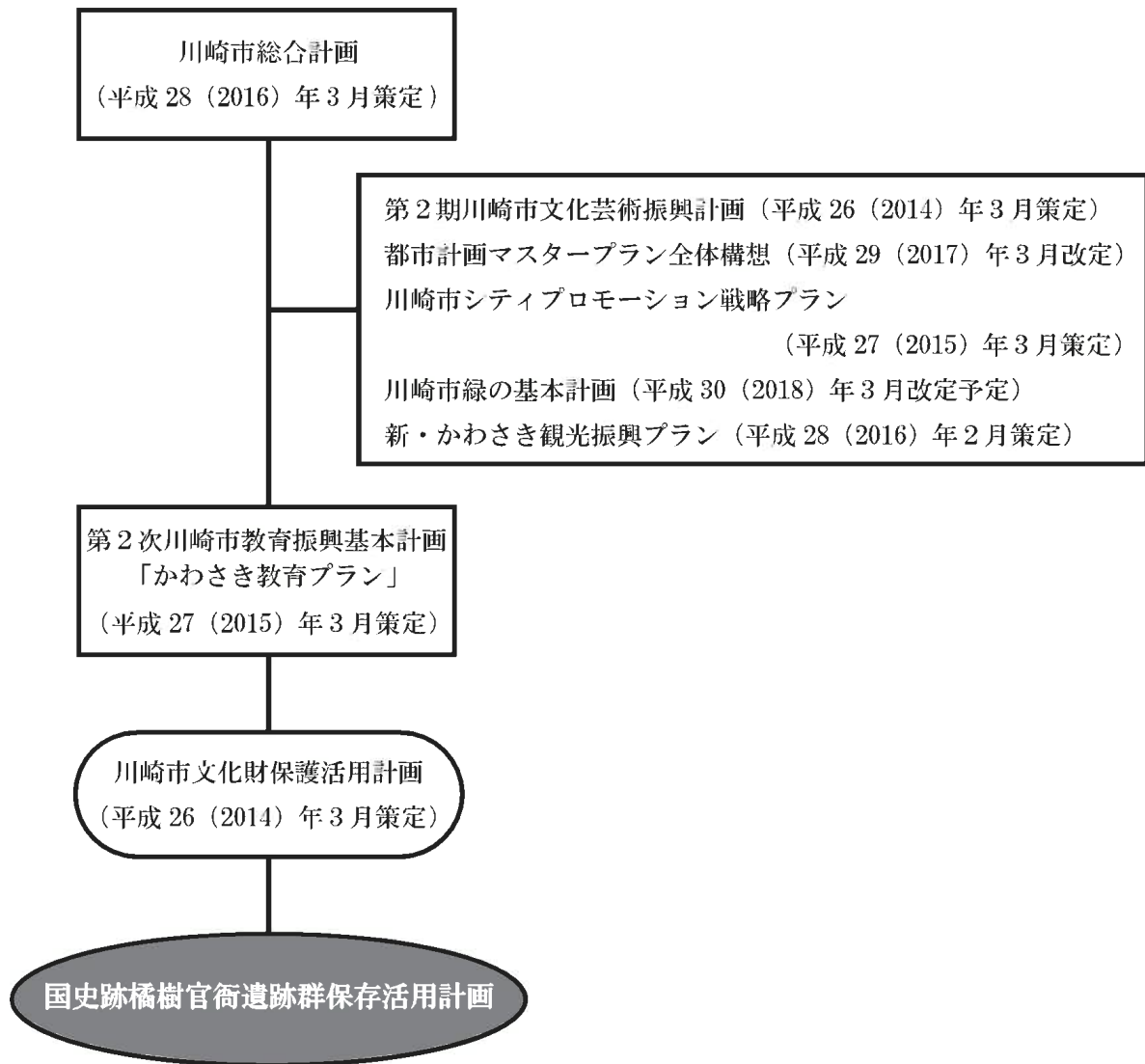
施策内容

- ①「市民」によるかわさき観光体験機会の充実
- ②市民活動グループの支援及びネットワーク化
- ③「市民」主体の取組の発掘・創出支援

①「市民」によるかわさき観光体験機会の充実

■ふるさと川崎への誇りと愛着の育成

小中学校での地域学習を通して、ふるさと川崎への興味や関心を高め、理解を深めることで、郷土への誇りと愛着を育成します。地域を愛する心を内面から育てることで、川崎の良さを市外の人に進んで発信することができる人材の育成を推進していきます。



第3図 国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画と関連計画の位置づけ

第5節 計画の実施

国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画については、平成30(2018)年2月に策定し、同年4月から実施する。

今後、史跡内及びその周辺において新たに生じた事態への対応や本市が実施する史跡整備等については、本計画で確認した方針に基づき対処していく。また、同じく本計画の考え方に基づき、史跡の本質的価値等を広く周知していくため、保存・活用等を着実に進めて行く。

本計画に基づく保存整備・活用等の実施効果等については、定期的に点検・評価を実施して進捗管理を行うとともに、広く意見を聴取し、必要性が生じた場合は、計画内容の修正等を行う。

第2章 橘樹官衙遺跡群の概要

第1節 指定に至る経緯

橘樹官衙遺跡群及びその周辺については、1990年代に入って以降、住宅建設等の開発事業が数多く行われてきたことから、教育委員会がその度に埋蔵文化財の取扱いを行ってきた。その中、平成8（1996）年に実施された開発事業に伴う事前の発掘調査（千年伊勢山台北遺跡）において、整然と東西に並ぶ総柱建物が発見され、この建物群が古代橘樹郡の役所跡である橘樹郡衙の倉庫群であることが判明した。

この発見を契機に、平成9（1997）年度に地元の千年町会が、橘樹郡衙の正倉群が所在する国有地に歴史公園を設置するよう要望する陳情を市議会に提出し、翌年度に市議会で趣旨採択された。また、川崎市教育委員会はそれを受け、平成10（1998）年度から平成16（2004）年度まで橘樹郡衙推定地確認調査事業を実施して遺跡の内容及び価値の把握に努めた。そして、平成17（2005）年度には、確認調査事業の調査成果をまとめた『武蔵国橘樹郡衙推定地 千年伊勢山台北遺跡－第1～8次発掘調査報告書－』を刊行し、遺跡の価値を広く周知するとともに、平成18（2006）年度に、橘樹郡衙跡の一部である国有地1,645.25㎡を買収等により公有地化し、平成20（2008）年度に「たちばな古代の丘緑地」として市民に供用を開始した。

また、平成23（2011）年度に、たちばな古代の丘緑地に隣接する農地で共同住宅の建設が計画され、正倉群等の郡衙関連遺構を現状保存することが困難になったことから、本市として、①橘樹郡衙は全国的にも貴重な歴史文化遺産であり、後世まで継承する遺跡として位置づけ、保存・整備・活用を進める、②橘樹郡衙の中核部分を重点保護エリアに設定し、地権者からの同意を得る等、国史跡の指定を目指した取組みを進める、③国史跡指定後は、国庫補助等を活用しながら保存・整備を進め、地域の協力を得ながら積極的な活用を図る、という3点を橘樹郡衙跡保存活用の基本的な考え方として政策決定した。その決定を受け、平成24（2012）年度に川崎市土地開発公社によって当該農地1,288㎡を先行取得し、橘樹郡衙跡を国指定史跡として保存・活用していく取組を進めた。

こうした中、文化庁からは、西側に隣接する影向寺遺跡は橘樹郡衙跡との密接な関係性が伺える遺跡であるとともに、過去の調査成果から遺跡の価値づけも概ね可能であることから、両遺跡を合わせて国史跡指定を目指した方が良いとの指導・助言を受けた。そこで、本市は橘樹郡衙跡と影向寺遺跡を橘樹官衙遺跡群として国史跡の指定を目指すことにし、土地所有者等への説明、土地所有者・土地権利者からの同意書取得、本市教育委員会からの史跡指定申請書提出、文化審議会文化財分科会の審議・議決を経て、平成26（2014）年11月21日に国史跡指定の答申を受けた。その後、平成27（2015）年3月10日の官報告示により、橘樹官衙遺跡群は本市初の国史跡に指定された。

第2節 指定の状況

(1) 指定告示

名 称：橘樹官衙遺跡群

指定基準：「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」

史跡の部二（都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡）

官報告示：平成27（2015）年3月10日付け 文部科学省告示第38号

(2) 指定説明文とその範囲

説明：標高約40mの多摩丘陵の頂部に立地する武蔵国橘樹郡家（郡衙）正倉跡と考えられる千年伊勢山台遺跡と評の役所の施設の可能性のある掘立柱建物跡なども検出された郡寺跡である影向寺遺跡からなる。千年伊勢山台遺跡では、評の役所の成立直前から郡家正倉廃絶に至る4時期の変遷が確認された。遺跡は7世紀後半に大壁建物が造られることを契機に、7世紀後半から8世紀には、規則性をもって配置された総柱建物4棟と側柱建物6棟が造られ、8世紀前半には、建物の主軸をほぼ真北にそろえる少なくとも13棟の総柱建物が造られる。これらの建物は9世紀中頃には廃絶しており、評と郡の正倉の構造の違いや、本格的な郡家正倉へ整えられていく様子がうかがえる。郡寺は、7世紀後半から8世紀前半に創建され、8世紀中頃には塔の造営と金堂の改修が行われ、10世紀初頭まで補修が行われていたことが確認されている。出土瓦などから、南武蔵の中心的な寺院であったと考えられる。

地方官衙の成立から廃絶に至るまでの経過をたどることができる希有な遺跡であり、その成立の背景や構造の変化の過程が判明するなど、7世紀から10世紀の官衙の実態とその推移を知る上で重要である。

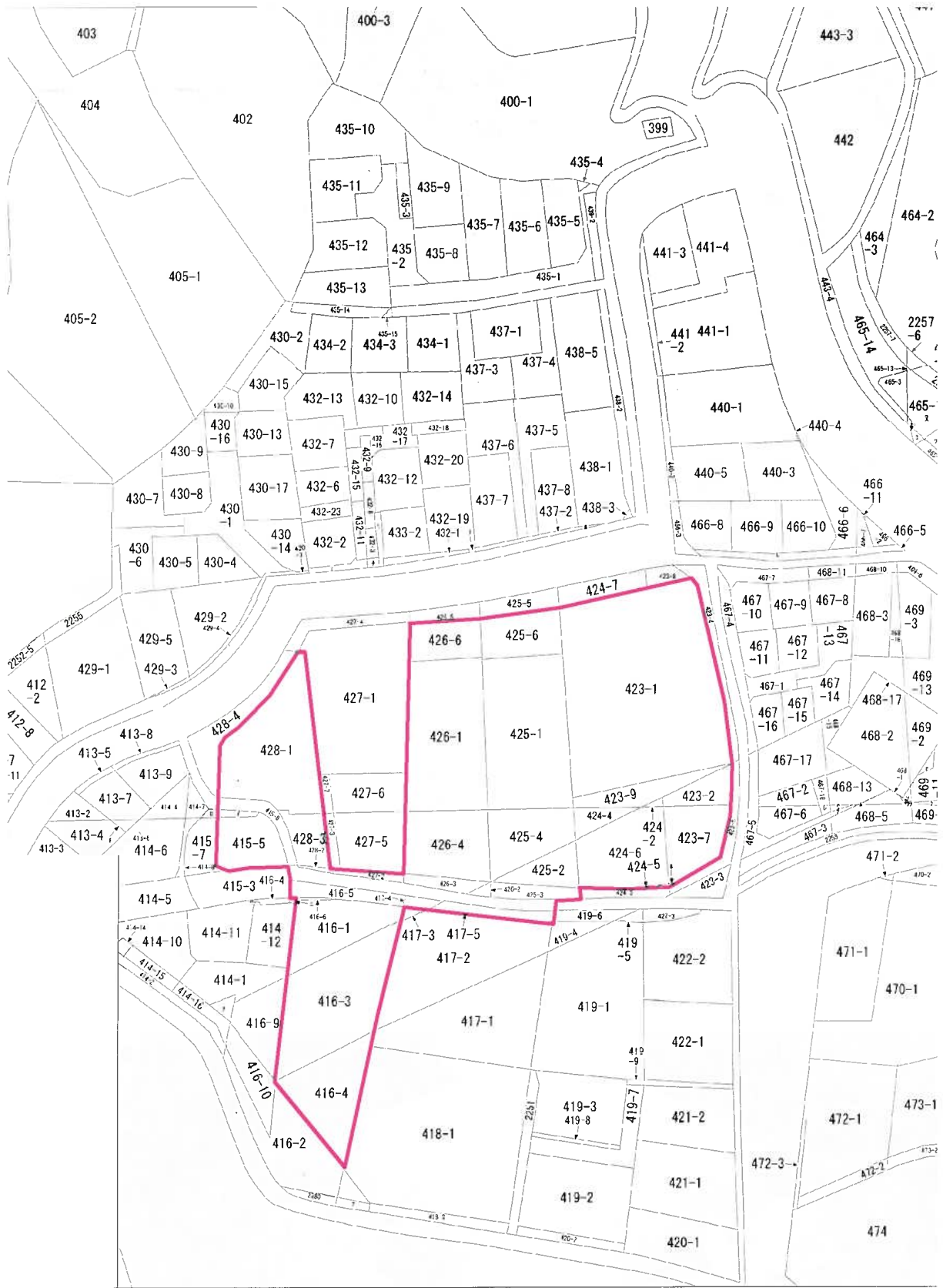
（所在地）神奈川県川崎市高津区千年字伊勢山台

（地 域）415番2、415番5、415番8、416番1、416番3、416番4、416番5、416番6、417番4、417番5、423番1、423番2、422番6、423番7、423番9、424番2、424番4、424番5、424番6、425番1、425番2、425番3、425番4、425番6、426番1、426番2、426番3、426番4、426番6、427番2、428番1、428番2、428番3

（所在地）神奈川県川崎市宮前区野川字東耕地

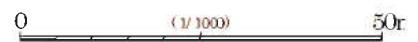
（地 域）416番2、416番3、426番4、426番5、416番6、417番1、417番2、418番1、418番3、418番10、419番1、420番1、421番1、422番1、423番1

神奈川県川崎市高津区千年字伊勢山台415番8と同416番5に挟まれ同417番5と同425番3に挟まれるまでの道路敷、神奈川県川崎市宮前区野川字東耕地417番1と同420番1に挟まれ同417番3と同420番2に挟まれるまでの道路敷、同420番1と同421番1に挟まれ同420番2と同421番2に挟まれるまでの道路敷、同422番1と同422番2に北隣する道路敷を含む



0 (1/1000) 50m

第4図 史跡橋樹官衙遺跡群指定範囲図（橋樹郡衙跡）



第5図 史跡橋樹官衙遺跡群指定範囲図(影向寺遺跡)

(3) 指定に至る調査成果

ア 自然的調査の成果

(7) 地形・地質

橘樹官衙遺跡群が所在する川崎市高津区千年、高津区及び宮前区野川字東耕地は、多摩丘陵に立地している。多摩丘陵は、東京都の南西側にあつて、西側の関東山地から南東側の神奈川県横浜市へと緩やかな起伏をもって連なり、北側に多摩川低地、南側に相模野台地が広がっている。

多摩丘陵については、西部地域は東に向かって標高が220mから120mへ徐々に低くなっており、丘陵の頂部に、約50万年前に相模川の扇状地として形成された御殿峠礫層と呼ばれる円礫層が見られ、その上を関東ローム層が覆っている。この比較的平らな丘陵面は多摩Ⅰ(T1)面と呼ばれている。丘陵東部地域、川崎市多摩区登戸付近から南側の地域は、標高100mから80mほどの丘陵面をもつ地域で、多摩Ⅱ(T2)面と呼ばれている。おし沼砂礫層と名付けられた、約25万年前に堆積した海成層の堆積面である。多摩Ⅱ面の東側の地域は、標高45mから30mの台地が広がっており、約13万年前の最終間氷期の海進堆積物として、当該地域における模式層とされる下末吉層の堆積面(下末吉(S)面)で、専門家の間では、下末吉台地という名前で知られている。

この地域は、東京都多摩地方から延びる多摩丘陵に樹枝状に開析された谷戸が入り込み、丘陵平坦面と谷戸が複雑に絡み合う地形が特徴といえる。橘樹官衙遺跡群は、北側及び北東側を流れる多摩川右岸から約2.6kmの距離にあたり、多摩川中流域南岸の沖積低地を望む多摩丘陵の頂部、通称「伊勢山台」、「影向寺台」と呼称されている平坦面に立地する。伊勢山台及び影向寺台は標高40～42mで、平坦部の最長距離は東西が約650m、南北が伊勢山台で約250m、影向寺台で約350mを測る。また、北側の沖積低地との比高差は約30mで、丘陵上からは多摩川や矢上川の沖積低地を一望できる。

(イ) 生き物

橘樹官衙遺跡群が所在する川崎市高津区千年、高津区及び宮前区野川字東耕地における生き物に関する詳細な調査は行われていない。川崎市内における生き物に関する情報(種数等)については、麻生区黒川や多摩区柘形が生田緑地等で、市や市民団体等による生き物調査を実施しているとともに、水質調査等の一環として継続的な生き物調査が実施されているほか、多摩川における国の調査(河川水辺の国勢調査)、環境影響評価に伴う調査(主に陸上が対象)等が実施されている。これら生き物に係る調査結果の一部を用いて、生き物の種数等を整理したものが第1表である(「生物多様性かわさき戦略」第2章、表2-1 [pp. 13]より引用)。この表中の種数の値は、既に川崎市内で見ることができなくなっているものが含まれている可能性があるとともに、この種数のみで川崎市の生き物や生き物の生息・生育環境とその変化等を捉えることは困難であるため、川崎市全体における生き物の現状を必ずしも表していないが、一部では個体数や分布範囲の増加あるいは減少が指摘されている種や分類群も見られることから、それらは生息・生育環境の変化を示している可能性はある。しかし、生き物の個体数自体が気候や食料等の複合的な要素によって年により自然に変動する可能性があることを考慮すると、増加や減少等の傾向は単年度の調査や過去の情報の集計だけでは判断しにくいのが現状である。

橋樹官衙遺跡群の保存・活用を図っていくにあたっては、官衙が展開した古代における生き物（植生や生物等）を知る必要があることから、今後詳細な調査を実施する必要がある。

第1表 川崎市内における生き物の確認種数の整理の例

分類群	既往文献調査 注1		環境影響評価調査 注2	
	全体	希少種 注3	全体	希少種
植物	1,464種	93種	890種	8種
哺乳類	14種	4種	10種	2種
鳥類	179種	87種	106種	41種
両生類	9種	6種	4種	2種
爬虫類	13種	7種	12種	6種
魚類	54種 注4	14種	62種 注5	12種
昆虫類	(未整理)		733種	3種
クモ類	(未整理)		186種	0種
合計	—	211種	—	74種

注1：（出典）川崎市生物多様性施策整理報告書、平成22（2010）年度

※川崎市自然環境報告Ⅱ（1991）等、既往の資料をとりまとめたもの

注2：（出典）川崎市生物多様性推進事業実施補助等業務報告書、平成23（2011）年度

※平成14（2002）年～平成23（2011）年に川崎市内で実施された環境影響評価対象事業のうち、生物調査を実施した15の事業についての調査結果をとりまとめたもの

注3：希少種は環境省レッドリストあるいは神奈川県レッドデータブックのいずれかに掲載されているもの

注4：「川崎市域の魚類、川崎市自然環境報告Ⅱ（1991）増測和夫」、「いるぞ！いるぞ！川の生きもの～かわさき～、川崎市公害研究所、平成15（2003）年度」から整理したもの

注5：川崎市水質年報、平成22（2010）年度から市内の河川や多摩川河口域で確認された魚類を整理したもの

イ 歴史的調査の成果

(ア) 歴史的な経過

「橋樹官衙遺跡群」や「橋樹郡衙」の「橋樹（たちばな）」は、古代の地方行政単位の1つである橋樹郡を指している。橋樹の名の初見は、「日本書紀」安閑天皇元年条（6世紀前半）の記事に載る、朝廷に献上された屯倉4ヶ所の1つとしての「橋花」屯倉である。和銅6（713）年に出された勅により、地名は2字の好字を用いて表記することになった際、「橋」に「樹」を加えて「橋樹郡」とし、そのまま「たちばな」と呼んだ可能性が高いと推測されている。この橋樹郡は、現在の川崎市とほぼ同じ領域を有していたと考えられる。

その橋樹郡の役所跡である橋樹郡衙跡が所在している高津区千年は、近世から明治初期まで清沢村と岩川村に分かれていたが、明治元（1868）年、神奈川県を経て神奈川県に所属し、明治8（1875）年に清沢村と岩川村が合併して橋樹郡千歳村となり、明治11（1878）年に村名変更した千年村の名を町名として引き継いだ地区である。明治22（1889）年の市制町村制施行とともに橋樹郡橋村となり、昭和12（1938）年に川崎市に編入されるまで「橋樹」・「橋」という地名が伝統的に引き継がれた。翌年の昭和13（1939）年に現在の宮前区・多摩区の地域が川崎市に編入されたことにより、古代から続いた橋樹郡は消滅したが、「たちばな」の名称は現在でも地区名や学校、施設、企業などの名称として地域の中で生き続けている。

影向寺遺跡が所在している高津区野川・宮前区野川は、近世から明治初期まで上野川村と下野川村に分かれていたが、明治元（1868）年、神奈川県を経て神奈川県に所属し、明治8（1875）年に上野川村と下野川村が合併して橋樹郡野川村となり、明治22（1889）年の市制

町村制施行とともに橘樹郡宮前村となり、昭和12（1938）年に川崎市に編入され川崎市野川になった。

橘樹官衙遺跡群が所在する高津区千年・野川及び宮前区野川周辺は、多摩丘陵が大小の河川によって開析され樹枝状に張り出した台地・丘陵を形成しており、平坦面や斜面に旧石器時代から中・近世までの遺跡が広く分布しており、川崎市域における遺跡密集地域の1つである（第6図）。また、この地域は数多くの発掘調査が実施され、非常に大きな成果が挙げられている。

ここでは、本遺跡群周辺の主要な遺跡について時代ごとに概観したい。

旧石器時代

橘樹官衙遺跡群周辺において旧石器時代の遺跡は非常に少ないが、本遺跡群を構成し、橘樹郡衙跡南東側の丘陵上に所在する子母口貝塚（18）、北西の丘陵上に所在する三荷座前遺跡第1地点（6）、新作池ノ谷遺跡（37）、新作小高台遺跡（38）などで尖頭器やナイフ形石器が発見されている（織笠・増渕・服部 2003）。ただし原位置を保つ資料が少なく、当該期の様相を明らかにするのは困難である。

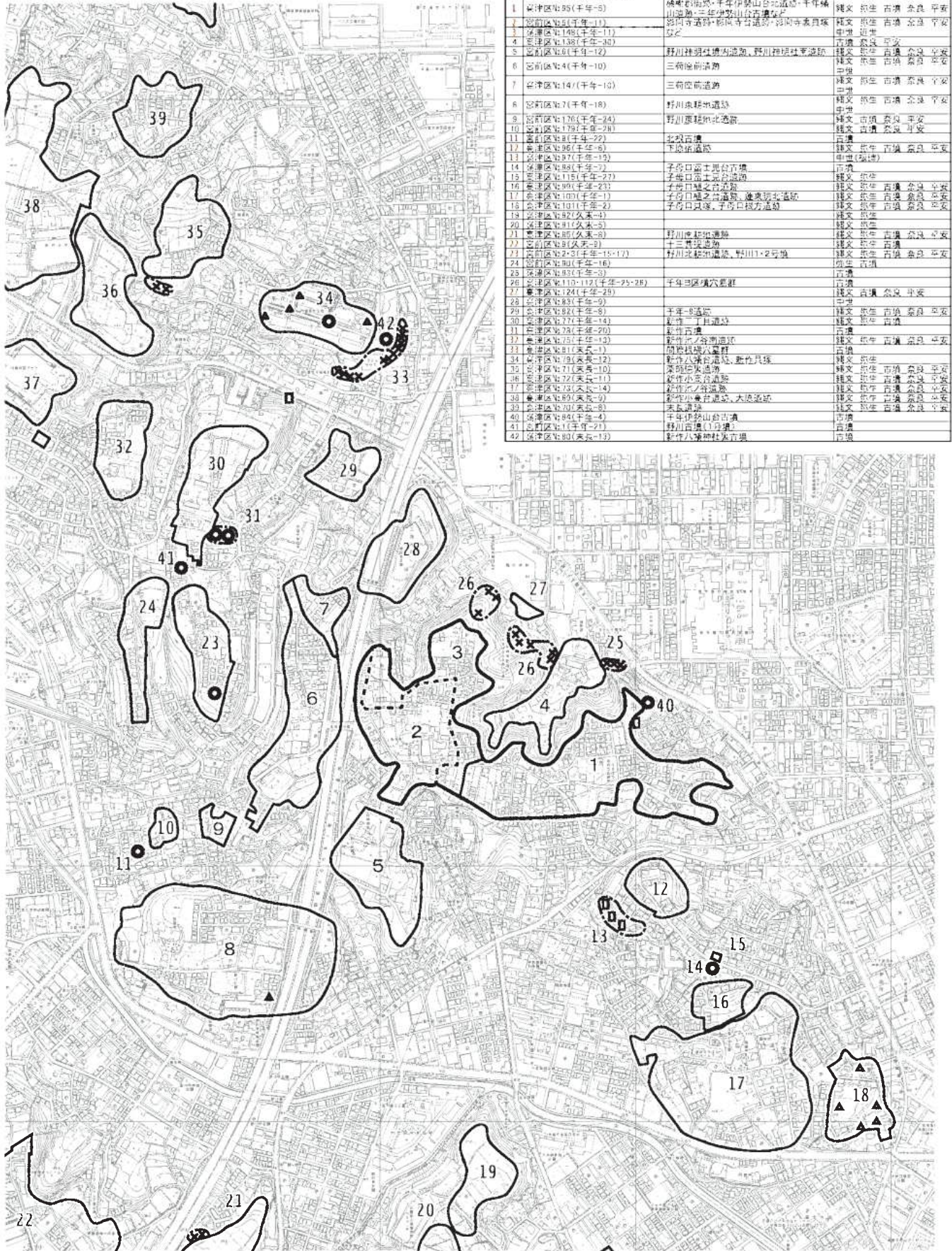
縄文時代

縄文時代では、早期後葉から前期中葉の遺跡が多い傾向が見られる。早期後葉の貝塚として著名である子母口貝塚（神奈川県指定史跡）は、川崎市内に存在する2ヶ所の標式遺跡の1つである。このほか、早期後葉の竪穴建物が検出された野川北耕地遺跡（23）や炉穴が発見された新作小高台遺跡が挙げられる。前期では、諸磯式期と想定される貝塚が検出された影向寺裏貝塚（3）や新作貝塚（34）、諸磯b式期の小規模集落が発見されている三荷座前遺跡、黒浜式期等の遺構が検出された。

新作池ノ谷遺跡等の遺跡が存在しており、縄文時代前期から始まった温暖化による海水面の上昇（縄文海進）により、内陸まで入り込んだ海に近い丘陵上に集落や貝塚が形成されたと考えられる。また、本遺跡群を構成し、橘樹郡衙跡・影向寺遺跡の南西側に位置する十三菩提遺跡は、前期末葉の十三菩提式土器の標式遺跡である。この前期末葉以降、遺跡数が減少する傾向が見られ、中期以降で遺構を伴う遺跡としては新作小高台遺跡が存在するのみである。本遺跡群においても、黒浜式期を中心とする前期中葉の竪穴建物や遺物が検出されており、周辺地域と同様の傾向が見られる。

弥生時代

弥生時代では、中期後葉より遺跡が見られはじめ、後期に入ると非常に増加する傾向が見られる。中期の遺跡としては、本遺跡群の橘樹郡衙跡（1）で中期後葉の宮ノ台式期に属する竪穴建物が発見されたほかは非常に少ない。後期では、竪穴建物や方形周溝墓が検出されている遺跡だけでも、橘樹郡衙跡、影向寺遺跡（2）、下原宿遺跡（12）、子母口富士見台遺跡（15）、子母口根方遺跡（18）、野川神明社境内遺跡・野川神明社南遺跡（5）、三荷座前遺跡第1・2地点、野川東耕地遺跡（8）、千年-8遺跡（29）、新作二丁目遺跡（30）、新作池ノ谷遺跡、新作小高台遺跡、末長遺跡（39）など多くの遺跡が存在している。特に、橘樹郡衙跡が所在する高津区千年字伊勢山台・蟻山・下原



No.	遺跡番号(旧市版)	遺跡名称	時代
1	宮津区4:85(千年-5)	城野宮跡・千年伊勢山台北遺跡・千年峰山遺跡・三笠伊勢山台古墳群	縄文 弥生 古墳 奈良 平安
2	宮前区4:8(千年-11)	影向寺遺跡・影向寺台遺跡・影向寺裏貝塚	縄文 弥生 平安
3	宮津区4:148(千年-11)	影向寺遺跡	縄文 弥生 平安
4	宮津区4:138(千年-18)	野川神社遺跡	縄文 弥生 古墳 奈良 平安
5	宮前区4:6(千年-12)	野川神社遺跡	縄文 弥生 古墳 奈良 平安
6	宮前区4:4(千年-10)	三荷座前遺跡	縄文 弥生 古墳 奈良 平安
7	宮津区4:14(千年-15)	三荷座前遺跡	縄文 弥生 古墳 奈良 平安
8	宮前区4:7(千年-18)	野川神社遺跡	縄文 弥生 古墳 奈良 平安
9	宮前区4:176(千年-24)	野川神社遺跡	縄文 弥生 古墳 奈良 平安
10	宮前区4:179(千年-28)	野川神社遺跡	縄文 弥生 古墳 奈良 平安
11	宮前区4:8(千年-22)	北沢古墳	古墳
12	宮津区4:96(千年-6)	下谷所遺跡	縄文 弥生 古墳 奈良 平安
13	宮津区4:87(千年-15)	下谷所遺跡	縄文 弥生 古墳 奈良 平安
14	宮津区4:88(千年-7)	下谷所遺跡	縄文 弥生 古墳 奈良 平安
15	宮津区4:151(千年-27)	子房口富士土台古墳	古墳
16	宮津区4:99(千年-23)	子房口富士土台古墳	古墳
17	宮津区4:103(千年-1)	子房口富士土台古墳	古墳
18	宮津区4:101(千年-2)	子房口富士土台古墳	古墳
19	宮津区4:101(千年-2)	子房口富士土台古墳	古墳
20	宮津区4:92(久末-4)	子房口富士土台古墳	古墳
21	宮津区4:91(久末-5)	子房口富士土台古墳	古墳
22	宮津区4:80(久末-6)	子房口富士土台古墳	古墳
23	宮前区4:3(久末-3)	野川神社遺跡	縄文 弥生 古墳 奈良 平安
24	宮前区4:3(久末-3)	野川神社遺跡	縄文 弥生 古墳 奈良 平安
25	宮前区4:3(千年-15-17)	野川神社遺跡	縄文 弥生 古墳 奈良 平安
26	宮前区4:93(千年-3)	野川神社遺跡	縄文 弥生 古墳 奈良 平安
27	宮津区4:110・112(千年-25-28)	千年宮遺跡	古墳
28	宮津区4:24(千年-25)	千年宮遺跡	古墳
29	宮津区4:82(千年-8)	千年宮遺跡	古墳
30	宮津区4:77(千年-14)	新作ノ谷遺跡	古墳
31	宮津区4:78(千年-20)	新作ノ谷遺跡	古墳
32	宮津区4:75(千年-19)	新作ノ谷遺跡	古墳
33	宮津区4:91(久末-5)	高松城跡	古墳
34	宮津区4:91(久末-5)	高松城跡	古墳
35	宮津区4:71(久末-10)	高松城跡	古墳
36	宮津区4:72(久末-11)	高松城跡	古墳
37	宮津区4:73(久末-14)	高松城跡	古墳
38	宮津区4:89(久末-9)	高松城跡	古墳
39	宮津区4:70(久末-8)	高松城跡	古墳
40	宮津区4:94(千年-4)	千年宮遺跡	古墳
41	宮津区4:11(千年-2)	野川神社遺跡	縄文 弥生 古墳 奈良 平安
42	宮津区4:80(久末-15)	新作ノ谷神社古墳	古墳

第6図 遺跡群周辺の遺跡

0 (1/10,000) 500m

宿は、千年伊勢山台北遺跡・橘樹郡衙跡の調査以外に、昭和55・56（1980・1981）年の千年伊勢山台遺跡（竹石・野中1983）、昭和58（1983）年の千年蟻山遺跡（野崎1988）、昭和62（1987）年の伊勢山台東遺跡A・B地点（竹石1987）、平成5（1993）年の伊勢山台東遺跡（伊東・大坪ほか1996）といった発掘調査が相次いで行われており、後期に属する複数の環濠に囲まれた集落跡及び方形周溝墓が展開する墓域が確認されている。この橘樹郡衙跡及びその周辺遺跡や、方形周溝墓・壺棺が発見された墓域と県内最大級の竪穴建物を含む多数の建物のある集落が検出された野川神明社境内遺跡（竹石・澤田2000）・野川神明社南遺跡（現在整理中）は、川崎市内における当該期屈指の遺跡といえる。

古墳時代

古墳時代では、集落遺跡を見ると、前期には末長遺跡や新作小高台遺跡など弥生時代後期から継続する遺跡が多く見られる。中期は非常に少なく、末長遺跡など数ヶ所の遺跡が存在するのみである。しかし、後期になると遺跡数は非常に増え、本遺跡をはじめ、子母口植之台遺跡（16・17）、影向寺遺跡、三荷座前遺跡、野川神明社南遺跡、野川東耕地遺跡、野川北耕地遺跡、新作小高台遺跡などが存在する。

本遺跡群内に所在する古墳は、子母口富士見台古墳（14）、千年伊勢山台古墳（1）などがあり、そのほか、野川1号墳（23）、新作古墳（31）、西福寺古墳（神奈川県指定史跡）、末長向台1～5号墳、馬絹古墳（神奈川県指定史跡）と合わせて梶ヶ谷古墳群と総称される。特に、馬絹古墳は7世紀後葉に築造されたと考えられ、玄室・前室・前々室の3室をもつ複室式の横穴式石室で、石室は持ち送り式の截石切組積で構築されるとともに、玄室奥壁などに白色粘土で円文などが描かれるなど、当時の先端技術である古代朝鮮半島の古墳の影響が見られる。また、馬絹古墳の被葬者は高い文化レベルをもつ人物であったものと考えられ、古墳時代終末期にこの地域を納めた有力者の墓であると想定されるとともに、築造時期が影向寺や橘樹郡衙の成立時期と非常に近いことから、その関係性も注目されている。丘陵斜面部に築造された横穴墓は、当該遺跡群東側に千年B区横穴墓群（26）、北側に間際根横穴墓群（33）などが存在している。

日本書記の安閑天皇元（531）年条に、武蔵国造の乱終結後、武蔵国造と認められた笠原直使主が朝廷に4ヶ所の屯倉（横淳・橘花・多氷・倉櫛）を献上した記事がある。このうち、橘花屯倉は「子母口の橘樹（立花）神社を異称地名としてみれば、今日の幸・中原・高津・宮前各区にまたがる市域の北半部に当たることは疑いない。」とされており（鈴木1993）、本遺跡群を含む周辺地域と橘花屯倉との関連性が考えられる。

また、本遺跡群の影向寺遺跡やその周辺の遺跡では、古墳時代後期（7世紀代）の竪穴建物などが密集して検出されており、その後の影向寺造営や橘樹郡衙成立に至る地域社会の中心地としての萌芽が見られる。

奈良・平安時代

奈良・平安時代では、本遺跡群に属する橘樹郡衙跡及び影向寺遺跡をはじめ、子母口植之台遺跡・蓮乗院北遺跡（17）、影向寺台遺跡（3）、野川神明社南遺跡、野川東耕地遺跡だけでなく、その周辺に位置する野川東耕地北遺跡（9）、新作池ノ谷南遺跡

(32)、薬師院裏遺跡(35)、新作小高台遺跡などの遺跡が知られている。その中で、橘樹郡衙跡は、平成8(1996)年の千年伊勢山台北遺跡(河合・中山ほか2000)の調査やその後の25次に及ぶ調査で、千年伊勢山台地区・蟻山地区・上原宿地区にかけて武蔵国橘樹郡の正倉と推測される総柱建物をはじめとする郡衙関連遺構が広範囲に広がっている様相が明らかになった(市教委2005)。7世紀後葉の創建と推定される影向寺が所在する影向寺遺跡は、これまで20次に及ぶ調査が実施されており、影向寺に関わる遺構や影向寺創建以前の大規模掘立柱建物など多くの建物跡が確認されているとともに(久保・大三輪1975、伊東・竹石・鈴木ほか1982、竹石・澤田・野中1984、伊東ほか1986、川崎市1988、竹石・澤田1993、河合・中山1997、河合ほか2007、河合・伊東2008)、「无射志国荏原評」という国評銘が表記された瓦が出土するなど(竹石・原2002)、橘樹郡衙跡と密接な関係がうかがえる遺跡である。子母口字植之台に所在する子母口植之台遺跡(蓮乗院北遺跡)では、8世紀後葉と推定される総柱建物や側柱建物を確認しており、橘樹郡衙などに関わる遺跡として注目される。高津区新作に所在する新作小高台遺跡は、武蔵国が奈良時代末期の宝亀2(771)年に東山道から東海道に編入された以降の小高駅家の候補地とされた遺跡である。小高駅家に関連する遺構は発見されなかったが、平安時代の集落跡が検出されている。さらに本遺跡群北西側に位置する新作池ノ谷遺跡では、古代の伝路の可能性のある道路遺構が検出されている。また、本遺跡群が立地する丘陵東側に広がる多摩川右岸低地部には、古代以来の条里地割と考えられる区画がわずかに残存している。

また、川崎市域を含む、横浜市から東京都稲城市などにかけての多摩丘陵上は、火葬骨蔵器が濃密に出土している地域であり、東国社会への仏教思想の浸透を表しているとともに、その埋納形態などから渡来系氏族の影響が推測されている。『続日本紀』の神護景雲2(768)年6月21日条には「武蔵国橘樹郡人飛鳥部吉志五百国。於同国久良郡獲白雉献焉」との記事があり、飛鳥部の姓は「多く百濟帰化人を組織せしものにして、又飛鳥戸とも記す。其の伴造を飛鳥部と云ふ。又吉士姓、宿禰姓、公姓等の貴族あり。」(太田1963)とされていることから、橘樹郡に百濟系有力氏族であった飛鳥部吉志一族が居たことが知られる。

中世・近世

中世・近世の遺跡はこれまであまり調査されてこなかったが、近年発掘調査事例が増加する傾向が見られる。中世の遺跡としては、建物や井戸が発見された植之台遺跡(16・17)、南北にのびる溝と井戸が発見された野川東耕地北遺跡(渡辺ほか2009)(9)、大規模な溝が検出された野川東耕地遺跡第5地点(渡辺ほか2017)(8)、掘立柱建物や地下式横穴が発見された三荷座前遺跡第3地点(未報告)などが挙げられる。

近世の遺跡では、井戸が発見された子母口植之台遺跡第2地点(呉地・小林1990)や新作小高台遺跡が見られる。

以上、本遺跡群及びその周辺には、旧石器時代から中・近世までの遺跡が広く分布しており、川崎市域における遺跡密集地域の一つである。また、この地域では数多くの発掘調査が実施され、非常に大きな成果が挙げられている。特に、本遺跡や影向寺遺跡における発掘調査

の成果により、地方官衙・寺院の成立といった古代律令国家成立期の様相が明らかになりつつあり、これらの成果とその周辺における調査成果を総合的に検討した上で、この地域における歴史の解明をより一層進めていく必要がある。

(イ) 橋樹官衙遺跡群の調査成果（第2～5表）

a 橋樹郡衙跡（千年伊勢山台遺跡）

(a) 千年伊勢山台北遺跡の調査

橋樹郡衙跡の調査を実施する直接の発端となったのは、平成8（1996）年に川崎市高津区千年字伊勢山台で宅地造成事業が計画されたことによる。この宅地造成事業に伴い、平成8（1996）年6月13日～8月9日に「千年伊勢山台北遺跡」の発掘調査が実施されたが、この調査は盛土などによって現状保存できる住宅建設範囲は対象とせず、遺跡に影響を及ぼす道路計画範囲を対象に進めた。限られた範囲の調査であったが、この発掘調査で、東西方向に整然と並ぶ7棟の掘立柱建物が発見された。これらの総柱建物の規模・構造・配置などには、各地の郡衙遺跡で明らかになりつつあった正倉群と同様の特徴が認められることから、この遺跡が古代武蔵国橋樹郡の役所である橋樹郡衙の正倉跡ではないかと推定された。神奈川県内で郡衙と推定される遺跡の発見としては、武蔵国都筑郡衙（横浜市都筑区）、相模国鎌倉郡衙（鎌倉市）、相模国高座郡衙（茅ヶ崎市）に次ぐ4番目の例であり、非常に貴重な遺跡であることが判明した。

(b) 橋樹郡衙推定地確認調査事業

千年伊勢山台北遺跡の調査による重要な発見を受け、市教委では、川崎市の歴史・文化を解明する上で重要な遺跡であると判断し、本遺跡が所在する川崎市高津区千年字蟻山・伊勢山台・上原宿を対象として、橋樹郡衙の詳細な内容を把握するための確認調査を実施することが必要と判断した。そこで、市教委は、平成8（1996）年度及び平成9（1997）年度に学識経験者からの指導・助言を受けながら事前準備を進めるとともに、地元の千年町会や調査を実施する土地所有者への調査協力の依頼を行う等の調整を経て、橋樹郡衙跡の範囲や内容を確認するため橋樹郡衙推定地確認調査事業を実施することとし、平成10（1998）年度から平成15（2003）年度までの6年間、高津区千年字伊勢山台及びその隣接地を対象として確認調査（橋樹郡衙跡第1～8次調査）を実施した。

このうち、第1次から第6次調査までは、正倉院と推定される地区の性格究明や郡庁所在地確認などのために、地権者の協力を得て発掘区を設定し、国庫補助事業として確認調査を進めたが、この事業最終の平成15（2003）年度になって、伊勢山台地区の第1・2次調査を実施した場所（高津区千年字伊勢山台437-1）において宅地造成計画が具体化した。この地区では東西に並ぶ総柱建物が検出されており、すでに橋樹郡衙正倉群の中心部であると推定されていた。そこで市教委は、事業主体者である民間開発業者と協議し、計画地全体に盛土を行い、遺跡を地下に保存して、将来は遺跡の活用が図れるようにするとともに、橋樹郡衙跡の重要性を考慮して、事前に市教委が計画地全体を対象とした確認調査を実施することを決定し、橋樹郡衙跡第7次調査を実施した。

また、平成15（2003）年度には、蟻山地区の第6次調査3区として調査した地区（高津区千年字蟻山521-1）において宅地造成計画が具体化した。この地区では、千年伊勢

山台北遺跡や橘樹郡衙跡第1・2次調査で発見された総柱建物とはやや異なる建物配置をとる総柱建物群の存在が明らかになっていた。そこで市教委は、事業主体者である民間開発業者や土地所有者と協議を行い、第7次調査地区と同様、遺跡を地下に保存できるように計画地全体に盛土することとするとともに、橘樹郡衙跡の重要性を考慮して、事前に市教委が計画地全体を対象として確認調査することを決定し、橘樹郡衙跡第8次調査として実施した。この第7・8次調査は、市単独経費として実施した。

この第1次から第8次に及ぶ橘樹郡衙推定地確認調査事業によって、正倉と推定できる遺構が伊勢山台地区から蟻山地区に分布していること、上原宿地区にも郡衙関連遺構が存在することを確認した。こうした調査成果は、平成16（2004）年度に『武蔵国橘樹郡衙推定地 千年伊勢山台遺跡-第1～8次発掘調査報告書-』（以下、「確認調査報告書」という）として刊行され、この事業は完了した。

(c) ガス管理設工事に伴う調査

橘樹郡衙推定地確認調査事業による平成15（2003）年度の現地調査が終わり、確認調査の成果を報告書としてまとめる準備をしていた平成16（2004）年3月、東京ガス株式会社神奈川導管ネットワークセンター（以下、東京ガス）が、高津区千年字伊勢山台一帯においてガス管理設工事を実施する計画であることを確認した。そこで急遽、東京ガスと連絡を取り、当該事業地は川崎市が重点的に調査・保存を進めている橘樹郡衙跡内にあたるため、工事着工前に文化財保護法第93条に基づく届出（以下、法93条届出）が必要であるとともに、事前に遺跡の取扱いについて市教委と協議が必要である旨を伝えた。それを受け、東京ガスから今後の取扱いについて市教委に照会があったため、市教委と東京ガスとで協議を行った。

東京ガスからは、当該事業が地元市民から早期着手を要請されて実施するものであり、平成16（2004）年4月下旬には工事を開始したいとの要望があった。これに対し市教委としては、事業計画地は公道上であるためすでに遺跡が破壊されている可能性は高いが、川崎市の重要な遺跡である橘樹郡衙跡内にあたり、遺跡の現状を確認する作業は必要であることを説明した。協議の結果、本来は市教委により事前に試掘または確認調査を実施する必要があるが、地元要望に基づいた事業で着工までは時間がないうえ、当該事業が公道上で占用許可申請や掘削後の仮復旧などが必要となるが、市教委ではすぐに対応できないことから、東京ガスの工事着工に合わせて市教委による工事立会を実施し、遺跡が確認された場合には東京ガスが一時工事を中断し、市教委による確認調査を実施する等の措置を講ずることで合意した。また今後、周知の埋蔵文化財包蔵地内でガス管理設工事等を実施する計画が生じた場合には、早急に市教委に連絡し、遺跡の取扱いについて協議することも確認した。協議が成立したのを受け、東京ガスが法93条届出を提出したことから、市教委は東京ガスの協力を得て、ガス管理設工事の工事立会調査を実施した。その結果、伊勢山台地区から蟻山地区にかけての公道下でも、郡衙関連遺構が遺存していることを確認した。

平成17（2005）年11月になり、平成16（2004）年度の確認通り、東京ガスから市教委に対して、高津区千年から影向寺（宮前区野川）にかけてガス管理設工事を実施する計画があるとの連絡が入った。第9次調査の結果等から、当該計画範囲についても遺構が

現存する可能性が高いため、第9次調査と同様、市教委による工事立会を実施し、遺構が確認された場合には東京ガスが一時工事を中断し、市教委による確認調査を実施する等の措置を講ずることになった。その後、東京ガスから法93条届出が提出されたことから、市教委は東京ガスの協力を得て、ガス管理設工事の工事立会調査を実施した。その結果、第9次調査同様、遺構が遺存していることを確認した。当該調査は第9次調査に続く調査として、第10次調査と呼称することにした。

(d) 近年の開発事業に伴う調査（平成25（2013）年度～）

平成25（2013）年6月、川崎市高津区千年字上原宿360-1ほかについて、開発事業者から開発事業の説明と埋蔵文化財に係る取扱いについての照会があった。当該地は、過去に川崎市が実施した橘樹郡衙推定地確認調査事業において調査を実施した上原宿地区内であり、弥生時代の集落跡や環濠が検出されていることから、市教委は遺跡に影響が及ぶ開発を実施する場合、事前の発掘調査が必要になる旨を回答した。その後、市教委と開発事業者で協議を行い、当該地における開発事業は遺跡を地下に保存できる計画とすることで合意したことから、開発事業者に遺跡の詳細なデータを提供するため、市教委が当該地全体の確認調査を第12次調査として実施することとした。その結果、上原宿地区にも官衙関連の大型建物が存在することが確認できた。

また、平成25（2013）年7月上旬、市教委が高津区千年字伊勢山台417-1ほかの土地所有者に橘樹郡衙における今後の取組みについて説明を行った際、当該地東寄り約1/3の範囲について天地返し等の土壤改良工事及びビニールハウス建設等の事業計画を実施する意向であることを伝えられた。そこで、市教委は遺跡の取扱いについて土地所有者と断続的に協議を行った。市教委は、当該地が橘樹郡衙跡第3次調査E区にあたり、すでに橘樹郡衙関連遺構を確認していることから、現状のまま遺跡を保存しつつ耕作を続けてもらえるよう調整を図ったが、土地所有者の意向により、土壤改良を行う範囲について、事前に記録保存を目的とした発掘調査を実施することになった。調査の結果、橘樹郡衙関連遺構を検出した。そのため、調査後、土地所有者と遺跡の取扱いについて再度協議を重ねた結果、土壤改良工事などの事業は行わず、これまで通り、遺跡を保存しながら耕作するとの同意を得られたことから、現状保存として取扱うことができた。

(e) 橘樹官衙遺跡群確認調査事業（平成26（2014）年度～）

平成24（2012）年度に、橘樹郡衙正倉院範囲内において集合住宅建設の計画が生じ、遺跡が破壊される可能性が高まったことから、将来にわたり遺跡の保存を図るため、橘樹郡衙跡（千年伊勢山台遺跡）と影向寺遺跡を橘樹官衙遺跡群として国史跡指定を目指すことになった。そこで、市教委は、国史跡としてさらに遺跡群の価値を高めるため、橘樹郡衙跡及び影向寺遺跡の全容解明に向けた確認調査を平成26（2014）年度から実施することにした。調査は、川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会の指導・助言を受けながら実施し、平成26（2014）年度は橘樹郡衙跡（千年伊勢山台遺跡）において2件（第14・15次）、平成27（2015）年度は橘樹郡衙跡（千年伊勢山台遺跡）において5件（第16～20次）、平成28（2016）年度は橘樹郡衙跡（千年伊勢山台遺跡）において3件（第21～23次）、平成29（2017）年度は橘樹郡衙跡（千年伊勢山台遺跡）において2件（第

24・25次)を実施した。

以上が、橘樹郡衙跡におけるこれまでの調査や市による対応の経緯である。

b 影向寺遺跡

影向寺は、古代から現在まで連綿と法灯が伝えられてきた、南関東屈指の古刹として知られている。また、江戸から多摩川を渡ってすぐという地理的環境もあり、近世後期に編纂された『新編武蔵国風土記稿』、『江戸名所図会』、『江戸名所記』などで紹介されるなど、古くから人々の関心が寄せられてきた。近代以降には、考古学的な関心が向けられ、影向寺及びその周辺で採集される古瓦の研究が行われ、影向寺から出土する古代の瓦には奈良時代の瓦と平安時代の瓦の2種類あることなどが指摘されてきた(三輪1922、大場1923)。その後、影向寺及びその周辺においては、長い間発掘調査が行われることもなく、影向寺の変遷・伽藍の構成など不明な点が多かった。しかし、1970年代に入り、影向寺周辺でも都市化の波が押し寄せ始め、昭和50(1975)年、影向寺北側の畑地において住宅建設工事が実施されることになり、初めてその事前の発掘調査が実施された(第1次調査)。この第1次調査以降、影向寺境内及びその周辺では、住宅建設工事に伴う発掘・確認調査が8件、影向寺関連施設建設工事に伴う発掘調査が4件、影向寺境内内墓地整備工事に伴う発掘調査が3件、合計15件の発掘調査が実施された。

平成24(2012)年度になり、将来にわたり遺跡の保存を図るため、影向寺遺跡は橘樹郡衙跡(千年伊勢山台遺跡)とともに橘樹官衙遺跡群として国史跡指定を日指すことになった。そこで、市教委は、国史跡としてさらに遺跡群の価値を高めるため、橘樹郡衙跡及び影向寺遺跡の全容解明に向けた確認調査を平成26(2014)年度から実施することにした。影向寺遺跡においては、平成28(2016)年度4件(影向寺遺跡第16～19次)、平成29(2017)年度1件(第20次)を実施した。

なお、影向寺境内及びその周辺における発掘調査は、調査ごとに調査名称が異なり、調査研究・活用等に際して混乱を招くようになっていたことから、2007(平成19)年度に刊行した『影向寺遺跡第11次調査』において、調査名称を整理している。

ウ 社会的調査の成果

(7) 川崎市の概要

史跡橘樹官衙遺跡群が所在する川崎市は、神奈川県東部に位置している。東京都心からはほぼ20km圏であるとともに、西側に隣接する横浜市の中心部、横浜駅周辺からも20km圏で、二大都市圏のちょうど中間に位置する。川崎市は、大阪市・京都市・名古屋市・横浜市・神戸市・北九州市・札幌市に次いで、昭和47(1972)年4月1日に政令指定都市に移行した。政令指定都市移行と同時に5区からなる区制を施行したが、1982年に分区を実施し、現在市域は7区の行政区に区分されている。平成29(2017)年7月1日における川崎市の人口は1,501,930人で、世帯数は715,185世帯で、人口密度は10,405人/km²である。人口・世帯構成は、市外からの転入等が続き増加しており、今後しばらくこの傾向が続く想定である。

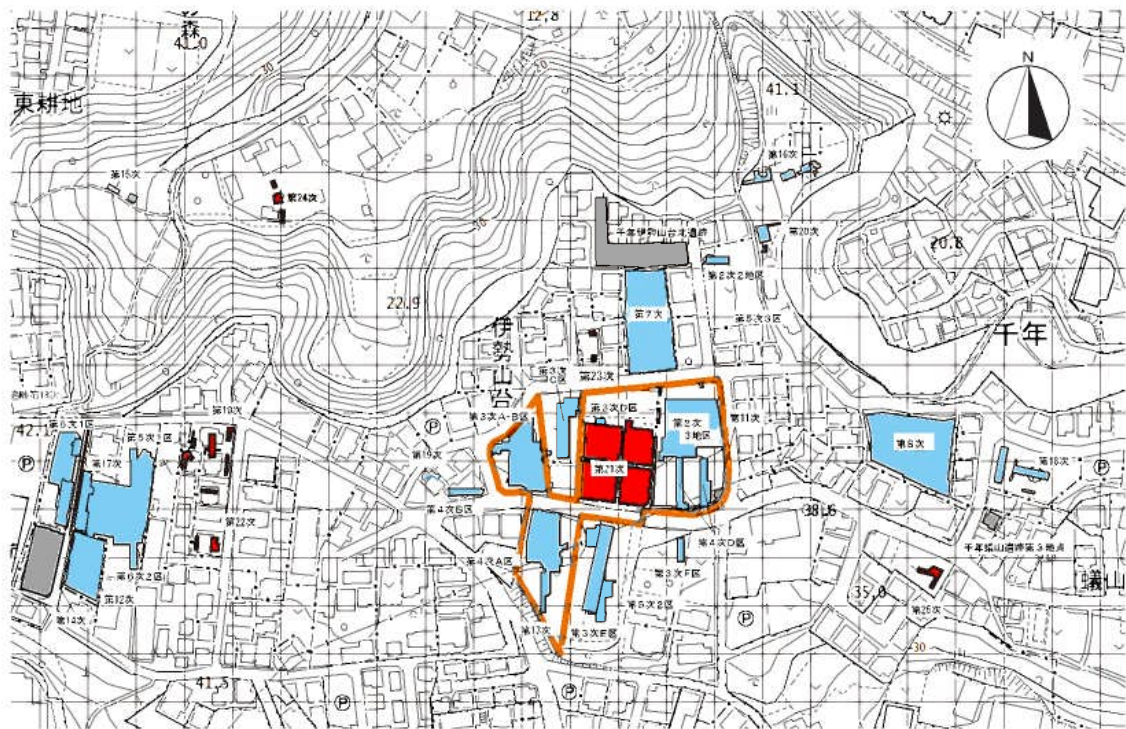
市域の土地利用は、田、畑、山林等の土地利用が年々減少しているが、工業用地、宅地等の土地利用は増加している。平成27(2015)年4月1日現在、土地利用のうち、優先的かつ計画的に市街化を図るべき「市街化区域」は12,728ha(市の総面積の88.2%)、市街化を抑

第2表 橋樹郡衙跡の調査①

調査	地籍・地番	調査期間	調査機関	調査原因	調査面積	調査概要 (出土遺構・遺物)	文献
千年伊勢山台北	高津区千年字伊勢山台435-1、-2、-3	平成8(1996)年6月13日～8月9日	千年伊勢山台北遺跡発掘調査団	宅地造成工事	447.5㎡	7棟の掘立柱建物	
1次	高津区千年字伊勢山台437-1	平成11(1999)年1月28日～2月11日	(推定)橋樹郡衙発掘調査団	郡衙関連遺構の確認	78㎡	総柱建物と推定される柱穴配列	
2次	高津区千年字伊勢山台 (1地区)437-1 (2地区)441-4 (3地区)423-1	平成11(1999)年7月5日～12月9日	(推定)橋樹郡衙発掘調査団	正倉院の範囲を確定	1地区:199.5㎡ 2地区:28㎡ 3地区:435.5㎡	[1地区] 総柱建物2棟 [2地区] 総柱建物1棟、扉と考えられる柱穴列 [3地区] 品字状に並ぶ総柱建物群、小規模な掘立柱建物、L字状の区画跡	
3次	高津区千年字伊勢山台 (A・B区)437-1 (C区)427-1 (D区)426-1ほか (E区)418-1ほか (F区)419-1	平成12(2000)年7月21日～10月3日、平成13(2001)年2月27日～3月23日	(推定)橋樹郡衙発掘調査団	範囲内容確認	A・B区:362.6㎡ C区:147.5㎡ D区:297.1㎡ E区:232.5㎡ F区:27㎡	[A・B区] 品字状に並ぶ総柱建物、大型の掘立柱建物や溝 [C・F区] A区で検出した正倉院を囲むと想定される溝の延長部分 [D区] 側柱建物3棟、溝、区画跡等 [E区] 側柱建物2棟、溝、区画跡	
4次	高津区千年字伊勢山台 (A区)416-1ほか (B区)414-6 (C区)427-1 (D区)424-6ほか	平成13(2001)年8月20日～10月25日	(推定)橋樹郡衙発掘調査団	範囲内容確認	A区:371.3㎡ B区:42.3㎡ C区:12.7㎡ D区:141.9㎡	[A区] 側柱建物2棟 [C区] 掘立柱建物	
5次	高津区千年字上原宿 (1区)368-6ほか (2区)425-1 (3区)440-1	平成14(2002)年7月22日～9月3日、平成15(2003)年2月24日～3月25日	(推定)橋樹郡衙発掘調査団	範囲内容確認	1区:407㎡ 2区:213.2㎡ 3区:22.8㎡	総柱建物1棟を検出するとともに、側柱建物数棟を確認した。3区では、正倉院南列東端の総柱建物を確認。	
6次	高津区千年字上原宿 (1区)370-1ほか (2区)369-2ほか (3区)字蛸山521-1ほか	平成15(2003)年7月16日～9月6日	(推定)橋樹郡衙発掘調査団	範囲内容確認	1・2区:685.1㎡ 3区:278.5㎡	[1区・2区] 第5次調査1区西端部で検出した掘立柱建物が桁行2間・梁行2間の建物であることを確認 [3区] 2棟の総柱建物	
7次	高津区千年字伊勢山台437-1	平成15(2003)年12月15日～平成16(2004)年2月7日	(推定)橋樹郡衙発掘調査団	宅地造成計画	663.6㎡	総柱建物(第1・2次調査で確認済)、主軸方位が西に振れる側柱建物1棟、第1次調査で掘立柱建物と判断したものが実際には遺構ではないことも確認	
8次	高津区千年字蛸山521-1ほか	平成16(2004)年2月28日～3月30日	(推定)橋樹郡衙発掘調査団	宅地造成計画	770㎡	総柱建物(第6次調査3区で確認済)、その他3棟の総柱建物	
9次	高津区千年字伊勢山台・蛸山	平成16(2004)年4月26日～28日[1区]、5月17日～19日[2区]、6月2日～4日[3区]、9月15日～18日[4区]	川崎市教育委員会	ガス管理設工事	185㎡	第1～6次調査で確認した郡衙関連遺構の一部と推測される柱穴	
10次	高津区千年字上原宿、野川字東耕地	平成18(2006)年1月17日～23日	川崎市教育委員会	ガス管理設工事	120㎡	第5・6次調査で確認した官衙関連遺構の一部と推測される柱穴	
11次	高津区千年字伊勢山台423-1ほか	平成19(2007)年10月22日～26日	川崎市教育委員会	緑地整備工事	88.2㎡	第2次調査3地区・第4次調査D区で検出していた建物の一部である可能性が高い柱穴、それらの建物とは別の側柱建物	
12次	高津区千年字上原宿360-11ほか	平成25(2013)年7月24日～8月9日	川崎市教育委員会	開発事業	327.1㎡	(奈良・平安) 掘立柱建物2棟 (縄文時代) 土坑4基、(弥生時代後期～古墳時代初期) 多数の竪穴建物、溝1条(環濠)、ピット1基、時期不明ピット20基	
13次	高津区千年字伊勢山台417-1ほか	平成25(2013)年8月21日～8月31日	川崎市教育委員会	土壌改良	213.5㎡	第3次調査E区で確認した橋樹郡衙関連遺構である区画溝1条、塀(垣)1条、側柱建物1棟を再確認	
14次	高津区千年字上原宿	平成26(2014)年3月31日～4月2日	川崎市教育委員会	ガス管理設工事	50.6㎡	官衙関連遺構の一部と推測される柱穴方、弥生時代の竪穴建物など	
15次	高津区野川字東耕地410	平成26(2014)年11月7日～11月20日	川崎市教育委員会	範囲内容確認	19.6㎡	郡衙及び古代寺院に隣接する谷戸部の調査。遺構検出なし	

第3表 橋樹郡衙跡の調査②

16次	高津区千年字伊勢山台447-4ほか	平成27(2015)年6月17日～7月7日	川崎市教育委員会	範囲内容確認	79.4㎡	(奈良・平安)大規模溝状遺構1条、掘立柱掘方2基、竪穴建物1軒、(弥生時代後期)竪穴建物6軒
17次	高津区千年字上原宿(1・3区)370-3ほか、(2区)369-2ほか	平成27(2015)年9月1日～9月15日	川崎市教育委員会	範囲内容確認	1区:103.95㎡ 2区:97㎡ 3区:25.4㎡	第12次調査で確認していた大型掘立柱建物の新旧、規模の確認、新たに掘立柱列1条
18次	高津区千年字塚山523-1ほか	平成28(2016)年1月14・15日、2月15～17日	川崎市教育委員会	開発事業	試掘:106㎡ 確認調査:154.4㎡	(奈良・平安)溝土遺構1条、(近世以降)溝状遺構1条、(弥生時代後期～古墳時代前期初頭)竪穴建物1軒
19次	高津区千年字伊勢山台413-2ほか	平成28(2016)年2月15・16日	川崎市教育委員会	個人住宅建設	19.4㎡	土坑2基
20次	高津区千年字伊勢山台442	平成28(2016)年3月10日～3月23日	川崎市教育委員会	範囲内容確認	39.6㎡	溝状遺構1条
21次	高津区千年字伊勢山台425-1ほか	平成28(2016)年11月2日～12月14日	川崎市教育委員会	範囲内容確認	859.2㎡	以前の調査で確認していた掘立柱建物・竪穴建物1棟・区画施設と想定した溝状遺構を改めて確認、新たに類似する溝状遺構も検出
22次	高津区千年字上原宿367番2ほか	平成28(2016)年11月29・30日、2017年1月11～13日	川崎市教育委員会	開発事業	試掘調査:30.8㎡ 確認調査:97㎡	(奈良・平安)竪穴建物2軒
23次	高津区千年字伊勢山台433番2ほか	平成29年(2017)年2月23日	川崎市教育委員会	個人住宅建設	12㎡	土坑1基(古代の掘立柱建物の掘削方)
24次	高津区千年字伊勢山台372ほか	平成29年(2017)年4月24～27日[1次]、8月22日[2次]	川崎市教育委員会	宅地造成工事	33.6㎡	遺構検出なし
25次	高津区千年字塚山480-2ほか	平成29年(2017)年6月19日	川崎市教育委員会	範囲内容確認	39㎡	掘立柱建物2棟



0 (1/3000) 200m

第7図 橋樹郡衙跡の調査地点

第4表 影向寺遺跡の調査①

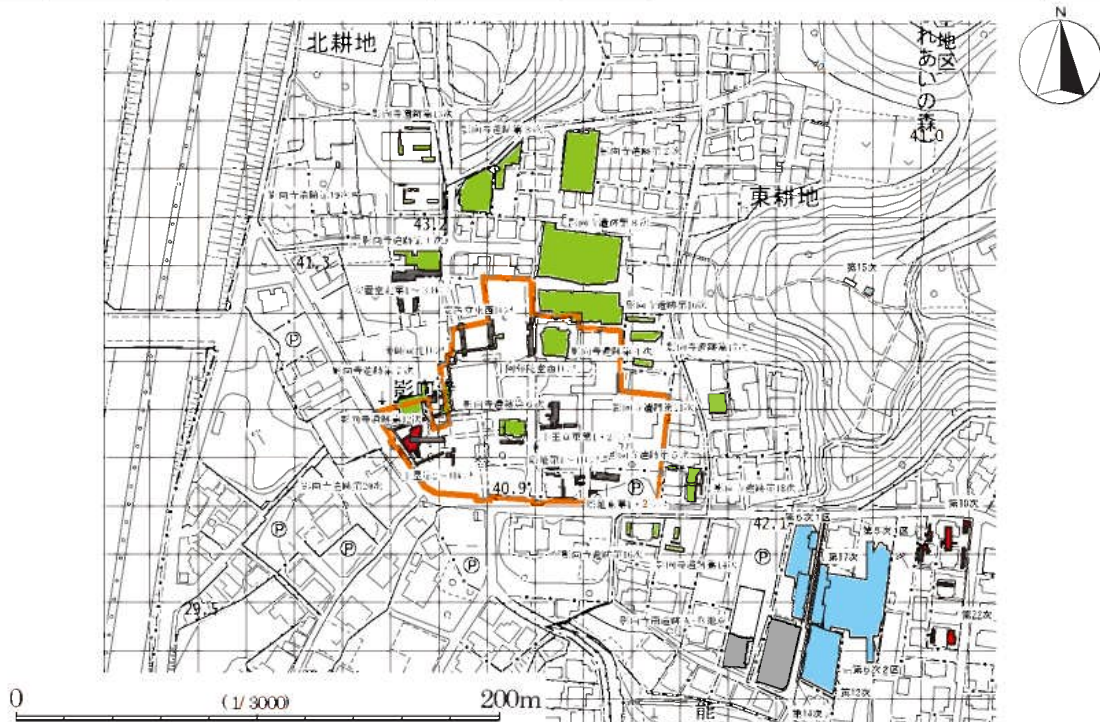
調査	地籍・地番	調査期間	調査機関	調査原因	調査面積	調査概要 (出土遺構・遺物)	文献
1次	宮前区野川字東耕地425-4・5	昭和50(1975)年9月5日～9月14日	影向寺遺跡発掘調査団	遺跡確認調査	116㎡	(奈良・平安) 掘立柱建物1棟柱掘方内から瓦検出 (弥生時代後期～古墳時代終末期) 竪穴建物4棟	
2次	宮前区野川字東耕地392-5～7	昭和52(1977)年2月22日～4月1日	影向寺遺跡第2次発掘調査団	宅地造成工事	350㎡	(古墳時代～平安時代) 竪穴建物13棟など(うち1棟は7世紀末～8世紀初頭。9世紀第3四半期の竪穴建物内からは鍾が出土)。(弥生時代後期) 竪穴建物2棟	
3次	宮前区野川字東耕地390-1	昭和53(1978)年7月～8月	影向寺遺跡発掘調査団	戸建住宅建設工事	202㎡	(弥生時代後期) 竪穴建物4棟、(古墳時代) 竪穴建物2棟、(中世以降) 地下式竪穴1基・小竪穴1基など	
4次	宮前区野川字東耕地419-1	昭和53(1978)年8月～9月	竹石健二(日本大学教授)	阿弥陀堂建設工事	124㎡	(奈良・平安) 掘立柱建物1棟、(縄文時代) 陥し穴1基、(弥生時代後期) 竪穴建物4棟、(古墳時代後期) 竪穴建物1棟	
5次	宮前区野川字東耕地414-2・3	昭和53(1978)年9月12日～15日、昭和55(1980)年2月14日～3月5日	影向寺周辺遺跡発掘調査団	個人住宅建設工事	60㎡	(奈良・平安) 掘立柱建物と推測される柱掘方3基 (縄文時代中期) 竪穴建物3棟、(弥生時代後期～古墳時代初頭) 竪穴建物5棟、(古墳時代後期) 竪穴建物1棟	
6次	宮前区野川字東耕地420	昭和58(1983)年3月～4月	竹石健二(日本大学教授)	太子堂建設工事	70㎡	(弥生時代後期) 竪穴建物4棟、(古墳時代) 竪穴建物2棟	
7次	宮前区野川字東耕地423	昭和58(1983)年7月～8月	竹石健二(日本大学教授)	墓地整備工事	106㎡	(7世紀後葉～8世紀初頭) 竪穴建物1棟、複数の掘立柱建物、(弥生時代後期) 溝1条	
8次	宮前区野川字東耕地319-2ほか	昭和60(1985)年7月～8月	影向寺遺跡発掘調査団	墓地整備工事	692㎡	(縄文時代) 陥し穴2基、(弥生時代後期) 竪穴建物8棟、環濠1条、(古墳時代) 方形周溝墓1基、(古墳時代後期) 竪穴建物1棟、(中世以降) 溝3条、小竪穴・土坑9基、火葬臺1基など	
9次	宮前区野川字東耕地422、423、424	平成3(1991)年8月15日～9月	影向寺遺跡発掘調査団	築地掘整備工事	101㎡	(平安時代) 竪穴建物2棟、(中世以降) 道路状遺構1条、地下式竪穴1基、段切状遺構3面、(時期不明) 土坑10基など	
10次	宮前区野川字東耕地319-2	平成6(1994)年7月10日～8月28日	影向寺遺跡発掘調査団	築地掘整備工事	384㎡	(縄文時代) 土坑2基、(弥生時代後期) 竪穴建物11棟以上、環濠1条、(近世以降) 土坑8基、溝4条	
11次	高津区野川字東耕地411-16	平成8(2006)年1月10日～1月24日	株式会社玉川文化財研究所	個人住宅建設工事	60㎡	(奈良・平安) 掘立柱建物2棟、竪穴建物1棟、(弥生時代後期) 竪穴建物3棟、(古墳時代後期) 竪穴建物1棟	
12次	川崎市宮前区野川字東耕地419	平成8(2006)年8月28日～10月13日	株式会社玉川文化財研究所	薬師堂の防災施設設置工事	92.5㎡	(弥生時代後期) 竪穴建物1棟、方形周溝墓1基、(古墳時代) の竪穴建物3棟、(平安時代) の竪穴建物2棟、(時期不明) 竪穴建物3棟、柱掘方が16基、溝2条	
13次	高津区野川字北耕地385-1、386-1	平成22(2010)年12月6日、平成23(2011)年4月7日	川崎市教育委員会	集合住宅建設工事	70.8㎡	(弥生時代後期～古墳時代前期初頭) 竪穴建物3棟、(古墳時代後期) 竪穴建物1棟、(時期不明) 土坑・ピット4基	
14次	高津区野川字東耕地476-5ほか	平成25(2013)年3月28日～3月30日	川崎市教育委員会	遺跡確認調査	26㎡	(弥生時代後期～古墳時代) 竪穴建物5棟、(中世以降) 溝1条	
15次	宮前区野川字東耕地390-2	平成25(2013)年9月24日～10月12日	有限会社吾妻考古学研究所	戸建住宅建設工事	82.6㎡	(弥生時代後期) 竪穴建物2棟、(古墳時代後期) 竪穴建物1棟、(時期不明) 竪穴建物1棟、溝1条など	
16次	高津区野川476番12、14	平成28(2016)年4月13日・14日	川崎市教育委員会	戸建住宅建設工事	22.7㎡	竪穴建物ほか 布目瓦や須恵器等	
17次	宮前区野川字東耕地416-1	平成28(2016)年8月17日～8月25日	川崎市教育委員会	遺跡確認調査	95㎡	(弥生時代後期～古墳時代) 竪穴建物4棟以上など 八葉蓮華文軒瓦瓦	
18次	宮前区野川字東耕地414-3	平成28(2016)年8月30日	川崎市教育委員会	戸建住宅建設工事	15㎡	(弥生時代後期～古墳時代) 竪穴建物3棟など	
19次	高津区野川字北耕地376-1、376-5、384-1、384-2	平成29(2017)年2月6日	川崎市教育委員会	宅地造成工事	3.5㎡	(弥生時代後期～古墳時代) 竪穴建物2棟 布目瓦片	
20次	川崎市宮前区野川字東耕地422-1	平成29(2017)年6月12日～7月7日	川崎市教育委員会	遺跡確認調査	75㎡	(奈良・平安) 掘立柱建物2棟ほか、竪穴建物2棟、(時期不明) 溝状遺構1条、竪穴状遺構1基 布目瓦、軒瓦瓦	
[影向寺文化財総合調査]							
昭和52(1977)年度	影向寺境内	昭和52(1977)年	影向寺文化財調査委員会	遺跡確認調査		塔址第4トレンチ：葺築工法による塔基壇 土塁第2トレンチ：溝1条、小土塁、中世の板碑片	

第5表 影向寺遺跡の調査②

昭和53 (1978) 年度	影向寺境内	昭和53 (1978) 年	影向寺文化財 調査委員会	遺跡確認調査	塔址第3 南側トレンチ：1977年度検出塔基壇の南 限・東限把握 十王堂南第1 トレンチ：(時期不明) 竪穴建物敷 棟分 十王堂東第2 トレンチ：竪穴状遺構、遺構埋土中 から多量の瓦片や土師器など
昭和54 (1979) 年度	影向寺境内	昭和54 (1979) 年	影向寺文化財 調査委員会	遺跡確認調査	塔址第1 トレンチ：塔基壇西限把握 塔址第4 北側トレンチ：塔基壇中央付近の掘込 地業工法の把握 安置堂東第1 トレンチ・安置堂西第1 トレンチ： (弥生時代後期～古墳時代) 竪穴建物6棟、溝1 条、掘立柱建物の柱掘方3基 阿弥陀堂西第1 トレンチ：(弥生時代後期) 竪穴 建物2棟、掘立柱建物の柱掘方4基 十王堂東第1 トレンチ：(弥生時代～古墳時代) 竪穴建物2棟、ピット10基
昭和55 (1980) 年度	影向寺境内	昭和55 (1980) 年	影向寺文化財 調査委員会	遺跡確認調査	安置堂北第1 トレンチ：(縄文時代及び弥生時 代) 竪穴建物、第1次調査検出の掘立柱建物の規 模・棟敷把握 安置堂北第2 トレンチ：(平安時代) 竪穴建物1 棟 土墓第1 トレンチ・第3 トレンチ：溝1条 土墓第1 トレンチ：掘立柱建物の柱掘方6基 塔址東第1・2 トレンチ：(弥生時代後期～古墳 時代後期) 竪穴建物4棟、瓦を伴うピット1基

【影向寺薬師堂保存修理事業】

第1次	影向寺境内	昭和62 (1987) 年5月8日～23 日	財団法人文化 財建造物保存 技術協会	薬師堂保存修 理事業	基壇上面及びピット2基の内容確認
第2次	影向寺境内	昭和62 (1987) 年6月12日～30 日	財団法人文化 財建造物保存 技術協会	薬師堂保存修 理事業	ピットの内容確認 第3・4 トレンチ：掘込地業の南辺部を検出。こ の端部が古代の版築基壇の南辺とほぼ一致するこ とを確認 第2 トレンチ：版築土層中に瓦が二重に敷き詰め られた層を検出
第3次	影向寺境内	昭和62 (1987) 年9月18日～20 日	財団法人文化 財建造物保存 技術協会	薬師堂保存修 理事業	ピット3基の内容確認 掘込地業の内容確認
第4次	影向寺境内	昭和63 (1988) 年5月5日～7 日	財団法人文化 財建造物保存 技術協会	薬師堂保存修 理事業	版築土層の確認 掘込地業の内容確認、古代の版築基壇の北辺検出



第8図 影向寺遺跡の調査地点

制すべき「市街化調整区域」は1,707ha（市の総面積の11.8%）である。市内の事業所数、従業者数についての平成26（2014）年度の調査結果では、事業所数は43,149事業所、従業者数は584,131人である。平成27年国勢調査での就業人口は674,800人で、第1次産業就業者は3,000人（0.5%）、第2次産業118,800人（18.1%）、第3次産業は534,500人（81.4%）となっている。5年前の平成22年国勢調査の結果と比較すると、就業人口が5.7%増加しているが、第1次産業では22.7%、第3次産業では13.7%と大きく増加しているのに対して、第2次産業では6.3%の減少している。

川崎市には多くの鉄道路線があり、現在東海道新幹線、JR東海道線、JR京浜東北線、JR横須賀線、JR南武線、JR鶴見線、京急本線、京急大師線、東急東横線、東急目黒線、東急大井町線、東急田園都市線、小田急小田原線、小田急多摩線、京王相模原線の6鉄道事業者、15路線、55駅が運行されている。また道路交通網では、東名自動車道・第三京浜国道・東京湾横断道路（アクアライン）・首都高速道路（神奈川1号横羽線・神奈川6号川崎線等）の高速道路や、一般国道1号（第二京浜）・15号（第一京浜）・132号・246号（通称大山街道）・357号・409号（府中街道）等の道路網が整備されている。また、古代に遡ると考えられる神奈川県道45号丸子中山茅ヶ崎線（中原街道）をはじめ、津久井道と通称される神奈川県道3号（世田谷町田線）等、交通の要衝として多くの道路が存在している。

その他、川崎市には、平成29（2017）年7月1日現在、生涯学習施設として、市立市民館（分館含む）13館、市立図書館（分館・閲覧所含む）13館、県立図書館1館、市立博物館・博物館類似施設5館が所在している。また、川崎市には、橘樹官衙遺跡群を含め国指定16件（建造物7、絵画1、彫刻1、工芸2、古文書1、考古資料2、有形民俗文化財1、史跡1）、県指定27件（建造物11、絵画1、彫刻3、工芸2、無形民俗文化財4、史跡4、天然記念物2）、市指定112件（建造物19、絵画32、彫刻19、工芸1、書跡2、典籍1、古文書10、考古資料16、史跡1、無形民俗文化財2、民俗資料8、天然記念物1）の合計155件の指定文化財とともに、国登録文化財4件（登録有形文化財3、登録記念物1）、県選択無形民俗文化財1件が存在する。

(4) 橘樹官衙遺跡群に関わる法的規制

橘樹官衙遺跡群内に関わる法的規制等には、次があげられる。

a 文化財保護法（昭和25（1950）年5月30日法律第214号）

橘樹官衙遺跡群は、平成27（2015）年3月10日に文部科学省告示第38号により国史跡に指定された。史跡指定範囲内は、文化財保護法によって現状を変更する行為等が規制されている（第125条）。また、史跡指定範囲周辺は文化財保護法における周知の埋蔵文化財包蔵地（高津区No.95・138・148、宮前区No.5）となっており、開発行為に伴う土木工事等により土地の掘削を行う際、工事着手前の通知及び届出が義務づけられるとともに、埋蔵文化財の取扱い等について、市教育委員会と協議を行い、必要があれば保存のための措置を講じなければならない。

b 都市計画法（昭和43（1968）年6月15日法律第100号）

橘樹官衙遺跡群の史跡指定地は、全域都市計画法による市街化区域であり、用途地域と

しては第一種低層住居専用地域に指定されている。

c 農地法（昭和27（1952）年7月15日法律第229号）

農地又は採草放牧地（第2条第1項）について、所有権を移転する場合または農地以外の用途に転用する場合には農業委員会の許可を受けなければならないとされている（4haを超える場合には農林水産大臣の許可）。橘樹官衙遺跡群の史跡指定地と近接範囲には一部農地が所在する。

d 生産緑地法（昭和49（1974）年6月1日法律第68号）

良好な都市環境を確保するため、農林漁業との調整を図りつつ、都市部に残存する農地の計画的な保全を図るため、建築物その他の工作物の新築、改築または増築、宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更、水面の埋立てまたは干拓を行う場合には市町村長の許可が必要とされている（第8条）。橘樹官衙遺跡群の史跡指定地と近接範囲には、生産緑地地区が所在する。

e 都市緑地法（昭和48（1973）年9月1日法律第72号）

橘樹官衙遺跡群の近接範囲には「橘特別緑地保全地区」・「千年特別緑地保全地区」・「東野川特別緑地保全地区」が所在している。特別緑地保全地区は、都市緑地法に基づき、都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為等、一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度であり、○無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの、○神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの、○風致又は景観が優れているもの、または動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもので、当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの、等を対象として、都市計画法における地域地区として、市町村（10ha以上かつ2以上の区域にわたるものは都道府県）が計画決定を行う。特別緑地保全地区に指定された場合、優遇税制等が適用されるとともに、土地所有者は建築行為等の申請が不許可となった時に、市に土地の買入れを申し出ることができる（第17条）。また、譲渡所得には2,000万円控除が適用される等、さまざまな優遇措置が受けられるが、原則として、緑地として永続的に保全することになる。

f 電気事業法（昭和39（1964）年7月1日法律第170号）

橘樹官衙遺跡群の史跡指定範囲隣接地には、東京電力株式会社が維持管理する送電鉄塔が所在している。送電鉄塔は事業用電気工作物に該当するため、安全に係る技術基準や保安規定が定められている。このため、送電鉄塔周辺において、発掘調査等の事業を実施する際は、送電線からの安全距離等に厳しい制限があるため、十分留意することが必要となる。

g 川崎市屋外広告物条例（平成14（2002）年12月26日条例第109号）

川崎市屋外広告物条例では、文化財保護法及び川崎市文化財保護条例等により史跡等に

指定された地域は、原則屋外広告物を出せない地域とされている（第4条）。但し、法令の規定により表示する広告物または提出物件等、適用除外となるものもある（第7条）。

（4）指定地の状況

ア 土地の所有状況

史跡橘樹官衙遺跡群の史跡指定地のうち、公有地化されている土地は28.3%（国有地4.6%、市有地23.7%）であり、その他宗教法人が49.8%、個人所有地が21.9%である。

イ 土地の利用状況

土地の利用状況は、耕作地が10.2%、寺院（影向寺）が49.8%、都市緑地（たちばな古代の丘緑地）が13.6%、事業用地（橘樹官衙遺跡群保存活用事業用地）が10.7%、宅地が10.6%、道路が4%、その他（駐車場）が1.1%である。

ウ 管理団体

川崎市 官報告示：平成28（2016）年2月3日付け 文化庁告示第5号

第3章 橋樹官衙遺跡群の本質的価値と構成要素

史跡橋樹官衙遺跡群の価値には、橋樹官衙遺跡群の遺構・遺物や立地状況等から構成される本質的価値と、副次的な価値としての橋樹官衙遺跡群の成立の背景や郡衙成立以前および廃絶後の様相を物語る遺構・遺物や地理・地形等から知ることのできる歴史的な価値、そして史跡のもつ社会的な価値とがある。また、史跡指定地以外の橋樹官衙遺跡群やその周辺地域にも、史跡と密接にかかわる価値が内包されている。

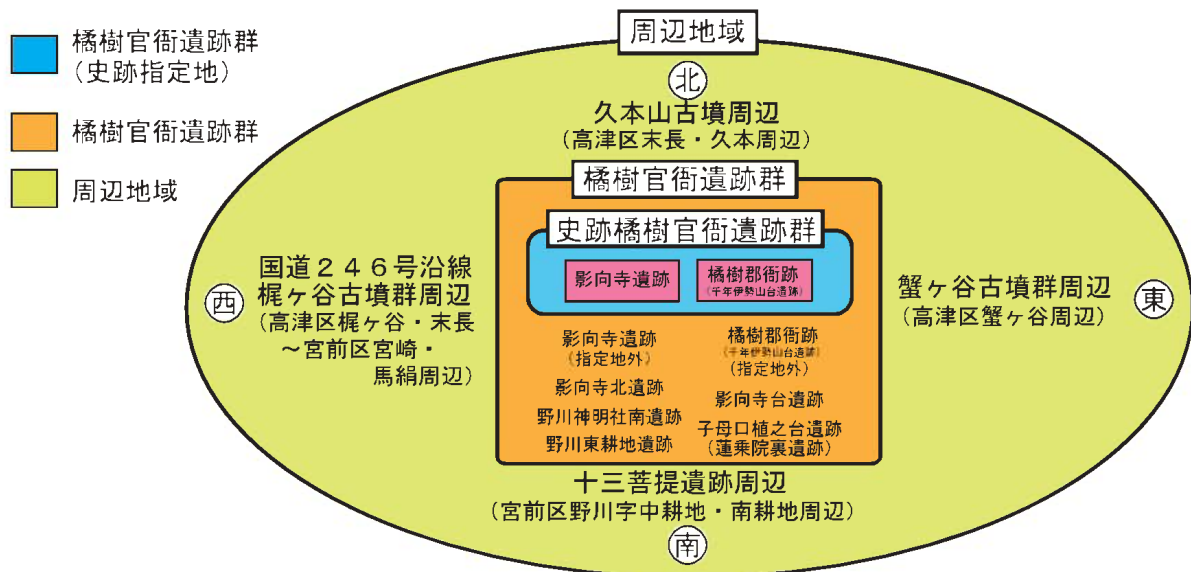
そこで、史跡橋樹官衙遺跡群の指定地、指定地以外の橋樹官衙遺跡群、橋樹官衙遺跡群周辺の地域（第9図）における主要な価値と副次的価値について、以下のとおり整理する。

第1節 保存活用計画における対象地域

史跡橋樹官衙遺跡群の指定地は、遺跡群の一部分にすぎず、遺跡群を理解するためには、周辺地域に集中している県及び市指定の文化財をはじめとする多様な歴史的・文化的資産と結びつけることが必要である。そうすることで、その歴史的価値がさらに高まり、より有効な活用を図ることが可能となる。

本保存活用計画では、北はJR武蔵溝ノ口駅及び東急溝ノ口駅南側に位置する久本山古墳周辺、西は国道246号線沿いに展開する梶ヶ谷古墳群周辺、東は川崎市内で唯一現存する前方後円墳を含む蟹ヶ谷古墳群周辺、南は縄文時代前期末葉の標式遺跡である十三菩提遺跡周辺までの範囲を「橋樹官衙遺跡群周辺地域」として取扱うこととする（第9図）。

この範囲内には、7世紀後葉築造とされる馬絹古墳（神奈川県指定史跡）、古代の集落等が確認されている新作小高台遺跡（高津区新作）、平安時代前期作の木造聖観世音菩薩立像（川崎市重要歴史記念物）が所在する能満寺（高津区千年）のように、史跡橋樹官衙遺跡群との関連性が推測される遺跡や文化財が存在している。



第9図 保存活用計画における対象地域

第2節 橘樹官衙遺跡群の本質的価値

橘樹官衙遺跡群の価値をまとめると、国史跡指定地内は概ね9点、指定地を含む橘樹官衙遺跡群全体では13点に整理することができる。

<史跡指定地内>

- ①橘花屯倉の設置から橘樹評・橘樹郡への変遷の様相を探るうえで重要な手がかりになるとともに、律令国家の地方支配の成立と展開の様相を解き明かす上で、全国的にも希少な歴史的価値を有する。
- ②地方行政機関である郡衙（郡家）と古代寺院である影向寺との密接な関係性を示す歴史的価値を有する。
- ③古代の官衙・寺院の建築・土木技術や造営組織のあり方を探るうえで貴重な情報を内包している歴史的価値を有する。
- ④橘樹郡衙正倉院の成立過程、正倉の築造過程等の変遷を具体的にたどることができる歴史的価値を有する。とくに、7世紀後葉から8世紀前葉にかけての正倉群成立の過程は、他の郡衙遺跡では知られていない特異なあり方を示しており、橘樹評から橘樹郡への移行過程における遺跡の性格や機能の変化といった歴史的展開をも明らかにしうるものとして極めて注目される。
- ⑤橘樹郡衙正倉院の成立過程においては、総柱高床倉庫等の基礎土木・建築構造や建物配置について他に例のない多くの新知見が得られており、建築土木技術の系譜や造営手段のあり方等を解明する上で重要な手がかりとなる歴史的価値を有する。
- ⑥丘陵地形を利用した官衙の立地及び駅路・伝路との関係性を示す歴史的価値を有する。
- ⑦古代南武蔵地域の歴史的様相やこの地域における本遺跡の歴史的性質を示す価値を有する。
- ⑧古代寺院主要伽藍の造営過程をたどることができるとともに、基礎土木工法の技術的な特徴も明らかにできる歴史的価値を有する。
- ⑨「无射志国荏原評」や「都」銘文字瓦のように、7世紀後葉の寺院造営における隣接する荏原評との関係や、8世紀中葉の瓦の供給関係等を解き明かす手がかりとなる貴重な資料が出土している。

<史跡指定地を含む橘樹官衙遺跡群全体>①～⑨は同じ

- ⑩郡衙正倉院から離れた場所への正倉分置をはじめ、官衙諸施設が古代の駅路または伝路と推定される中原街道に沿って比較的集中して配置されており、官衙の造営計画及び方法を明らかにしうる可能性を有する。
- ⑪古代影向寺の伽藍及び関係遺構の様相を解明する上で重要な歴史的価値を有する。
- ⑫野川神明社南遺跡等で多数検出されている7世紀～12世紀にかけての掘立柱建物や竪穴建物は、郡衙や古代寺院に隣接し、官衙造営期から廃絶後まで継続する集落跡であることから、郡司層や郡雑任等が居住していた可能性もあり、官衙と周辺集落との関係性を示す歴史的価値を有する。
- ⑬矢上川水系を利用した水上交通との関係性や津の存在を推定できる等、郡衙や官衙間の物資運搬方法を解明しうる貴重な歴史的価値を有する。

第3節 橋樹官衙遺跡群の副次的な歴史的価値

前節で整理した本質的価値に加え、橋樹官衙遺跡群は次の副次的な歴史的価値を有する。

<史跡指定地内>

影向寺は、古代から現在まで連綿と法灯が伝えられてきた南関東屈指の古刹として知られており、江戸から多摩川を渡って直近という地理的環境もあり、近世後期に編纂された『新編武蔵風土記稿』『江戸名所図会』等でも紹介され、広く親しまれている。その信仰は、古代影向寺の塔心礎であると考えられる影向石と関連しており、重層的な歴史をもっている。

<史跡指定地を含む橋樹官衙遺跡群全体>

①橋樹郡衙（郡家）や影向寺が立地する台地周辺は、古来からの地形や斜面林がよく保全され、古代の景観を復元する手がかりとなるとともに、谷戸の湧水や小河川等は、古代の祭祀や水運等を探る手がかりになりうる。すなわち、古代律令制の地方支配拠点である郡衙（郡家）遺跡の空間の広がりや周辺施設との関係性等を、古代の風景や景観を体感的にイメージしうる空間的な広がりがよく遺されている。

②遺跡周辺の斜面林は都市部に残されたまとまった緑として、地域の景観形成に寄与しており、ホテルや湧水等の里山保全の市民活動の場としてこれまでに利用されているが、橋樹官衙遺跡群が国史跡に指定されたことで、古代の郡衙（郡家）遺跡の立地を考える上で重要な価値が付加される。

③橋樹官衙遺跡群は、人口約150万人を擁する川崎市に所在し、都心からのアクセスも比較的容易であり、大都市にあって歴史や文化、古代以来の地形や交通網等を体感できる、都市の歴史的文化的オアシスとしての価値を有する。

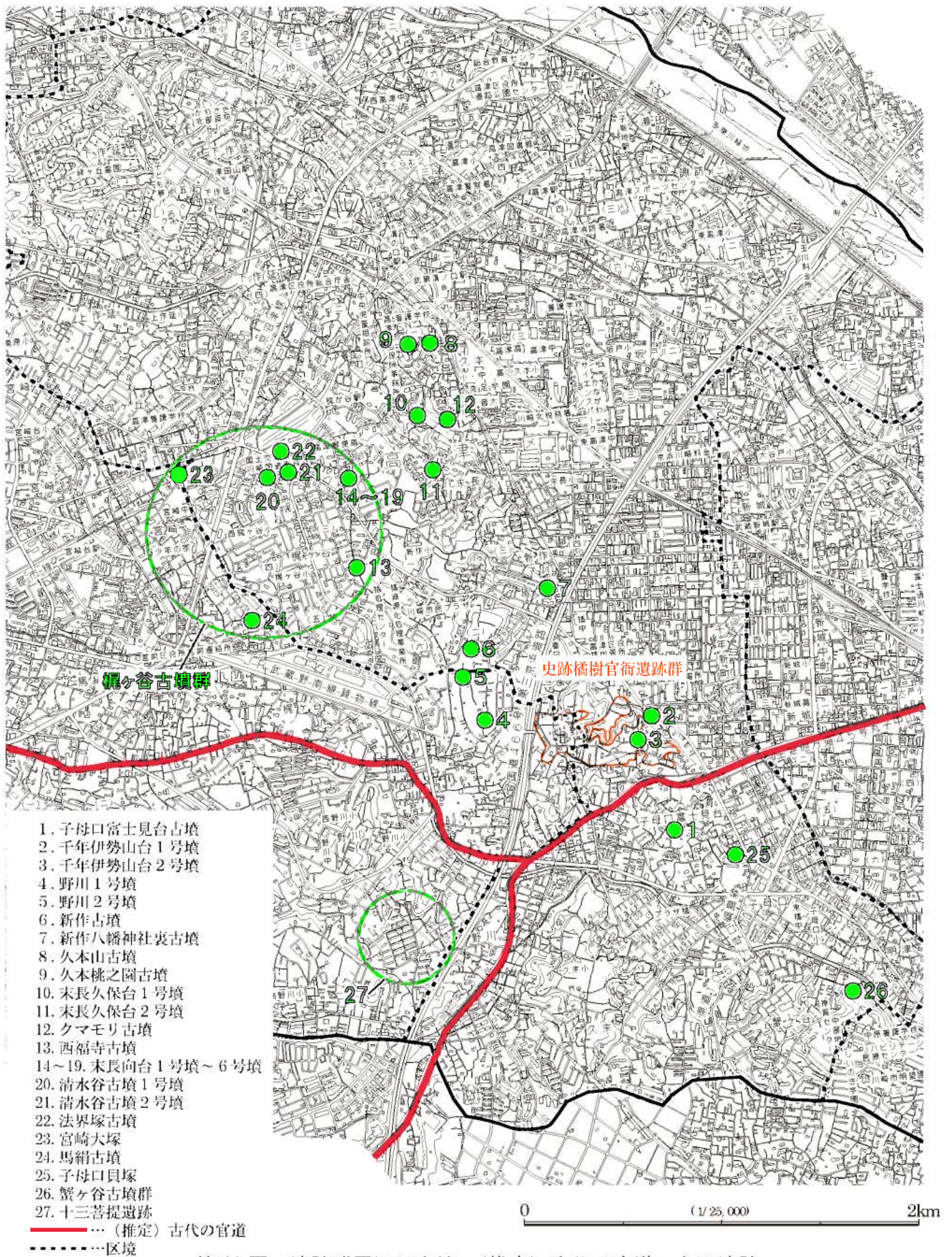
<橋樹官衙遺跡群周辺地域における価値>

①橋樹官衙遺跡群を含む周辺地域には、馬絹古墳等、大和政権の直轄地である橋花屯倉との関連性を考える古墳が築造されている。屯倉を通じ大和王権との直接的なつながりのあった当地域には、当時最先端の仏教や技術が直接的に流入すること考えられる。地域政治勢力の性格や推移、中央との結びつきを示唆する古墳群や集落遺跡等から、古代東国社会の展開を知る手がかりとなる。

②郡衙正倉の分置や、駅路・駅家や伝路、水上交通を含めた古代律令制国家の交通網、条里地割の展開がうかがえる遺跡や地形があり、当地域を含めた広域の古代の様相を解明するための手がかりとなりうる。

③宮前区では火葬骨蔵器が集中して出土しており、埋納形態等から東国社会への仏教思想の浸透をあらわしているとともに、馬絹古墳の築造技術や日本書記の記述等から渡来系氏族の影響が考えられ、古代東国社会の展開を知る手がかりとなる。

④遺跡周辺の斜面林は、大部分が特別緑地保全地区として指定されており、都市部に残されたまとまった緑として、地域の景観形成に寄与している。



第10図 遺跡群周辺の古墳・(推定)古代の官道・主要遺跡

第4節 橘樹官衙遺跡群及び周辺地域の社会的な価値

これまでに整理した本質的価値・副次的価値に加え、橘樹官衙遺跡群及び周辺地域は、次の社会的な価値を有する。

(1) 学校教育・生涯学習の拠点としての価値

橘樹官衙遺跡群を含む周辺地域は、歴史の薫る地域として多くの遺跡や文化財が所在している。それらを活かした文化財めぐりツアー等、生涯学習の場として老若男女に利用されているほか、周辺の小中学校の生活科・社会科・総合的な学習等の活動の場として、教育目的にも利用されている。

(2) 景観形成・緑地保全・生物多様性

橘樹官衙遺跡群の周辺の特別緑地保全地区は、まとまりのある樹林地と湧水地が保全され、都市気象の改善、景観形成等の重要な役割を有しているとともに、恒久的に保全された自然緑地として施設系の都市緑地と同様に緑の水のネットワーク形成上重要な地域結節拠点であるという価値をもつ。「生物多様性かわさき戦略～人と生き物つながりプラン～」に掲げられる基本的な考え方と3つの視点に立脚した、里山保全等の市民活動の場としての価値をもつ。これらの緑地には、オニヤンマやサワガニ等、在地系統の種が残存していることが確認されており、都市の生態系を維持する上でも重要な役割を担っている。

(3) コミュニティのレクリエーションの場としての価値

たちばな古代の丘緑地は都市緑地として供用されており、子どもから高齢者までさまざまな人々の日常的な運動・レクリエーションの場として利用されている。また、周辺に展開する遺跡や寺社等と併せて「たちばなの散歩道」等ウォーキングのコースの立ち寄りポイントとしても活用され、健康保持の活動等にも資する資源となっている。

(4) まちづくり・防災の拠点としての価値

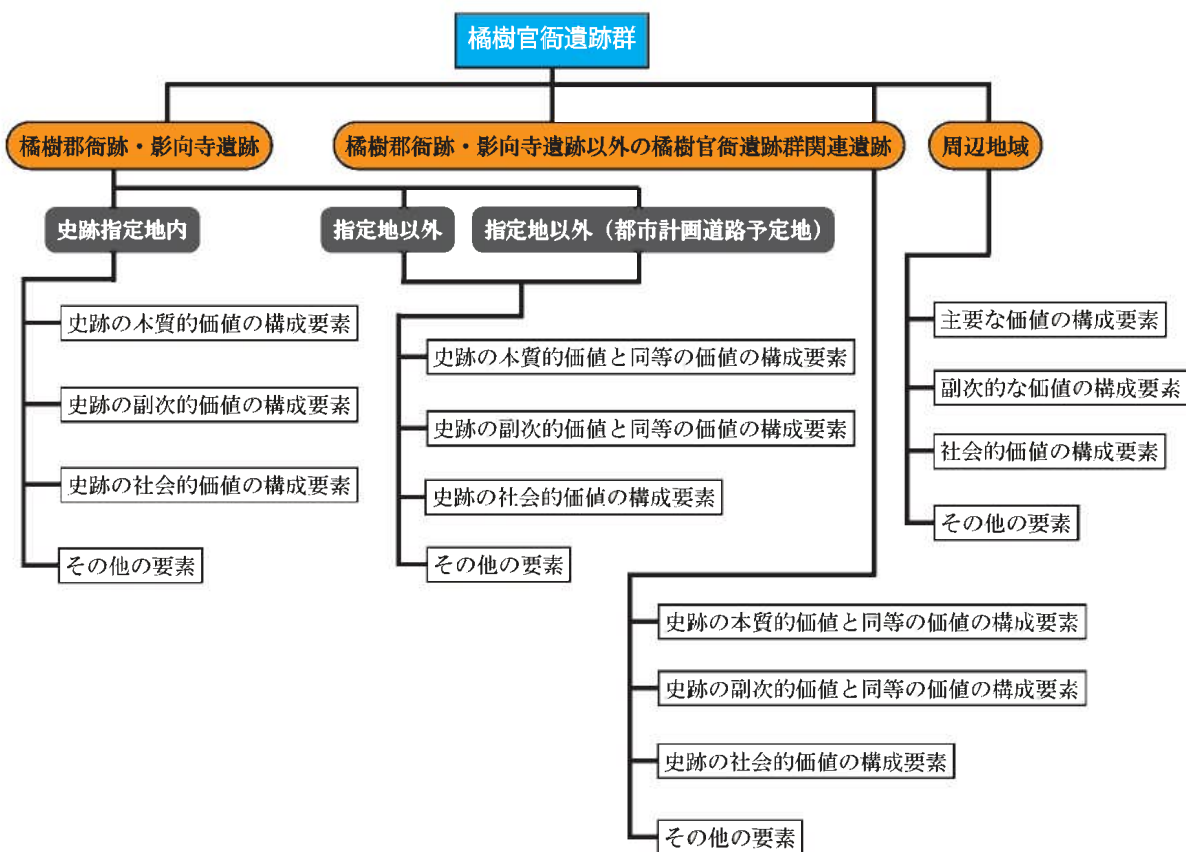
橘樹官衙遺跡群及びその周辺地域には多くの遺跡や文化財が所在しており、名所旧跡をめぐる観光資源としての利活用がこれまで以上に期待される。また、現在市民に供用している「たちばな古代の丘緑地」のように、比較的広い空間を有しており、災害時等の避難場所や地域の防災において、一定の役割を果たすことができる。

第5節 構成要素の特定

史跡橘樹官衙遺跡群の構成要素については、前述した橘樹官衙遺跡群の本質的価値、副次的な価値、社会的な価値から、史跡の本質的価値を構成する要素とそれ以外の価値を構成する要素に分けて整理した。

また橘樹官衙遺跡群は、遺跡群を構成する橘樹郡衙跡（千年伊勢山台遺跡）・影向寺遺跡で国史跡に指定された範囲だけでなく、両遺跡の国史跡指定地以外やその周辺に展開する関連遺跡にも、官衙に関する遺構群が存在していることが判明している。これらは、橘樹官衙遺跡群の本質的価値を構成する要素もしくはそれと同等の価値を構成する要素であると考えられる。

そこで、第1～4節で述べた価値に基づき、次のとおり橘樹官衙遺跡群の構成要素を整理した。



第11図 橘樹官衙遺跡群の構成要素

第4章 現状と課題

史跡橘樹官衙遺跡群及びその関連する遺跡は、古代律令国家における南武蔵最南端の地方行政単位であった橘樹郡を統治していた役所（橘樹郡衙）跡および隣接して造営された地域の文化的中心であった古代寺院跡であり、古代国家の地方支配の実態を知る上で重要な価値を持つ遺跡である。この史跡を確実に保存継承するためには、遺構・遺物を適切に保存管理するとともに、史跡の価値や魅力を高め伝えるための整備・活用をすすめていく必要がある。

そこで、史跡橘樹官衙遺跡群及びその関連する遺跡について、保存管理、活用、整備、管理運営体制の現状と今後の課題を整理した。

第1節 保存管理

（1）史跡指定地内の保存管理の現状

●橘樹郡衙跡については、史跡指定地4,975.77㎡のうち、公有地化した範囲は3,415.26㎡（川崎市所有地2,867.01㎡、国有地548.25㎡）であり、残る民有地（民家1軒、駐車場、農地）は1,560.51㎡である。

●影向寺遺跡については、宗教法人影向寺と個人が所有をしており、神奈川県指定重要文化財である本堂薬師堂のほか、国指定重要文化財である薬師三尊等の安置殿、阿弥陀堂、鐘楼、寺務所等の建造物が現存する。

●史跡指定地内は、原則として現状維持を図り、遺構・遺物を保護している。

●たちばな古代の丘緑地として市民に供用している史跡地の一部については、史跡の日常的な保全管理を千年町会が母体として構成された橘樹郡衙跡史跡保存会の協力を得ながら行っている。

●影向寺境内の史跡指定地内については、宗教法人影向寺及び影向寺重要文化財・史跡保存会が中心となって保全管理を行っている。

（2）史跡指定地内の保存管理の課題

●指定地内に含まれる民有地については、地権者と協議の上、史跡の確実な保存を図るために公有地化を推進する必要がある。

●史跡であることを明示する必要がある。

●史跡指定地として、来訪者が訪れやすいように定期的な維持管理を行う必要がある。

（3）史跡指定地周辺の保存管理の現状と課題

●史跡指定地の周辺は、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当をしており、橘樹官衙遺跡群に関連する遺跡、前時代及び官衙廃絶後に営まれた遺跡である可能性が高い。今後、地権者等の協力を得て、さらに確認調査を行い、官衙に関連する遺構が発見された場合は史跡の追加指定をめざし、地権者と協議の上、保存を図る必要がある。

●史跡周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地及び特別緑地保全地区等を含め歴史的景観を保全するた

- めに、急傾斜地崩壊対策事業や民間開発等には理解と協力を求めながら対応をする必要がある。
- 史跡周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地では、深い掘削を伴う工作や工事に対しても史跡の保存のための理解と協力を求める必要がある。
 - 指定地周辺の民家で、建て替え等の開発計画がある場合は、試掘調査・確認調査を徹底して行うことで、史跡に関連する遺構の把握と保存に努める必要がある。

第2節 活用

(1) 現状

- 教育委員会や区役所、市民活動団体等が行っているまち歩き事業等において、史跡橘樹官衙遺跡群をコースに取り入れ、橘樹郡衙跡では、案内板・刊行物・AR (Augmented Reality) アプリケーション等を用いて解説を行っている。
- 影向寺遺跡においては、塔心礎である影向石や薬師堂礎石の一部等、古代にさかのぼる遺構・遺物等を手がかりに遺跡の全体像について学ぶ取組をおこなっている。
- 史跡に関する情報の発信は、川崎市のホームページや市政だより等既存の媒体を利用しているほか、必要に応じて遺跡解説のリーフレット等を作成している。

(2) 課題

- 一般の来訪者が単独で訪れた場合等は、ガイダンス施設等が近隣にないことから、遺跡を理解するための手がかりが少ない。
- 史跡には駐車場や駐輪施設等がないとともに、駅やバス停からのアクセスがしやすいとは言い難い。
- 川崎で育ち、将来を担う子ども達が地域の歴史を伝える史跡を知ることは非常に重要である。現在も一部学校への出前授業や、校外学習への専門職員の派遣等を行っているが、市域全体への対応は困難である。今後、市内の各学校で学習を主体的に取り組めるよう、教材の開発や、教員への支援が必要である。
- 史跡を有効に活用していくためには、地域の理解と協力が欠かせないことから、活用にあたっては地域住民の参加と地域の活性化につながる継続的な手法を開発する必要がある。
- 橘樹官衙遺跡群と同時に国史跡指定を受けた茅ヶ崎市の下寺尾官衙遺跡群をはじめ、東京都府中市の武蔵国府跡、東京都国分寺市の武蔵国分寺等、古代官衙関連史跡を有する自治体等との交流や情報交換を進め、市民の史跡への理解を深める取組に活かすことが今後必要である。
- SNS (Social Networking Service) 等情報発信手段が多様化していることから、有効な情報発信媒体の検討を行うことが必要である。

第3節 整備

(1) 現地案内

●遺跡の位置関係や内容、また周辺の遺跡・文化財等を把握できる設備がない。また、橘樹郡衙跡と影向寺遺跡間のアクセスを示す案内板等が不十分であるとともに、他部局が設置したサインとの重複が見られるため、案内板等の整理が必要である。

(2) 史跡へのアクセスと便益施設

●史跡を訪れる場合の公共交通機関は、路線バス「影向寺」バス停・「千年」バス停等であるが、遺跡群の所在する台地はバス通りから急な坂道や階段を上らないと到達できない。また、史跡周辺は道路幅が狭く、歩道もない場所が大半であるが、車の通行量が多いことから、史跡等の見学時に危険な場合もある。遺跡来訪者用の駐車・駐輪スペースは現状整備されていないため、多目的広場等のスペースの確保が必要である。

●橘樹郡衙跡と影向寺遺跡を結ぶ道路は、住宅の密集する幅員の狭い道路で、交通量も多いことから、安全な動線の確保が必要である。

(3) 居住空間と関わり

●史跡が地域住民の生活空間と重なっていることから、史跡を見学する際に住民のプライバシーに十分配慮する必要がある。

(4) 史跡の整備

●平成27（2015）年の史跡指定時の指定範囲は橘樹官衙遺跡群の内のごく一部分に限られており、官衙に関連する重要な遺構がすでに発見されている場所や今後官衙に関連する重要な遺構が発見された場合等は、順次追加指定を図る必要がある。このことから、史跡全体の将来像を描きながら整備を計画するとともに、公有地化の進展に応じた段階的な整備を行っていく。

第4節 管理運営体制

●史跡の保存・管理については、既に地元の遺跡保存会と協働して行っている部分もあり、保存会の育成・充実に協力しつつ、今後さらに連携しながら進めていく。

●史跡整備等の進展に応じて、公有地を含む史跡全体の管理・活用に係る人的資源の拡充と育成とともに、地域住民や関係行政庁との連絡調整を図っていく必要がある。

また、橘樹官衙遺跡群の保存・活用・整備事業は、住民、有識者、行政が関わり合いながら携わることが望ましく、橘樹郡衙跡史跡保存会や影向寺重文・史跡保存会とも連携しながら各種事業を運営する必要がある。

第5章 橘樹官衙遺跡群における保存活用のマスタープラン

国指定史跡は、我が国の歴史を正しく理解する上で、欠くことのできない遺跡とされており、史跡橘樹官衙遺跡群は古代の地方官衙の在り方を理解することのできる貴重な遺跡として、極めて重要である。このため、史跡の確実な保存管理および活用のためにマスタープランを定める。

前述した橘樹官衙遺跡群の価値や構成要素等から考えれば、その保存管理・活用は、史跡指定地のみではなく、史跡指定地以外の橘樹郡衙跡や影向寺遺跡は当然として、史跡周辺地域に所在する関連遺跡や特別緑地保全地区等を含めた広範囲な保全を図ることが重要といえる。

しかし、史跡橘樹官衙遺跡群は、橘樹郡衙主要施設である正倉院の一部と古代影向寺の主要建物が確認されている影向寺境内の一部という限定された範囲のみ史跡指定されただけで、郡庁・館・厨といった郡衙のその他主要施設等は全く指定されていない。

この現状をふまえ、本保存活用計画では、史跡指定地だけでなく、将来史跡の追加指定を目指す範囲を含め、橘樹官衙遺跡群全域とその周辺に所在する関連遺跡及び橘樹官衙遺跡群に隣接する特別緑地保全地区等、全域を対象としている。

第1節 マスタープラン

(1) 史跡橘樹官衙遺跡群の確実な保存と継承

史跡橘樹官衙遺跡群は、我が国の古代史上の重要な価値を有する国民共有の財産であり、地域のかげがえのない歴史的・文化的資産である。この史跡を、未来にわたって確実に保存し、継承する。

(2) 継続的調査による遺跡群の全体像の解明

史跡橘樹官衙遺跡群の全容解明や関連する遺跡等の歴史的価値を把握するため、それらの情報を広く発信し、市民・地元住民等の理解を得ながら、継続的に調査を実施していく。

(3) 史跡橘樹官衙遺跡群やその周辺の景観と歴史的・文化的資産を活用した歴史的まちづくりの推進

史跡橘樹官衙遺跡群及び周辺地域には、多くの遺跡や文化財、谷戸や緑地等が所在しており、橘樹官衙遺跡群とこれら文化財や自然環境等を総合的に捉え、市民や地域の理解・協力を得ながら、豊かな歴史資産及び自然資産に根付いた良好な景観を守り、歴史的まちづくりを推進する。

(4) 地域を知る学びの場や人材を育成するひとづくりの場としての整備・活用

史跡橘樹官衙遺跡群の整備・活用を通じて、歴史や文化を知ることによって郷土に対する愛着を醸成し、この地域がもつ歴史や価値を活かしたまちづくりを図るとともに、それらを担う人材の育成も図る。

(5) 管理運営体制の構築・整備

史跡橘樹官衙遺跡群を将来にわたり保存・活用していくため、市の文化財保護部局が中心となって関係行政機関・土地の権利者・地域住民・企業等と連携した管理運営体制を構築する。

第2節 短期方針

史跡橘樹官衙遺跡群については、前節のマスタープランに基づき保存活用を進めていくが、遺跡群の全容解明、史跡の追加指定、土地の公有地化等については、長期的な視点で、段階的に進展していくことから、まず順次取組むことが可能な、今後10年程度の保存管理・活用等に関する短期方針を定める。

- (1) 本格的な整備を行う前に簡易的な解説板やサイン等を設置し、市民等の活用しやすい環境を整える。
- (2) 重要な遺構等が発見されている、または発見された場合は、地権者等の協力を得ながら追加の国史跡指定を目指すとともに、優先的に公有地化を図っていく。
- (3) 公有地化の進捗状況に応じ、段階的な保存整備・活用を推進する。
- (4) 史跡橘樹官衙遺跡群の価値を広く知ってもらうための情報発信を積極的に図る。
- (5) 史跡における現地見学会や講座等を通じて、市民への周知を図るとともに、史跡の保存を図る社会的雰囲気作りを進める。

第6章 史跡の保存管理

第1節 保存管理の基本方針

第3章における史跡の価値及び第4章における史跡の課題の整理、また第5章における橘樹官衙遺跡群における保存活用のマスタープランを踏まえ、史跡を継続して、適切に保存管理していくための基本方針を以下のように定める。

(1) 史跡の確実な保存と継承

史跡指定地のうち橘樹郡衙跡については確実に保存管理し、整備活用を図るために計画的に公有地化を図る。また、影向寺遺跡については、影向寺境内での寺院活動を継続できるよう十分な配慮をしつつ、遺跡を確実に保存管理する。

(2) 地域と協働した史跡の保存管理

史跡橘樹官衙遺跡群が所在する橘・野川地区の住民、町内会、影向寺関係団体等、地域全体の理解を得ながら協働して保存管理を行いつつ、文化庁、神奈川県教育委員会、川崎市の関連部局、学術研究団体等とも連携を図り、市民・有識者・行政が幅広く協力して保存管理を行う。

(3) 史跡橘樹官衙遺跡群の公有地化

史跡橘樹官衙遺跡群を将来にわたり確実に保存管理し、広く市民が活用するための整備を実施するため、計画的に史跡指定地の公有地化を進める。また、未指定地については、調査研究の結果に基づく遺構の重要性や保存の必要性に応じて、住民の理解を得て追加指定を図っていく。

(4) 史跡橘樹官衙遺跡群の全容解明に向けた調査の実施と追加指定

史跡橘樹官衙遺跡群の調査を継続的に実施し、遺跡群の全容解明を進めることで、遺跡群の価値をさらに高め、その調査成果に基づき遺跡の保存を図る。また、遺跡群内の未指定地についても、調査成果に基づく遺構の重要性や保存の必要性が明らかになった地域は、住民や地域の理解を得て、追加指定を図っていく。

(5) 周辺の歴史文化資産・自然文化資産を活かした保存管理

史跡橘樹官衙遺跡群及びその周辺には、史跡地内と同等の価値を有する遺構が確認された、あるいは遺構が想定される未指定地や遺跡・文化財等の歴史文化資産、谷戸・湧水・里山等の自然文化資産が多く所在しており、その恵まれた地域の特徴を活かしながら、地域にガイドンス施設を設置する等、実際に歴史や自然を体感・体験できる場と史跡や周辺の歴史・自然文化資産等を学習する場というバランスのとれた一体的な活用が図れるような保存管理を進める。

第2節 橘樹官衙遺跡群及びその隣接地における地区区分と構成要素

(1) 史跡指定地の地区区分

古代武蔵国橘樹郡の役所跡である橘樹郡衙跡（千年伊勢山台遺跡）と白鳳寺院跡である影向寺遺跡から構成される史跡橘樹官衙遺跡群については、今後の保存整備・活用を円滑に進めるため、指定地における土地所有状況等によって、地区区分を行う。

【A1地区】

当該地区は、国史跡指定地のうち、すでに川崎市が公有地化した土地及び国から無償貸与されている土地である。

遺跡としては、橘樹郡衙跡（千年伊勢山台遺跡）であり、過去の発掘調査等により、橘樹評段階の遺構群や橘樹郡衙正倉院を構成する遺構群が確認されている地区である。遺構群は調査終了後に、掘削部分に山砂等を充填した上で埋戻しを行い、地下に現状保存している。

また、地区内には、郡衙成立以前の集落跡や古墳等の遺構も確認されている。

【A2地区】

当該地区は、国史跡指定地のうち、個人及び宗教法人が所有している土地である。

遺跡としては、橘樹郡衙跡（千年伊勢山台遺跡）と影向寺遺跡であり、過去の発掘調査等により、橘樹評段階の遺構群や橘樹郡衙正倉院を構成する遺構群や古代影向寺関連の遺構群が確認されている地区である。遺構群は調査終了後に、掘削部分に黒色土や山砂等を充填した上で埋戻しを行い、地下に現状保存している。また、地区内には、郡衙成立以前の集落跡や古墳等の遺構も確認されている。

(2) 史跡指定地以外の地区区分

史跡橘樹官衙遺跡群は、橘樹郡衙跡及び影向寺遺跡から構成されているが、両遺跡以外にも子母口植之台遺跡・蓮乗院北遺跡や野川神明社南遺跡等、周辺には官衙関連遺跡が所在しており、広い意味ではこれらの遺跡を含めて橘樹官衙遺跡群と呼んでいる。

橘樹郡衙跡や影向寺遺跡においても、史跡指定地以外に郡衙に関連する遺構群が確認されるとともに、郡衙及び寺院成立以前の集落跡や廃絶後の遺構が存在することが判明している。また、橘樹官衙遺跡群を構成する周辺の遺跡においても、官衙に関連する遺構群が確認されている場所もある。

史跡指定地以外の地域は、大部分が住宅地及び農地である。しかし、当該地域内には都市計画道路「野川柿生線」・「登戸野川線」の計画路線とともに、史跡に隣接した「橘特別緑地保全地区」・「千年特別緑地保全地区」・「東野川特別緑地保全地区」があることから、野川柿生線・登戸野川線計画路線敷、特別緑地保全地区、それらを除いた指定地以外の橘樹郡衙跡及び影向寺遺跡と広い意味での橘樹官衙遺跡群を構成する周辺の遺跡を地区区分（B・C・D・E地区）して取扱いを行う。

【B地区】

当該地区は、史跡指定地以外の橘樹郡衙跡及び影向寺遺跡の範囲内（周知の埋蔵文化財包蔵地：高津区No. 95、高津区No. 138、高津区No. 148の一部、宮前区No. 5）で、都市計画道路「野川柿生線」・「登戸野川線」計画路線敷、「橘特別緑地保全地区」・「千年特別緑地保全地区」を除いた地区である。

当該地区では、過去の発掘調査等により、橘樹評段階の遺構群、橘樹郡衙諸施設を構成する遺構群、古代影向寺に関連する遺構群が確認されている場所もあり、ほぼ全域に官衙に関連する遺構群が現存する可能性が高い。また、郡衙成立以前の集落跡や古墳等の遺構も確認されている。

現況は、住宅地・農地・墓地・駐車場等であり、住宅地は2階建の戸建住宅が大半を占めている。このうち、住宅の建設等の事前の調査によって遺構が確認されている地点については、盛土等により遺構を保全するための措置が取られている。

【C地区】

当該地区は、史跡橘樹官衙遺跡群を構成する橘樹郡衙跡及び影向寺遺跡を除く、広い意味での橘樹官衙遺跡群を構成する周辺の官衙関連遺跡の範囲内（周知の埋蔵文化財包蔵地：高津区No. 100、高津区No. 148の一部、宮前区No. 4、宮前区No. 6、宮前区No. 7）で、「東野川特別緑地保全地区」を除いた地区である。

当該地区では、過去の発掘調査等により、橘樹郡衙正倉院と同規模の倉庫跡が確認されるとともに、大型掘立柱建物、古代の集落跡等、官衙に関連する遺構群が存在することが判明している。また、郡衙成立以前の集落跡や廃絶後の遺構群も確認されている。

現況は、住宅地・農地・公園等である。

【D地区】

史跡橘樹官衙遺跡群を構成する影向寺遺跡内（周知の埋蔵文化財包蔵地：高津区No. 148、宮前区No. 5）にある都市計画道路「野川柿生線」及び広義の橘樹官衙遺跡群を構成する三荷座前遺跡内（周知の埋蔵文化財包蔵地：宮前区No. 4）にある「登戸野川線」計画路線敷が該当する。現況は、住宅地・農地・墓地である。

当該地区では、過去の発掘調査等により、古代影向寺に関連する遺構群が確認されている場所もあるとともに、古代影向寺造営以前の集落跡等の遺構も確認されている。

【E地区】

史跡橘樹官衙遺跡群を構成する橘樹郡衙跡及び影向寺遺跡の周辺の「橘特別緑地保全地区」・「千年特別緑地保全地区」・「東野川特別緑地保全地区」が該当する。現況は、緑地である。

当該地区では、過去に発掘調査等を実施したことはないが、丘陵上に展開する橘樹官衙遺跡群に関連する遺構が現存する可能性は高い。

(3) 地区区分と構成要素

第6表 史跡指定地内の構成要素

地区区分	本質的な価値を構成する要素	副次的価値を構成する要素	その他の要素
A 1 地区 [公有地化完了範囲]	<ul style="list-style-type: none"> ○郡衙正倉院の遺構・遺物（掘立柱建物・溝・柵等） ○評段階の遺構（倉庫群・溝等） ○古代における周辺地域との関係性を示す遺構・遺物（出土瓦・文字瓦等） ○郡衙が立地する丘陵地形 	<ul style="list-style-type: none"> ○郡衙成立前及び廃絶後の様相を示す遺構・遺物（縄文時代から中世にかけての竪穴建物・溝状遺構等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○都市緑地（たちばな古代の丘緑地） ○橘樹官衙遺跡群保存活用事業用地 ○史跡解説板・園名板等 ○道路（市道）
A 2 地区 [寺院・公有地化未完了範囲]	<ul style="list-style-type: none"> ○郡衙正倉院の遺構・遺物（掘立柱建物・溝・柵等） ○評段階の遺構（倉庫群・溝等） ○古代影向寺に関連する遺構・遺物（瓦葺建物（礎石建物）・掘立柱建物・溝・瓦等） ○郡衙・寺院が立地する丘陵地形 	<ul style="list-style-type: none"> ○郡衙成立前及び廃絶後の様相を示す遺構・遺物（縄文時代から中世にかけての竪穴建物・溝状遺構等） ○影向石（塔心礎） ○平安時代末の薬師三尊像（国重文）等 	<ul style="list-style-type: none"> ○寺院（影向寺） ○建築物（住宅） ○工作物（生産緑地表示板・電柱・街灯・文化財解説板・安全標識等） ○農地（畑） ○駐車場

第7表 史跡指定地以外の構成要素

地区区分	史跡の本質的価値と同等の価値の構成要素	史跡の副次的価値と同等の価値の構成要素	その他の要素
B 地区	<ul style="list-style-type: none"> ○郡衙正倉院の遺構・遺物（掘立柱建物・溝・柵等） ○評段階の遺構（倉庫群・溝等） ○郡庁・館・厨等に係る遺構・遺物（掘立柱建物・溝・柵等） ○古代影向寺に関連する遺構・遺物（掘立柱建物・溝・瓦等） ○郡衙・寺院が立地する丘陵地形 	<ul style="list-style-type: none"> ○縄文時代から中世にかけての遺構と遺物 ○「長者屋敷」等の伝承 	<ul style="list-style-type: none"> ○橘ふれあいの森 ○建築物（住宅・集合住宅・作業場・事務所・高圧鉄塔等） ○工作物（生産緑地表示板・電柱・街灯・安全標識等） ○農地（畑） ○駐車場 ○道路（市道等） ○墓地
C 地区	<ul style="list-style-type: none"> ○官衙関連の遺構・遺物（掘立柱建物・溝・柵等） 例：蓮乗院北遺跡 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○縄文時代から中世にかけての遺構と遺物 例：三荷座前遺跡、野川東耕地遺跡 等 ○古代の豪族居宅と推定される遺構 例：野川神明社遺跡 等 ○郡衙や寺院に関連する古代の集落跡 ○室町時代と推定される板碑 	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物（住宅・集合住宅・作業場・事務所・高圧鉄塔等） ○工作物（生産緑地表示板・電柱・街灯・安全標識等） ○農地（畑） ○駐車場 ○道路（市道等）
D 地区	<ul style="list-style-type: none"> ○古代影向寺に関連する遺構・遺物（掘立柱建物・溝・瓦等） ○郡衙・寺院が立地する丘陵地形 	<ul style="list-style-type: none"> ○縄文時代から中世にかけての遺構と遺物 	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物（住宅） ○農地（畑） ○駐車場 ※都市計画道路予定地
E 地区	<ul style="list-style-type: none"> ○郡衙・寺院が立地する丘陵地形 	<ul style="list-style-type: none"> ○古来からの地形や斜面林 ○古くから生息する動植物 	<ul style="list-style-type: none"> ○橘特別緑地保全地区 ○千年特別緑地保全地区 ○東野川特別緑地保全地区

第3節 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針・取扱基準

国史跡については、史跡地内でその現状を変更する、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、文化財保護法第43条第1項に基づき文化庁長官の許可を受ける必要がある。そこで、橘樹官衙遺跡群の国史跡地内における現状変更に関する取扱方針や取扱基準を定めるとともに、史跡指定地外での保存に影響を及ぼす行為の取扱方針・取扱基準についても、前述した保存管理の基本方針や橘樹官衙遺跡群の地区区分と構成要素等に基づいた保存区分ごとに設定する。

(1) 史跡指定地内における取扱方針と取扱基準

【A1地区・A2地区に共通する取扱方針】

- 現状変更を行う場合は、原則現状維持（同一規模・同一場所・同一深度以内での変更）を図り、周囲の景観・環境等に配慮する。
- 現状変更を許可する場合でも、遺構面を損傷しないこと等の条件を付し、現状変更実施場所の確認調査（軽易な変更等の場合は職員による立会）を実施する。

【取扱基準】

現状変更の許可に関する地区区分ごとの取扱基準は次の表のとおりである。

第8表 国史跡指定地内の現状変更取扱基準

地区区分及び基準 現状変更内容		A1地区	A2地区	摘 要 許可は、史跡への影響を与えないまたは影響が軽微であることを条件とする。	
		現状維持	現状維持		
建築物	新 築	×	△	寺院関連施設のみ	
	増・改築	×	○	寺院関連施設、戸建住宅等	
	取り壊し	○	○	寺院関連施設、戸建住宅等	
工作物	掘削有	新 設	○	○	復元建物等、史跡解説板、屋外広告物等
		改修・更新等	○	○	
		撤 去	○	○	
	掘削無	新築・改修・更新等	○	○	物置等
		撤 去	○	○	
立竹木	植樹・移植・伐採	△	△	遺構への配慮を条件に許可する。	
地形改変	地盤改良・農地改良等	×	×		
その他	保存目的調査	○	○		

(○=可、△=条件付可、×=不可)

【A1地区の取扱方針】

●すでに公有地化が完了しているA1地区については、保存活用を図るために必要な保存整備を実施するまでの間、遺構等に影響がないよう地区の環境保全に努める。

【A2地区の取扱方針】

- 橋樹郡衙跡における農地では、遺構面に影響が及ばない深度での耕作を実施するとともに、ゴミ穴・排水用溝等、遺構面への影響が出る掘削は行わない。
- 影向寺遺跡における影向寺境内での現状変更については、現状維持（同一規模・同一場所・同一深度等）を原則とするが、やむを得ない場合は、遺構面を損傷しないこと等の条件を付して許可し、宗教活動への影響がないよう配慮する。

(2) 史跡指定地外における取扱方針と取扱基準

史跡指定地外において、現状を変更する、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合、周知の埋蔵文化財包蔵地内であれば、文化財保護法第93・94条に基づく取扱いを行うことになる。また、特別緑地保全地区についても、都市緑地法に基づく取扱いが必要である。ただし、史跡地内と同等の価値を有する遺構等が確認された、あるいは遺構等の存在が想定される範囲もあり、史跡と密接な関係性を有する地域であることから、その取扱いについては、遺跡を保存することを前提とした方針や基準を設定する。

【B地区～E地区に共通する取扱方針】

- 史跡指定地の周囲に広がる周知の埋蔵文化財包蔵地及びその隣接地については、「神奈川県埋蔵文化財取扱基準」に基づき対応し、可能な限り現状保存を図るとともに、確認調査を実施して橋樹官衙遺跡群関連遺構の有無を把握する。
- 重要な遺構等が確認され現状保存を図る場合でも、土木工事等の実施場所の確認調査を実施し、遺跡の詳細な内容の把握に努め、橋樹官衙遺跡群に関連する重要な遺構等が発見された場合、特に必要と認められる場合は、国史跡への指定及び史跡の追加指定を行い、指定後は基本方針に基づき、関係者等との協議を行った上で、原則公有地化を図っていく。

【B地区の取扱方針】

- 周知の埋蔵文化財包蔵地及びその隣接地については、「神奈川県埋蔵文化財取扱基準」に基づき対応し、確認調査を実施して橋樹官衙遺跡群関連遺構の有無を把握する。
盛土等により遺跡を保存するとともに、新築等を行う際には、歴史的環境保全に配慮したデザイン等とするよう、建築部局および教育委員会と協議調整をはかる。
- 現況の道路等の維持管理に関するものや、生活上必要な最低限の道路の拡幅については、遺構面を損傷しないこと等の条件を付し、現状変更実施場所の確認調査（軽易な変更等の場合は職員による立会）を実施した上で、現状変更する。

【取扱基準】

土木工事等の実施等、保存に影響を及ぼす行為に関するB地区における取扱基準は次の表のとおりである。

第9表 史跡地外における取扱基準（B地区）

土木工事等内容		地区区分	B地区	摘要
建築物	新築		△	・遺構が検出されている場合は現状保存を条件とする。 ・歴史的環境保全に貢献するデザインとするよう要請する。
	増・改築		○	
	取り壊し		○	
工作物	掘削有	新設	△	遺構面を損傷しないこと等の条件を付し、現状変更実施場所の確認調査（軽易な変更等の場合は職員による立会）を実施した上で、現状変更する。
		改修・更新等	△	
		撤去	△	
立竹木	植樹・移植・伐採		△	遺構が検出されている場合は、遺構への配慮を条件とする。
地形改変	農地改良・土地改変等		○	遺構が検出されている場合は、遺構への配慮を条件とする。
その他	保存目的調査		○	

(○=可、△=条件付可、×=不可)

【C地区の取扱方針】

●橋樹郡衙や古代影向寺等、官衙に関連する遺構が検出された場合は、現状保存を図りつつ、遺跡の内容等を把握するための確認調査を実施し、遺跡の保存にむけ地域の協力を得られるよう調整を図る。

【D地区の取扱方針】

●都市計画道路の事業進捗状況に応じ対応を図るが、橋樹官衙遺跡群に関連する遺構が発見された場合は、関係部局等と調整を図り、その保存に努める。

【E地区の取扱方針】

●樹木の伐採等、掘削を伴わない現状変更の場合も、土壌の流出・風化等により遺構面へ影響が及ぶ可能性もあることから、関係機関等と事前に協議を行う。

●将来的に史跡の価値を高める自然的景観の形成に向け、地域住民及び関係機関等と継続的に協議・合意形成を行っていく。

【取扱基準】

土木工事等の実施等、保存に影響を及ぼす行為に関するC・D・E地区ごとの取扱基準は次の表のとおりである。

第10表 史跡地外における取扱基準（C～E地区）

土木工事等内容		地区区分		
		C地区	D地区 (※1)	E地区
建築物	新築	○	○	—
	増・改築	○	○	—
	取り壊し	○	○	—
工作物	掘削有	新設	○	○
		改修・更新等	○	○
		撤去	○	○
立竹木	植樹・移植・伐採	○	○	△(※2)
地形改変	農地改良・土地改変等	○	○	○(※2)
その他	保存目的調査	○	○	○(※2)

(○)=可、△=条件付可、×=不可

(※1) 別途都市計画道路計画決定地としての取扱あり

(※2) 別途特別緑地保全地区としての取扱あり

第4節 土地公有地化の方針

史跡橋樹官衙遺跡群及びその周辺では、必要に応じて川崎市が土地を購入して公有地化を図り、将来にわたって橋樹官衙遺跡群の保存・整備・活用を進めていくことが重要であることから、地区区分ごとの公有地化の方針を定める。

[用語の説明]

現状保存…工事による掘削が埋蔵文化財に及ばず、埋蔵文化財を保護するために掘削底面及び側面と遺構確認面及び遺物包含層との間に30cm以上の保護層を確保すること。

現状維持…同一規模・同一場所・同一深度内における現状変更を行うこと。

保存目的調査…重要な遺跡について、史跡指定その他の保護の措置を執るため、あるいは史跡指定されている遺跡の整備・活用を図るために行われる発掘調査。

第11表 土地公有化の方針

地区区分	原則	土地公有地化の方針
A1地区	—	すでに公有地化が完了している。
A2地区	公有地化	史跡として遺構等の保存管理、市民の利用に供するための整備・活用のため、寺院地を除く民有地については、優先的に公有地化を図る。
B地区	史跡の追加指定を行った範囲については公有地化	すでに橋樹官衙遺跡群に関連する重要な遺構等が確認されている、また史跡に隣接等、遺跡の理解を進めるために必要不可欠な地点であると確認されている場合は、現状保存を図りつつ、関係者等との協議を行った上で国史跡への追加指定を行い、A2地区同様、原則公有地化を図っていく。また、今後橋樹官衙遺跡群に関連する重要な遺構等が確認された場合も同様に、現状保存として取り扱った後、関係者等との協議を行った上で国史跡の追加指定を行い、指定後はA2地区同様、原則公有地化を図っていく。
C地区	史跡の追加指定を行った範囲については公有地化	橋樹官衙遺跡群に関連する重要な遺構等が確認された場合は、現状保存として取扱った後、関係者等との協議を行った上で国史跡の追加指定を行い、指定後はA2地区同様、原則公有地化を図っていく。
D地区	都市計画道路事業の進捗に合わせて協議	橋樹官衙遺跡群に関連する重要な遺構等が確認された場合は、関係機関等との協議を行った上で、取扱いを決定していく。
E地区	—	特別緑地保全地区としてすでに一定程度公有地化されており、緑地保全がはかられた

第7章 史跡の活用

第1節 活用の基本方針

第3章で整理したように、史跡橋樹官衙遺跡群は、東国における古代律令制度に基づく地方支配の実態を明らかにする上で、極めて重要な価値を有する遺跡である。この史跡を将来にわたり、確実に保存していくためには、遺構を適切に保存管理するとともに、史跡のもつ価値や魅力を広く伝えていくため、周辺の地形や景観と一体としての活用を進めていかなければならない。

史跡の活用については、住宅密集地の中、現地に立てば今なお古代の雰囲気を感じるとともに、地形に合わせて規則的に配置された橋樹郡家（郡衙）正倉院やその他の郡家諸施設の様相、郡家に隣接して造営された古代寺院、かつてそれらの施設で行われたであろう郡家の政務や儀礼、役人達の活動の様子等について想像し、楽しく史跡に触れ合ってもらえる取組を行う。

また、史跡橋樹官衙遺跡群周辺には、西福寺古墳や馬絹古墳を含む梶ヶ谷古墳群が展開しており、古代律令制度による地方支配が成立する過程で、この地域が後の橋樹郡域の中で重要な位置を占めていたことを示すものであり、さらに、橋樹郡域には古代律令体制成立以前に「橋花屯倉」が設置されたとされ、この橋樹の地と大和王権との関係性を示している。こうした史跡や遺跡等を合わせて活用することで、川崎市のみならず、日本の古代史を学ぶことが可能である。

これらを踏まえ、史跡活用の基本方針を以下のように定める。

（1）史跡橋樹官衙遺跡群の存在や価値、または調査研究成果等の積極的な情報発信

史跡橋樹官衙遺跡群やその価値等を様々な手段を用いて広く周知していくとともに、新たに発見された成果等を速やかに発信し、情報の共有を図る。また、市民と連携し、これまでの調査・研究成果を公開・活用するとともに、研究機関とも連携し、全国的な調査研究を進める。

（2）地域の歴史・魅力を学ぶことのできる場づくり

学校教育と連携を図り、史跡橋樹官衙遺跡群やその周辺地域の歴史や価値を学び、周辺の谷戸や豊かな緑地など、多様で豊かな地域の魅力を認識することができる場とするとともに、生の歴史に触れた感動や驚嘆といった貴重な体験をできる場とする。また、自らのルーツや歴史に対する興味等、生涯学習の場として幅広い年代の方が学ぶ場とする。

（3）史跡橋樹官衙遺跡群を活用したひとつづくり・まちづくりの推進

地域住民・市民等が気軽に集う憩いの場として利用するとともに、地域住民や市民団体等と連携しながら、史跡橋樹官衙遺跡群を通じて、郷土に対する愛着を醸成し、この地域がもつ歴史や価値を活かしたまちづくりを図り、またそれらを担う人材の育成も図る。

また、史跡等の歴史的・文化的資産も地域の資産として活用すべきものであることから、周辺に住宅地が広がる史跡用地において、災害時の避難場所や防災用具の保管場所等、地域の防災拠点としての機能をもった場とする。

第2節 活用の方法

(1) 学校教育における活用

発掘調査等により、地面の下から発見された遺構や遺物は、かつてここで生活していた先人達を作り、使ったものであり、そこには現在の私達と同じく、喜びや悲しみ、苦しみそして楽しみを経験しつつ暮らしていた、遠い昔の生活の一端を想像することのできる貴重な資料である。このような生の歴史を感じられる資料を実際に見たり、触ったりすることは、教科書を読むだけでは得られない感動や想像といった知識を養うために非常に効果的である。

また、小さい頃から郷土の歴史や文化財に慣れ親しむことは、史跡の次世代への継承にも繋がる大切な取組であることから、これまでも市内の小学校への出前授業を実施し、市内や学校周辺の遺跡に関する理解を深めるとともに、遺跡から出土した土器や石器に触れながら学習する機会を設けてきたが、今後は、これまでの取組を継続的に進めるとともに、史跡橘樹官衙遺跡群やその周辺地域の歴史や魅力等について、学校教育の場で総合的に学習できるような活用のあり方を検討していく。

- ア 学校教育の場で積極的に活用できるようにするため、総合教育センターや現場の教員等と協力してカリキュラム（プログラム）を作成する。また、市内の学校教員等の研修として、模擬授業や出前授業等を公開し、具体的に史跡を用いた授業方法を学ぶ機会を設ける。
- イ 新人教員研修での史跡めぐりや現地講座、定期的に行われる各種教員研修への積極的な参加等、川崎市の教員育成プログラムの中に組み込む。
- ウ 小学校社会科副読本『かわさき』等への史跡を題材とした記事の拡充を図ることにより、川崎市の歴史や橘樹官衙遺跡群の概要についての理解・関心を深め、郷土に対する愛着や文化財保護の精神の醸成を図る。
- エ 将来的には、ガイダンス施設や博物館を幅広く活用した様々な体験・体感型のプログラムを企画・提供する。また、橘樹官衙遺跡群や文化財への理解を深めるだけでなく、史跡周辺における自然や環境等、地域に存在する様々な歴史的・文化的資産について、総合的に学習できる場としての活用を図る。

(2) 生涯学習における活用

- ア 各種イベントやシンポジウム・講座等を実施し、史跡の価値や魅力等の情報伝達を行う。各種イベントや講座等の段階と橘樹官衙遺跡群からの距離に合わせ、様々なニーズに応えられる事業を実施する。

【各種イベントや講座等の段階】

- A：史跡橘樹官衙遺跡群等の知識が全くない人々に史跡の価値や魅力を周知させるようなイベント・講座等
- B：シティプロモーションや観光部局等との積極的な連携による、不特定多数を対象としたイベント・講座等
- C：専門性や研究的な内容であり、専門知識がある程度必要となるシンポジウム・講座等

【史跡橘樹官衙遺跡群からの距離】

- a：地元（高津・宮前区民）向け
- b：川崎市民向け
- c：神奈川県内の方または関東地方の官衙関連遺跡が所在する地域の方向け
- d：古代の都が置かれた奈良・京都または全国の古代官衙関連遺跡が所在する地域の方向け

【具体例】

- (A + a) 考古学初心者で高津・宮前区民を対象とした考古学講座
- (A + a・b) 橘樹官衙遺跡群の確認調査現地見学会
- (B + b) 川崎市域で行われる各種観光イベントに付随した体験学習講座等
- (B + b) 史跡橘樹官衙遺跡群に関心をもつ市民等を対象としたイベントや講座
- (B + c) 観光会社の企画する神奈川県内史跡・文化財観光ツアー
- (B + d) 姉妹都市との連携事業等、地方都市等での川崎市の魅力発信事業に付随したイベントやパネル展示等
- (C + a・b) 地元や市民を対象としたシンポジウム・講演会
- (C + b・c) 古代官衙関連の専門的な内容を扱ったシンポジウム・講座
- (C + d) 全国の博物館・研究機関が実施する古代地方官衙や古代寺院等をテーマにしたイベント・シンポジウム等への協力・参加

イ 講座やシンポジウム等、各種イベントの開催を通じて市民とのネットワークを構築しながら、史跡ガイドや各種イベントの補助等、史跡の活用活動をサポートできる人材を養成し、市民との協働による史跡の活用を推進する。

ウ 市民等が地域の歴史や文化に触れ、学ぶ場として史跡だけでなく、将来的にはガイダンス施設や博物館等を活用し、多様な学習要求に応じた機会や情報を提供する。そのためガイダンス施設等には地域住民が活用・交流できるスペースを設置し、多様な生涯学習活動を可能にする。

エ 現在、都市緑地として公園となっている場所については、フリーマーケットや産地直売所等で広場そのものを活かした活用を図るとともに、影響寺境内については、宗教活動の妨げにならない範囲で、古代に寺院で行われた行事を行うイベントを開催する等の活用を図る。また、AR (Augmented Reality) やVR (Virtual Reality) を活用し、史跡に来た人たちが、現地で古代の建物や風景を体感するとともに、史跡の解説や案内等をできることができるようにする。

(3) 地域における活用

史跡や周辺地域における遺跡・文化財を含む、郷土の歴史的・文化的資産を守り、後世まで継続的に伝えていくためには、地域住民と一般市民との連携が不可欠である。このような観点から、郷土に対する愛着や地域への誇りをもって行動できる人材を育成すること（ひとづくり）の重要性を認識し、これまで地元小学校への出前授業、子ども向けの体験講座や市民等を対象とし

た史跡めぐり・講演会等を実施してきた。

このようにこれまでの活動については継続しつつ、地域コミュニティや地元住民との協働で、史跡が所在する地域ならではの魅力を活かした市民参加型イベントを創出することを試みるとともに、地域の憩いの場として積極的に活用する。

（４）他地域との連携・交流

橘樹官衙遺跡群は、橘樹群家（郡衙）と隣接する古代寺院跡である影向寺遺跡から構成されるが、これらの配置等は古代の地方官衙の典型的な姿を表しており、古代における地方行政機関のあり方を知る上で貴重な事例である。そこで、橘樹官衙遺跡群のもつ価値や魅力を広く全国に発信し、他地域の人々にも活用してもらおう取組みを進めていく。そのためには、情報発信機能を充実させることが重要であり、他地域の人々が橘樹官衙遺跡群について気軽に見る・知る・調べる等ができるよう、ホームページの開設やSNS（Social Networking Service）等を活用して充実した情報発信を図り、パンフレット・ガイドブック等を作成し、川崎市だけでなく、古代官衙関連の遺跡等が所在する地域に配布する等、積極的な連携・交流を行う。

（５）調査研究における活用

史跡の活用の幅を広げ、内容の深化を図るためには調査研究が欠かせない。この調査研究を実践するために、中核となる研究の体制を整え、国内外の大学や研究機関との連携研究を積極的に推進する。

これまで橘樹官衙遺跡群の保存を第一に考え、史跡の全容解明に向けて計画的に発掘調査を行ってきたが、今後も、さらに発掘調査や整理作業等の調査・研究課程を公開する。

発掘調査等で得られた最新の成果を元に報告書を刊行するとともに、定期的にシンポジウムの開催、論文発表、外部研究員の招聘等、対外的な活動にも力を入れ、史跡橘樹官衙遺跡群を全国に周知するとともに、古代官衙研究の発展に寄与する。

第8章 史跡の整備

第1節 史跡整備の基本方針

史跡橘樹官衙遺跡群では、本計画に基づく適切な保存管理を前提として、その歴史的価値と魅力を広く周知するために、史跡公園として整備を図る。

史跡公園は、地域住民や市民等にとって憩いの場や交流の場として利用されるとともに、学習の場ともなるよう整備していく。

また、史跡橘樹官衙遺跡群の周辺に展開する歴史的・文化的資産との一体的な活用を図り、郷土の歴史や日本の古代史を体感できる場としての整備を目指すとともに、新たな文化交流を生み出し、将来にわたり史跡を保存・活用していくための人材育成、まちづくりの拠点としていく。

これらを踏まえ、史跡整備の基本方針を以下のように定める。

- (1) 史跡橘樹官衙遺跡群の適切な保存と確実な継承のための整備
- (2) 古代官衙遺跡の景観等が体感できる整備
- (3) 史跡橘樹官衙遺跡群や周辺の歴史的・文化的資産、また最新成果を発信できる場の整備
- (4) 史跡橘樹官衙遺跡群を中心に、地域住民や市民等が様々な活動や交流ができる場の整備
- (5) 史跡への交通アクセスやサイン、ガイダンス施設・便益施設（駐車場・バリアフリー化等）の整備等、利用者の利便性の向上
- (6) 史跡指定地内の調査の進捗状況、古代官衙関連施設の分布状況、公有地化の進捗状況に応じた、段階的な整備

第2節 整備の方法

史跡橘樹官衙遺跡群の保存整備については、前節で示した基本方針に基づき、史跡指定地の一体的な整備を実施することが望ましいが、史跡橘樹官衙遺跡群は、橘樹郡衙正倉院と古代寺院を除き、重要な遺構の把握が十分にできていないとともに、郡衙域として捉えられる区域であるものの、諸条件により未指定地である地域も多い。また、古代寺院跡である影向寺遺跡は大部分が宗教法人所有地である等、史跡指定地内の土地利用状況も大きく異なり、公有地化も長期的な計画で進めていかざるを得ない状況であることから、第6章で示した保存管理の地区区分に基づいて、地区ごとに整備の方法を定め推進することとする。なお、整備計画の詳細等については、今後策定する国史跡橘樹官衙遺跡群保存整備基本計画及び国史跡橘樹官衙遺跡群保存整備実施計画の中で提示する。

(1) 史跡指定地

ア A1地区

本地区については、すでに公有地化が完了しているとともに、一部については「たちばな古代の丘緑地」としてすでに市民に供用している。今後は、史跡橘樹官衙遺跡群の本質的価値の

1つでもある橘樹郡衙正倉院のイメージを示しながら、公開活用していくため、地下に郡衙関連の遺構がある場所については、当時の様子を分かりやすく示す整備や地下遺構の存在を地上部に表示する等の整備を行うとともに、空闲地だった場所についても、野外での研修や行事等にも利用できる広場として整備する。また、園路の整備を行うことで指定地周囲の市道へのアクセスを確保するとともに、史跡解説板やサイン等を適切に設置し、またベンチ等の便益施設も適所に配置する。

イ A2地区

本地区のうち、橘樹郡衙跡の範囲は、優先的に公有地化を進め、A1地区同様、史跡橘樹官衙遺跡群の本質的価値の1つでもある橘樹郡衙正倉院を顕在化し、公開活用していく。A1地区における整備状況を十分考慮し、地下に郡衙関連の遺構がある場所については、当時の様子を分かりやすく示す整備や地下遺構の存在を地上部に表示する等の整備を行うとともに、空闲地だった場所についても、野外での研修や行事等にも利用できる広場として整備する。また、園路の整備も行い、A1地区や指定地周囲の市道へのアクセスを容易にし、橘樹官衙遺跡群や周辺に展開する歴史的・文化的資産との回遊性を確保するとともに、史跡解説板やサイン等を適切に設置し、ベンチ等の便益施設も適所に配置する。

一方、影向寺遺跡の範囲は大部分が宗教法人影向寺所有地であり、公有地化を進めることが困難であることから、土地所有者との調整を図り、宗教活動の妨げにならないよう配慮しながら、例えば塔基壇の整備等や史跡解説板・サイン等を適切に設置し、ベンチ等の便益施設も適所に配置する。

(2) 史跡指定地外

ア B地区

本地区は、史跡指定地以外の橘樹官衙遺跡群の範囲内であり、未確認の郡庁をはじめ、正倉院の一部、館、厨という郡衙の主要な施設や古代寺院に関連する重要な遺構等の存在が想定される地区である。

今後、すでに郡衙及び古代寺院に関連する遺構等が確認された区域、また調査によって新たに郡衙及び古代寺院に関連する遺構等が確認された区域については、条件が整い次第追加指定を目指し、史跡指定された区域については、A2地区として段階的に公有地化を図り、その遺構等の内容に応じた整備を図る。

特に、橘樹郡衙正倉院東区画溝が確認されている橘樹郡衙跡蟻山地区及び北区画溝等が確認されている伊勢山台地区、そして橘樹郡衙の館と推定される遺構が検出されている上原宿地区については、本地区の中でも優先的に追加指定を目指し、将来的な公有地化並びに整備を図る。また、影向寺遺跡東側についても、古代影向寺の土地利用状況を明らかにする上で重要な地区であることから、優先的に追加指定を目指し、将来的な公有地化並びに整備を図る。

イ C地区

本地区は、史跡橘樹官衙遺跡群を構成する橘樹郡衙跡（千年伊勢山台遺跡）及び影向寺遺跡以外の、広義の橘樹官衙遺跡群を構成する遺跡内であり、郡衙正倉院別院や官衙に関連する重要な遺構、また官衙との密接な関係性が推測される集落跡等が所在する。

今後の調査で、郡衙や古代寺院との関係性が明らかな重要な遺構等が確認された区域については、指定条件が整い次第、追加指定を目指し、史跡指定された区域については、A2地区として段階的に公有地化を図り、その遺構等の内容に応じた整備を図る。

ウ D地区

本地区は、史跡橘樹官衙遺跡群を構成する影向寺遺跡内（周知の埋蔵文化財包蔵地：高津区No.148、宮前区No.5）にある都市計画道路「野川柿生線」及び広義の橘樹官衙遺跡群を構成する三荷座前遺跡内（周知の埋蔵文化財包蔵地：宮前区No.4）にある「登戸野川線」計画路線敷であり、古代寺院に関連する遺構や官衙との密接な関係性が推測される集落跡等の存在が推測される。

今後の調査等で、郡衙や古代寺院との関係性が明らかな重要な遺構等が確認された区域については、関係機関等との協議を行った上で、取扱いを決定していく。

エ E地区

本地区は、史跡橘樹官衙遺跡群を構成する橘樹郡衙跡及び影向寺遺跡の周辺の「橘特別緑地保全地区」・「千年特別緑地保全地区」・「東野川特別緑地保全地区」であり、丘陵上に展開する橘樹官衙遺跡群に関連する遺構等の存在が推測される。

今後の考古学的・自然科学的調査等で、郡衙や古代寺院との関係性が明らかな重要な遺構等が確認された区域及び史跡の価値を高める景観形成については、関係機関等との協議を行った上で、取扱いを決定していく。

第9章 管理運営と体制

第1節 管理運営と体制の基本方針

史跡橋樹官衙遺跡群の保存管理にあたっては、行政のみの力には限界があることから、土地の権利者、地域住民、企業、研究者、関係行政機関等との連携と協働が不可欠である。以下に史跡の管理運営と体制に関する基本方針を示す。

- (1) 川崎市が史跡橋樹官衙遺跡群の管理団体としての役割を果たすための、地域と連携・協働した保存管理の体制構築及び管理運営の推進
- (2) 土地の権利者の理解と協力を得た管理運営の実施
- (3) 文化庁、神奈川県教育委員会をはじめ、関係行政機関との連携による保存管理

第2節 管理運営の方法

(1) 史跡の管理運営

史跡橋樹官衙遺跡群の管理団体として、川崎市は文化財保護法及び本保存活用計画に基づき、土地の権利者等の理解と協力を得て、史跡全体を適切に管理運営する。実務は、教育委員会事務局文化財課が担い、史跡の管理に必要なサイン等の設置、土地の所有者・地番等の異動届出の受付、現状変更等の行政事務等を適切に行う。また、指定地の災害時の応急措置や復旧についても、管理団体である川崎市が主体となって行う。

(2) 史跡地内公有地の管理

史跡橋樹官衙遺跡群の指定地内で公有地化されている土地については、市民・学校教育等の利用に供することができるよう保存整備を図っていくことになるが、その保存整備された土地については、史跡管理団体である市が中心になりつつ、地元町会を中心に組織された史跡保存会と連携、協働しながら、管理運営を行う。

(3) 土地所有者等の協力による適切な管理

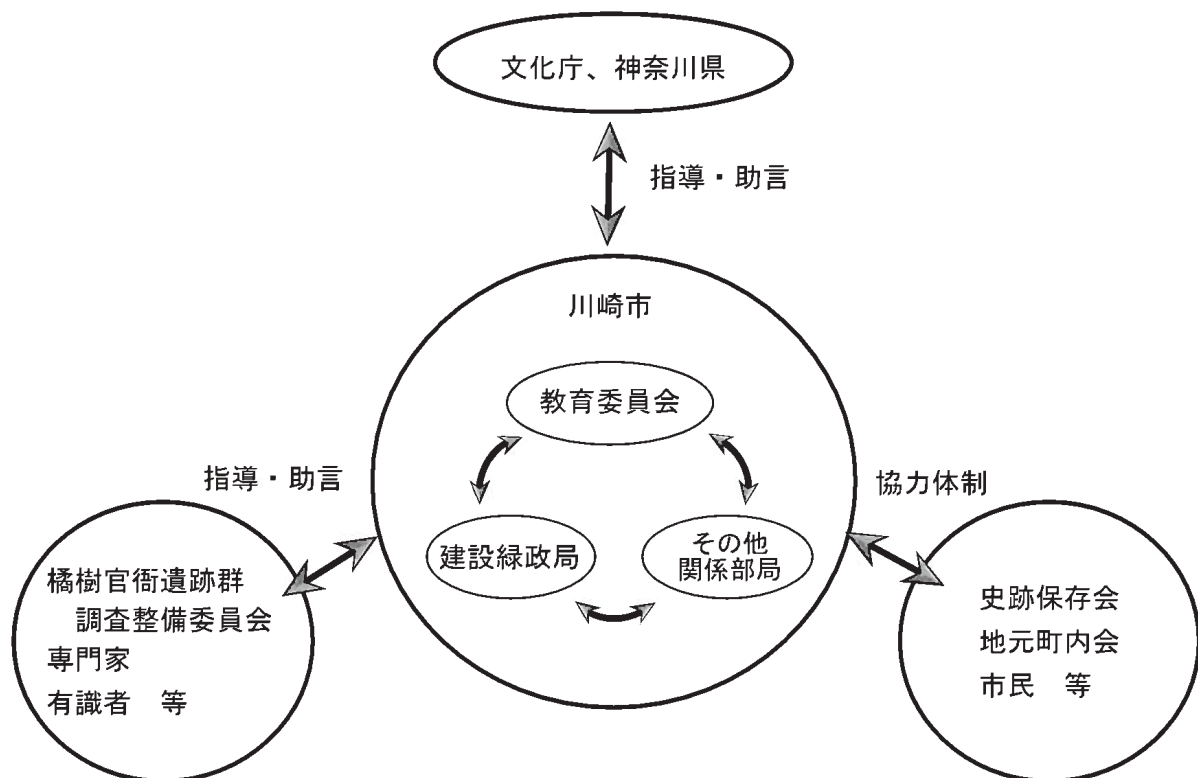
史跡橋樹官衙遺跡群の指定地内で公有地化されていない土地については、地権者に適切に管理してもらえるよう、日頃から理解と協力を得ることに努める。史跡指定地の地権者等が現状変更等を行う場合は、史跡保存の重要性を十分に理解してもらい、管理団体である川崎市と必要な協議を行った上で、現状変更等の申請を行うよう周知を図る。また、土地所有者や地番等の登記事項の異動があった場合も、速やかに川崎市に変更届を提出することも説明する。

(4) 橋地区（高津区千年、宮前区野川）との連携・協働による管理運営

史跡橋樹官衙遺跡群の保存活用については、地域住民や市民等の理解と協力が不可欠であり、保存管理・活用のパートナーとして、積極的な連携・協働が必要であり、管理団体である川崎市と地域住民・市民等との密接な連絡体制の構築、ルール作り等、相互協力を円滑に進めるためのシステム作りを図る（「（仮称）橋樹官衙遺跡群保存活用協議会」等）。

(5) 関係機関等との連携体制

史跡橋樹官衙遺跡群の保存管理については、文化庁や神奈川県教育委員会との連携のもと、川崎市教育委員会が中心となって適切に行う。今後の史跡整備や歴史文化資産との一体的な活用、地域連携等に必要環境整備等については、本保存活用計画策定に向けた川崎市役所内における円滑な調整・協議及び情報の共有化等を図るために開催した橋樹官衙遺跡群保存整備活用に関する庁内検討委員会を引き続き活用し、関係部局と川崎市教育委員会事務局とが部局横断的な連絡・調整体制を構築して進める。



第13図 運営体制・連携のイメージ

第10章 施策の実施計画策定と進捗管理

第1節 実施すべき施策と実施期間

第5章～第9章の内容を踏まえ、史跡橘樹官衙遺跡群において実施すべき施策は、保存・整備・活用という大きく3つの事業に分けることができる。

保存事業は、史跡指定地内における保存は当然であるが、第6章で触れたように、橘樹官衙遺跡群は現在も遺跡内容確認調査を継続的に実施中であり、調査成果によっては追加指定を目指す地域も多く、適切かつ迅速な対応が求められている。

整備事業は、第8章で取り上げたように、すでに市民に供用してきた史跡指定地の一部を拡充するとともに、追加指定や公有地化の進展に合わせ、地区ごとに整備を行う必要がある。

活用事業では、史跡の重要性や情報の発信、学校教育や生涯学習等での活躍が期待される「(仮称)橘樹官衙遺跡群保存活用協議会」等を設置し、地域住民や市民等と一体となった活動を図ることが求められる。

これら大きく3つに分けられる施策は、短期間で実施すべき施策(短期的施策：概ね10か年)を次のとおり整理するとともに、史跡及び地域や社会情勢の変化に合わせ史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画の点検・見直しをしつつ、施策を実施する。また、中長期的に実施すべき施策(中長期的施策：概ね30か年)として、条件が整えば橘樹官衙遺跡群の追加指定及び公有地化を進め、保存整備・活用を実施していく。

(1) 短期的施策(概ね10か年)

ア 保存事業

(7) 追加指定(第1期)：平成30(2018)年度

- 橘樹郡衙正倉院の一部 橘樹郡衙跡〔千年伊勢山台遺跡〕蟻山地区
橘樹郡衙跡〔千年伊勢山台遺跡〕伊勢山台地区
- 橘樹郡衙の館(推定)の一部 橘樹郡衙跡〔千年伊勢山台遺跡〕上原宿地区
- 影向寺遺跡東側隣接地

(4) 追加指定(第2期)：平成32(2020)年度以降

- 橘樹郡衙正倉院の一部 橘樹郡衙跡〔千年伊勢山台遺跡〕伊勢山台地区

(9) その他、内容確認調査を継続的に実施し、その成果等によって追加指定を目指す

イ 整備事業

現在、市民に供用している「たちばな古代の丘緑地」を中心に、公有地化の完了している地域の整備を図る。

(7) 整備事業(第1期)：平成32(2020)年度～

「たちばな古代の丘緑地」を含む公有地化完了地域の整備

(イ) 整備事業：平成33（2021）年度～

- 橋樹郡衙跡〔千年伊勢山台遺跡〕蟻山地区の一部の整備
- 橋樹郡衙跡〔千年伊勢山台遺跡〕伊勢山台地区の一部の整備
- 橋樹郡衙跡〔千年伊勢山台遺跡〕伊勢山台地区・上原宿地区の一部の整備
- 影向寺遺跡の一部の整備

ウ 活用事業

本保存活用計画に基づき、現在実施している史跡めぐり、シンポジウム・講演会、発掘調査現地見学会等の活用事業を継続して実施するとともに、以下のとおり活動を展開する。

(7) 活用事業（第1期）：平成30（2018）年度～平成31（2019）年度

学校教育との連携の方策の検討、「（仮称）史跡橋樹官衙遺跡群を活かした学校授業マニュアル」の策定

(イ) 活用事業（第2期）：平成32（2020）年度以降

「（仮称）史跡橋樹官衙遺跡群を活かした学校授業マニュアル」に基づく継続的な取り組み

(ロ) 活用事業（第3期）：平成35（2023）年度以降

地域における活用を図る「（仮称）橋樹官衙遺跡群保存活用協議会」等の設置と活動内容の検討

(エ) 活用事業（第4期）：平成36（2024）年度以降

様々な活用事業の展開

(2) 中長期的施策（概ね30か年）

- 内容確認調査を継続的に実施し、その成果等によって追加指定を目指す
- 史跡指定地については、土地の権利者の理解と協力のもと、公有地化を進める
- 各種活用事業の実施
- 今後定める史跡橋樹官衙遺跡群保存整備基本計画に基づき、状況に応じた保存整備を図る
- ガイダンス施設や便益施設等の設置

第2節 施策の進捗管理と方法

史跡の適切な保存・活用は一時的な行為ではなく、将来にわたり継続して取り組まなければならないことであり、計画自体を経過確認し、定期的に点検評価する必要がある。この経過観察及び点検評価により、各施策の到達進度の把握や、課題の抽出が可能になり、計画を見直す際の基礎資料となる。

そのため、到達進度を表す指標をどのように設定するかが、適切な進捗管理を行う上で重要な役割を果たすため、指標の設定に際しては、文化庁や神奈川県教育委員会の指導・助言を受けな

がら、川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会での審議の上、決定した。

方法としては、施策の進捗管理にあたり、保存管理、活用、整備、管理運営体制のそれぞれについて、進捗状況、実績の点検、課題抽出等の指標を明示したチェックシート（自己点検シート）を利用することとし、このチェックシートの内容は、今後の保存活用計画の見直しや新たな事業等の企画立案に際しての基礎資料として活用する。

また、チェックシートによる自己点検の結果については、随時、川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会に報告を行い、点検・指導を受ける。

卷末資料

資料■ 関連法令

国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画策定スケジュール

	平成28年度												平成29年度												30年度	
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
橋樹官衙遺跡群調査整備委員会		6/9 全体会			9/9 整備部会			12/6 整備部会			3/13 整備部会				7/28 整備部会				整備部会				整備部会			
						11/25 調査部会							6/23 調査部会								調査部会					
文化財審議会		報告								報告								報告					報告			
議会・教育委員会・政調・パブコメ																	9/6 政策調整会議	9/13 教育委員会	10/3 議会報告			政策調整会議	議会報告			
市内調整 (市内検討委員会)		6/7 委員会								3/21 委員会											委員会					
(幹事会)	5/26 第1回				9/2 第2回					3/10 第3回					8/9 第4回						第5回					
検討事項	目的の共有										<ul style="list-style-type: none"> 政策としての位置づけの検討 史跡の本質的価値と構成要素の検討 現状変更方針の検討 追加指定と公有地化を目指す方針の確認 										計画素案	計画案作成	計画案	修正・最終調整	国史跡橋樹官衙遺跡群保存活用計画 策定	計画運用開始・市民への広報実施

国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画素案に関する意見募集について

「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」は、国史跡橘樹官衙遺跡群を将来にわたり保存し、史跡の価値と魅力を広く伝えていくため、史跡の適切な保存管理、活用、整備、管理運営体制等についてのマスタープランを定めるとともに、個別の基準を定めるための基本方針をお示しするものです。

これまで、「川崎市橘樹官衙遺跡群調査整備委員会」において、学識経験者・地元町会・史跡保存会などの代表から御意見を伺いながら検討を進め、この度、「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画 素案」を策定しましたので、広く市民の皆さまの御意見を募集します。

1 意見の募集

平成29年10月10日（火）～平成29年11月9日（木） 計31日間

※郵送の場合は、当日消印有効です。

※持参の場合は、平成29年11月9日（木）17時15分までとします。

2 御意見の提出方法

御意見、住所、氏名、電話番号を記入（様式は自由）し、持参、郵送、FAX、市ホームページからのフォームメールにてお寄せください。

※電話等、口頭での御意見は受け付けていませんので、御了承ください。

【持参・郵送先】 〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル3階
川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課

【F A X】 044-200-3756

【ホームページ】 市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方法により送信

3 計画の閲覧場所

- (1) 川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課
- (2) 教育文化会館・各市民館、各図書館、各市民館・図書館分館
- (3) 各区役所（市政資料コーナー）、市役所第3庁舎2階（かわさき情報プラザ）

4 その他

- ・御記載の個人情報については、提出された御意見の内容を確認するために使用するもので、個人情報は、川崎市個人情報保護条例に基づき、厳重に保護・管理します。
- ・お寄せいただいた御意見に対して個別には回答しませんが、市の考え方を内容ごとに整理し、市ホームページで公表します。
- ・皆様から寄せられた御意見等を踏まえ、平成30年1月に計画を策定・公表する予定です。

問合せ 川崎市教育委員会事務局生涯学習部文化財課

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル3階

電話:044-200-0403 FAX:044-200-3756 E-mail:88bunka@city.kawasaki.jp